

下所々、依<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>濫妨狼藉、國中平均相隨、致<sub>ニ</sub>黨類<sub>一</sub>之由、披露之間、同廿七日一族相共揚<sub>ニ</sub>御旗<sub>一</sub>、打<sub>ニ</sub>出宿所<sub>一</sub>候畢とあり。又安藝には守護武田兵庫助信武尊氏に應じて二日に旗を揚げ、五日より熊谷運覺が矢野を攻め、月末にこれを陥る(吉川)越後には、佐々木(加地)近江守景綱を大將として尊氏に應じ、十九日河村秀義等が瀬波城を燒拂ひ、進んで少國政光等と豊田莊、蒲原津、松崎、沼垂等に轉戦す(色部水)、諸國に公武分争の旗幟は忽ちに分れたり。

〔尊氏直義、義貞を追撃、西上に決す〕 尊氏直義は西上に決し、梅松論次に「同十五日海道に向ひ給ふ、去五日手越河原の合戦の時分京方に屬したりし輩、不二河にて降參す(太平記に據れば、京)、海道は山河の間に足がかりの難所に付、合戦治定有べしと覺えし處に、天龍川の橋を強くかけて渡守を以て警固す、此河は流早く水深き間ゆゝしき大事なるべきに、橋をば誰か沙汰して渡したりけるぞと尋られしかば、渡守共が云、此間の亂に我等は山林に隠れ忍び舟どもをば所々に置て候ひしに、新田殿當所に御著有て河には瀬なし、敗軍なれ共大勢なり、馬にて渡すべきにあらず、又舟を以て渡さば遅くして味方を一人なりとも失はむ事不便なるべし、急ぎ浮橋をかくべし、難澁せしめば汝等を誅すべしと御成敗候しほどに、三日の間に橋をかけ出して候なり、新田殿御勢を夜晝五日渡させ給ひて一人も残らずと見えし時、新田殿御渡り候し也、其後軍兵此橋を懸て切落すべき由下知せしとき、義貞橋の中より立歸て大に御腹を立られて、我等を近く召れて仰含られ候しは、敗軍の我等だ

にも掛て渡る橋、いかに切落したる共、勝に乗たり東士、橋を掛ん事時日を回すべからず、凡敵の大勢に相向ふ時に、御方小勢にて川を後に當て戦ふ時にこそ、退くまじき謀に舟を燒き橋を切は武略の一の手だてなれ、義貞が身として敵に敗ても掛て渡るべき橋を切落して、敵に急に襲はれじと周章狼狽(ウラハ)けるなと言れむ事、末代に至まで口惜かるべしとて、橋を警固仕れとて、靜に御渡り候し也、此故に御勢を待奉りて橋を守り候なりと申ければ、是を聞人皆々涙を流し、弓矢の家に生れては誰もかくぞ有べけれ、疑なき名將にて御座有けるとて義貞を感じ申さぬ人ぞ無りけるとあり(太平記)

〔東山道の官軍〕 東山道の官軍は、伊豫忽那彌次郎重清言上に、尊氏直義爲<sub>ニ</sub>誅割<sub>一</sub>自<sub>ニ</sub>京都<sub>一</sub>發<sub>ニ</sub>向山道<sub>一</sub>之處、小笠原信濃前司、村上源藏人以下凶徒等、爲<sub>ニ</sub>朝敵<sub>一</sub>之間被<sub>ニ</sub>誅伐<sub>一</sub>之刻、去廿三日於<sub>ニ</sub>信濃大井莊<sub>一</sub>(佐久郡)合戦す、且島津上總入道之手、木村三郎入道、東條圖書助等(島津氏は信濃に領地あり)見知とあり、軍忠狀に屬<sub>ニ</sub>大將軍洞院左衛門督殿御手<sub>一</sub>とあれば、義貞が天龍河を渡れる比は、東山道の軍は猶信濃に戦へり。

〔北畠顯家國府出發鎌倉に向ふ〕 陸奥國司北畠顯家(父顯房)が義良親王を奉じて國府を發し鎌倉に向ひたるは、南部八戸系圖に廿二日とし、廿九日に結城參河前司を侍大將となす令旨を傳へたり、月末には既に進發したるべし。武家方には、志和尾張彌三郎國司誅伐として兵を催し、相馬一族雙

方に分れ、廿三日夜、斯波方數千騎、高野郡矢築宿に押寄せて戰ふ(相馬文書)、常陸の佐竹上總入道道源は二十日を限りて佐竹楯を修め、兵を催して據るに、奥州より親王の宮、并國司、關東追伐として發向すと聞きて、親王宮を取奉らんとして來月五日を期し軍勢を催す(飯野八幡文書)、斯波家長が顯家の後を追ひて鎌倉に向ひたるは、尊氏兄弟が義貞の後を追ひて西下したると、略同じ比なりしなるべし。

〔尊氏京都に向ふ〕 二十七日には、伊勢の吉見左近大夫將監範景兵を起して尊氏に應じ、久留部山安濃津に轉戰す(蓮藤文書)、二十八日には、丹波の小河小太郎成春、伊賀四郎光重等尊氏に應じ、大石宿に旗を擧げ、晦日守護館を追落して京都に向ふ、海道を上る尊氏の前軍は既に近江に達し、是年は暮れにけり。

### 第三編 南北朝分立

#### 第六章 尊氏院宣を奉じて西下す

##### 第四十一節 尊氏京都に亂入す

京師諸口の防備嚴重——勢多の矢合せ——大枝山の戰——楠木字治を燒拂ふ——尊氏大波に攻寄す——  
山崎の合戰——各方面の官軍崩壞す

〔京師諸口の防備嚴重〕 新田義貞が東海道を退軍して京都に著せしは十二月廿四五日の比なるべく、東軍後を追ひて年内に近江に到着したれば、京師諸口の防備はいと倉卒なり。梅松論に「將軍の御方には、東八ヶ國并海道の輩一人も残す屬し奉ける間、美濃近江になりしかば、軍勢山野村里に充滿して、人馬足を立るに所なし、さる程に京方の山法師道場坊阿闍梨アジャリ宥覺、山徒千餘人を相語らひて、國人案内者たるにこそ、江州伊岐代官を俄に構て引籠る、是は關東勢を當國にて支へて、御敵の與勢を以、後詰をさせむとの謀なる間、則武藏守高師直を大將として大勢を卒して、建武二年十二月卅日に彼城に押寄て、一夜の中に攻落す、此所野路の宿より西湖の端なれば、討漏されたる者共は舟に乗て落行ける。去程に御手分あり、勢多は下御所御大將副將軍は越後守師泰、淀は鳥

山上總介、芋洗は吉見三河守宇治へは將軍御向あるべきなり、京方の瀬田の大將は千種宰相中將結城太田大夫判官親光、伯耆守長年也、勢田は正月三日より矢合とぞ聞えし、將軍は日原路を経て宇治へ御向あり」とあり。

〔勢多の矢合せ〕 古文書に徴するに、天野安藝八郎景光の請文に勢多合戦事、去自正月一日、到于同十一日、連日致合戦警固、毎日橋爪於高矢藏、抽軍忠之條、今川五郎入道殿御見知畢とあり(天野文書)勢多の矢合せは元日より始まる。又田代豊前市若丸の請文に、去正月二日、江洲伊岐代御合戦之時、屬御手向大手、於辰巳角矢倉下、致軍忠之刻、若黨高野式部房定祐左足甲被射通畢、將又翌日(三)令參栗木御宿、入見參者也とありて、高師泰の承判あり(田代文書)、戸次頼尊の目安にも、正月二日、近江國馳向伊岐須城濱手、懸先云とあれば(福西文書)、伊岐代社には高泰向ひ、前軍は早くも勢田の橋爪に戦を始め、師泰は三日に栗本に陣し、山内首藤通繼の軍忠狀に、近江國伊岐宮大渡橋上御合戦之時、遠矢仕云とありて師泰の手は其ま、尊氏に屬したり、されば太平記に將軍は「正月七日近江國伊岐洲の社に山法師成願坊が三百餘騎にて楯籠たる城を一日一夜に攻落して八日に八幡の山下に陣を取る」とあるは日を誤れり。

〔大枝山の戦〕 太平記に「久下彌三郎時重、波々伯部二郎左衛門爲光、酒井六郎貞信、但馬丹後の勢と引合て六千餘騎、二條大納言殿の西山の峯の堂に陣を取ておはしけるを追落して、正月八日

の夜半より大江山の峠に霧をぞ焼ける、京中には時に取て弱からん方へ向べしとて新田一族三十餘人、國々の勢五千餘騎を貽されたりければ、大江山の敵を追拂ふべしとて、江田兵部大輔行義を大將として三千餘騎を丹波路へ差向らる、此勢正月八日の曉桂川を打渡りて朝霞の紛れに大江山へ押寄せ、久下が舍弟五郎長重痛手を負て討れにけり、是を見て後陣の勢一戦も戦はずして捨鞭を打て引きける」とあり、丹波國御家人小河成春の請文に、建武二年十一月二日被成下御教書之間、率一族已下軍勢等、同十二月廿八日式部伊賀四郎、同一族、并眞壁彦三郎相共に、於當國犬石宿、擧御旗、同三年正月三日、押寄大枝山、致散々合戦、御敵捕大納言家之刻、若黨得丸、大貳房良辨等、數多討取とあり(古文書)、又後藤基景の請文に去年十二月晦日、追落丹波守護館、發向京都之刻、山徒南岸同宿、楯籠波々伯部保之間、正月一日追落彼等館、則取登于大枝山、同三四兩日致軍忠とあるは(藤原後文書)其事なり。次に又「守護碓井丹波守盛景、十二月十九日の夜、久下、波々伯部等に押寄られ、戦破れて攝州へ引退き、赤松入道に合力を請る處に、圓心野心を挾むて返答に及ばず」とは、列の日を誤れり、廿八日に兵を起し、晦日に守護を追落し、元日に大枝山の戦となれり。小河は捕二條大納言家と書きたれど、是は前權大納言師基にて三月二日兵部卿に遷任したり。

〔楠木宇治を焼拂ふ〕 保曆間記に「勢多の手は左馬頭直義合戦を始む、京都より月卿雲客、伯耆

守長年等向ふ、宇治手は足利兵衛佐向ふ、京都より楠判官正成發向す、七日より九日まで合戦す」とあり(太平記にも、正月七日に義貞軍勢の手分あり云々、宇治へ、)和田助康の請文に、十一月廿八日馳參京都一屬御手、自宇治參東坂本、同十六日(正月)罷向西坂本と楠木正成の證判あり(前田家)、又天野安藝三郎遠政の請文に、去正月七日は蒙仰、可罷向宇治之由即屬于當御手、自七日(至)三十一日、於宇治橋上、晝夜抽軍忠次第、大將軍於御目前、被御覽之上者と畠山高國の承了あり(上)、兵衛佐は高國のことか。七日に、楠木宇治を焼拂ひ、餘燄に依て平等院焼失す(略年代記〇)、此は尊氏の枝隊向ひたるべし。

〔尊氏大渡に攻寄す〕 保曆間記に「三年正月七日尊氏大渡に付、義貞以下京都より又馳向ふ、橋を引て合戦す」、梅松論に「京方宇治の討手の大將義貞、橋の中二間引て櫓播楯を上て相支けり、同八日云云」とあり。戸次頼尊目安に同(正月)八日追落八幡凶徒(武家年代記にも三、正、)同九日十日、於大渡橋抽軍忠一畢とありて、七日大渡に著し、翌日八幡の兵を追落す、尊氏が東大寺の尊勝院へ、八日付にて兩國(大和伊賀)軍勢を召具して合力ある旨を承り本望の由を申送りたるは(尊勝院)、八幡より出したる書面なり。梅松論に「八日の夕、橋の中櫓の下に於て、結城の山河の家人野木與一兵衛尉、井中(同前)二人、一人當千の武略を顯して戦し程に、將軍御威の餘りに、御腰の物を直に兩人に給ひ(中)、然る後川を隔て、日夜矢軍也」。太平記に「明れば正月九日の辰刻に將軍八十萬騎の勢にて、大渡

の西の橋爪に推寄、時移迄を控たる(中)、是より後は橋桁もつゝかす、筏も叶はず、攻あぐみ」とあり。斯て梅松論に「矢軍也かゝりける所に、細川卿公定禪を大將として、赤松入道圓心、其外四國中國の間にかねて、御教書を給ふる輩數を知らず、攝津國河内國の邊に馳著ける間、同九日酉の刻、將軍の御陣へ申けるは、明日十日午刻以前に山崎の京方を打破て煙を上べし、同時に御合戦あるべしと申是に依て天の明くるを運しと待かけて、定禪、圓心、國人同、城戸口に押寄て攻戦けるが、案のごとく十日の午の刻計に、山崎を打破て久我島羽に攻入火を上しかば、所々の京方皆逃上る間、同十日の夜、山門へ臨幸」とあり。赤松圓心は千種忠顯と功を共にし、京軍に屬すべき軍忠の人なれど、播磨大介新田義貞と嫌からの故に尊氏に付き、其比は赤松に在國したるべし、備前國安養寺衆徒等が赤松入道吹舉狀を副へたる言上書に(前)、其段赤松入道吹舉狀分明也、謹備右、就中自(略)去年十二月廿九日以來、自國他國軍勢、日々令宿當寺之間、或以佛性燈油料足、爲軍兵之儲、或以僧侶止住資像、爲人馬之糧云云とありて、三備の軍勢が安養寺に止宿して、赤松の催促に應じたるは去年歳暮の事なりき。

〔山崎の合戦〕 京軍の山崎口防手は太平記に「山崎へは脇屋右衛門佐を大將として、洞院の按察大納言文觀僧正、大友千代松丸、宇都宮美濃將監泰藤」など、あれど、文觀僧正は後七日法を修め大友千代松丸は在國にて足利方なり、惟脇屋義助が洞院公泰を奉じ防ぎたるなり。出雲の宇佐輔景



にけり」とあり。梅松論に「同十日の夜、山門へ臨幸ある則内裏焼亡しけり、近比は閑院殿より以來、是こそ皇居御名殘也しに(建武大内造營の職にて規、換を擴張せられたらん)、こはいかにと驚き悲まぬ人を無りける、同時に卿相雲客以下、親光、正成、長年が宿所も、片時の灰燼となりしこそ、淺ましけれ」とあり。應永八年記の内裏炎上の例に、十日夜富小路内裏とあれば臨幸も炎上も當夜なるべし、東寺長者弘眞(文親)、眞言院にて後七日法を行ひ、十日まで三箇口なりしに、逆徒亂入し、山門臨幸の間かねて存じ儲ると雖も、臨期物忿なれば、道具を本寺に返渡して天蹕に隨ひ奉る(東寺長者補、任、南狩遺文)、賢所も渡御あり(阿蘇大宮司惟時は勅定にて内侍所を懷き奉りて東坂本の彼岸所に入奉る(阿蘇)、出雲の宇佐兵衛尉輔景は、山崎合戦より行幸に供奉し、叡山に於て左衛門尉に任じ、名和長年の手に屬して西坂本に勤仕す(三刀屋)太平記に義貞義助等守衛の狀を詳記すれど、大渡を徹退し供奉したるやいぶかし。名和伯耆守長年は勢多を固めて居たりけるが、山崎の陣破れて主上早東坂本へ落させ給ひぬと聞へければ、直に馳參んずる事は安けれど、今一度内裏へ參らで落行ん事は後難あるべしとて(勢多より東坂本を過ぎて内裏へ、參の謂はれなし)、十日暮程に又京都へぞ歸ける、今日は惡日とて將軍は都へ入給はざりけれども、四國西國の兵共帆掛舟の笠驗を見て打留んとしけれど、長年驅散して通り(中略)、遂に内裏の居石の邊にて馬より下、兜を脱、南庭に跪く(中略)、姑く徘徊して居たりけるが、馬に打乗て北白川を東へ、今路越にかゝりて東坂本へぞ參ける(小説様のかゝる所に文獻、其後四國中國の兵共洛中に亂入て、行幸供奉の

人人の家屋形屋形に火を懸けたれば、淮后御所、常磐井殿、馬場御所、烟同時に立上り、猛火内裏に懸りて一時に灰燼となる。

〔尊氏京師に攻入る〕 梅松論に「建武三年正月十一日午刻に將軍都に責入給ひて、洞院殿公賢公の御所に御座有しに、降參の輩注するに暇あらず。かゝりける所に、結城太田大夫判官親光が振廻誠に忠臣の儀をあらはしければ、見る人は中に不及、聞傳ける人までも讚ぬ者こそなかりけれ、十日の夜山門へ臨幸の時、追付奉て馬より下り、冑をぬき、御輿の前に畏申けるは(前の長年の記事と相見)、今度官軍鎌倉近く責下て泰平を致すべき所に、さもあらずして天下如此成行事は、併大友左近將監が佐野に於て心替りせし故也、連も一度は君の御爲に命を奉るべし、御暇を給て僞て降參して大友と差違て、死を以て忠を致すべしとて、思ひ切て下賀茂より打歸りけれども、龍顔を拜し奉る事も今を限りと存ければ、不覺の涙鏝の袖をぞぬらしける、君も遙に御覽じ送て、頼母敷も哀にも思召されければ、御衣の御袖をしほり給ひける。去程に東寺の南大門大友が手勢二百餘騎にて打出たり、親光が一族益戸下野守、家人一兩輩召具て、殘る勢をば九條邊にとゞめ置て、大友に付て降參のよしを僞て言ければ、大友子細に不及とて、樋口東洞院の小河を隔て打連て行けるに、大友申けるは、將軍の御陣近く成候は、法にて候間御具足を預り申さんと云ければ、親光が云く、我等御方に參は、頓て一方をも仰蒙て忠節を致すべきに戰場に於て具足を進ん事面目なしといへども、御邊

を頼み奉るうへは耻辱に成ぬ様に計ひ給へとて、帶する太刀を指上て河を西へかけ渡す其時子細なく大友御對面の後可進のよし云て、太刀を受取んとする所に、さはなくて、馳並て拔打に切る間、大友すきもあらせすむすと組んで、親光は其場にて討る、同親類一所にて十餘人引組々々討死す、大友は目の上を横さまに切られたりけるが、大事の手なりければ、鉢巻にて頭をからげ輿に乗て親光が首を持參しける、事の體誠に勇々しくぞ見えし……親光が忠節を盡しける最後の振廻昔も今も難有ぞ覺し、されば弓矢に携る人々は、皆天晴勇士也誰もかくこそありたれとて、涙を流し讃ぬ者こそ無りけり、同益戸下野守も討死す、大友は翌日に死す、敵だしぬく所にて、心早く打合て即時に討取、其身も將軍の御爲に命を捨ける振廻譬へていはむ方ぞなかりける(此事を太平記にも)とあり。野上彦太郎清原資頼の請文に、同十一日、唐橋島丸(七條島丸なり)合戦の刻、資頼打組太田判官、一族益戸七郎左衛門尉令三分取、即被資檢とあり(野上)、下野守の一族九條より驅付けたる者なる歟、十二日に直義書を大友の總領千代松丸(五郎)に與へ、一族并豊後肥前國軍勢を催して坂本に馳向はしむ、大友貞載討死に因て兩國守護を喪せたるならん、貞載は立花氏の祖也。

〔顯家卿坂本到着〕 十二日も京都は猶合戦あり、親光の父結城上野入道へ令參洛之由被聞食、尤以神妙也、此間、爲御祈禱、臨幸日吉社、被相待東國軍兵、悉可被對治朝敵之由、所被思食也、不廻時刻馳參可致忠節との論旨を下さる(白川)、陸奥國司の軍近江著の報ありし故

ならん、神皇正統記に 陸奥守鎮守府將軍顯家卿此亂を聞きて、親王を先にたてまつり、陸奥出羽の軍兵を率して責上る、同十三日近江國に著て事の由を奏聞す、十四日に江を渡りて坂本に參りしかば、官軍大に力を得て山門の衆徒までも萬歳をよばひきとあり、梅松論に「去元弘三年一統の時、北畠亞相禪門准后腹の三の宮を懷き奉て、出羽陸奥兩國の守として管領ありし程に、五十四郡の軍勢を率して、後詰の爲に不破の關を越て向ふよし聞え(中略)、正月十三日より三ヶ日の間、山田矢橋の渡船にて宮井北畠禪門出羽陸奥兩國の勢ども、雲霞の如く東坂本に參著」とあり、太平記に「鎌倉に打入給ひたれば將軍は早箱根竹下の戰に打勝て、馳て上洛し給ひぬと申しければ、さらば跡より追てこそ上らめとて夜を日に繼でぞ上洛せられける、鎌倉より西には手ざす者も無りければ、夜晝馬を早めて正月十二日近江國愛知河の宿に著かれけり」とあり。尊氏の上洛は海道に隠れなく、鎌倉はよも空虚にあらじ、斯波家長も追至らんとすれば、彼地へ廻る必要なき故に、直に海道を追上りたるなり。東山道に向ひし燕王洞院實世等の軍も、信濃より引返し、馳て亦到着したらん、忽那文書に少し其微跡あれど日を記せず、太平記には二十日の晩景に東坂本に著すといふ。

〔三井寺燒拂〕 東軍も催促に應じて追々新手馳加はる、出雲の佐々木美作大夫判官秀貞は、三崎政高等と共に美作國を發向し、十一日京都に攻入り、安藝守護武田信武は逸見吉川波多野等を率し、十二日京著し、並に高師直の手に屬して十三日勢多に向ひ、供御瀨を固めたり(日御前、吉川、小早川、文書實錄)

〔古蹟〕、是日細川侍従は田代市若丸等を率して大津西浦に向ふ(田代)、ことなど古文書に見ゆ。梅松論集(三)に「三井寺は元より御方なりける程に園城寺を焼拂ふべきよし聞へければ、合力のため新手なればとて、細川の人々を大將として、四國中國の軍勢正月十六日の拂曉に發向しければ、同時に義貞を大將として、兩國の勢は北畠殿の子息國司顯家卿に相隨て三井寺に向ふ、大道と濱端と二手にて數刻責戰所に三井寺の衆徒の手より破られて、則當寺焼拂はれて、武家の勢悉く京中へ引返す」とあり。此戰は山門臨幸の翌々十三日比より、尊氏は高師直を勢多口へ細川定禪等を大津西浦へ、新手を以て向はせて、三井寺の衆徒を語らひ、東坂本を犯す用意をなし(梅松論の十、六日は誤り)、官軍には其比奥羽(即兩國)の勢著到したれば、新手を加へて賊軍を打拂はんと謀られたり。十五日に、結城親朝へ爲宮御手(供奉輩、悉屬陸奥守)令發向、可追討尊氏直義以下凶徒之旨、被仰了軍中事相談國司可致申沙汰云云の繪旨を下さる(備原)、是は奥軍の參謀に任せられたる所にて、新田楠木にも亦命ありたらんとは、和田助康の目安に自宇治參東坂本、同十六日罷向西坂本云云とて、楠木正成が被相加合戰之條無相違と證判ある(真乘院、和田文書)、にて知らる。十六日は、北畠新田楠木等の總勢京都に向ふ手始めにまづ大道と濱端とに分れ、一は細川勢と濱面に戰ひ(田代)、一は三井寺より逢坂關(關)の師直が軍に攻か、れり(日御前)、三井寺は大道の手にて、攻通りたるにて、之を焼拂ひたるは山徒なり、因て園城寺傳記に、天台兩門合戰と書す、官軍の主力を此に用ゐたるに非ず。斯くて師直定

禪及び攝津親秀等防ぎかねて、粟田口より京に退き京合戰となれり。

〔京都合戰〕

梅松論次に「是に依て兩大將二條河原に打立給ふ、御勢上は糺の森、下は七條河原まで來りし所に、午の刻計に粟田口の十禪師の前より、錦の御旗に中黒の旗さし添て、義貞大將として三條河原の東の岸に西に向ひてひかへたり、御方は大勢にて鶴翼の圍みをなし數千騎の軍兵旗を虚空に翻し、関の聲天地を驚かし、互に射る矢は雨の如し、劔戟を掛るに暇あらず、入亂れて戰ふ程に：官軍には千葉介、義貞一人當千の船田入道、由良左衛門尉を始めとして千餘人討とらる、御方にも手負討死多かりける。暮に及んで官方負軍に見えしとき、御方勝に乗じて責戰しに、義貞自旗をさし、親光が父結城白河上野入道と共に、千餘騎にて返合く、白河の常住院の前、中御門河原口を駈し時は、何たまるべしとも見えざりし處に、小山結城一族二千餘騎にて入替て火を散して戰し程に、敵討負て鹿が谷の山に引上りしが、残り少なにぞ見えし、是は十六日酉の終也」とあり。粟田口より三條河原、及び法勝寺神樂岡(即鹿が谷)までの合戰にて官軍の主力は山に退き、其夜京軍は三條河原、中御門河原を固め、十七日には西坂本に發向して警固し、白河殿兵火と、諸文書に見ゆ、翌日まで戰の餘勢は猶つゞきたり。

〔新田勢北國落〕

十六日の攻撃に官軍利なかりしかば、北國に退くとの飛報ありしにや、十八日に直義より新田義貞同、與黨輩、可逃下北國之旨、早馳越近江國、萱津以下要害所々、打塞路次、



可<sub>三</sub>誅<sub>二</sub>伐落人<sub>一</sub>との状を發せり(淺草文庫)、又行在には十九日鞍馬寺僧に給旨を下し、北岩藏の凶徒を追罰せしめ(鞍馬寺文書)、北方に戦線を展べたり。是日高師直に屬せし武田信武は、安藝備前等の兵を以て西坂本より八幡山に向ひ、西尾預役所を警固し(毛利、吉川、早小川文書、黄蘗古簡)、連日の小戦に日を移し、雙方共に増援の兵を催す、東山道軍は廿日に到着すといふ、大方は此比にてありぬべし。梅松論に「官軍は山上、雲母坂、中靈山より、赤山社の前に陣を取、御方は糺河原を先陣として、京白河に充滿てり」とあり、是は廿日以後の光景なるべし。

### 第四十三節 官軍京都攻撃、尊氏西走し、車駕還京

官軍の京都總攻撃——兩軍の手配——京合戦の概略——神樂岡糺河原の局部戦——足利方丹波篠村に陣す——車駕還京——尊氏兵庫島に陣取り再舉を謀る——尊氏増援を受く——尊氏尙敗潰す——尊氏西國へ退計を決す——南北兩帝分立の正因

〔官軍の京都總攻撃〕 神皇正統記に「十六日より合戦始まりて卅日終に朝敵を追落す、やがて其夜還幸し給」と、これを奥軍の統領北畠卿の實際報道と見るべし。洞院左衛門督(實世)の軍に屬したる伊豫國忽那重清の軍忠狀に、隨而自<sub>三</sub>山門西坂本<sub>一</sub>、去正月廿七日、爲<sub>三</sub>同御手<sub>一</sub>馳<sub>三</sub>向搦手賀茂河原<sub>一</sub>、責<sub>三</sub>上下北小路河原<sub>一</sub>、捨<sub>三</sub>身命<sub>一</sub>致<sub>三</sub>合戦<sub>一</sub>、云々とあり、東山道の軍も歸著して西坂本を固めたり。又大和

國野田、齋藤、田島等の目安(能登妙嚴寺文書)に、去十日高倉内親王を邊都に落し奉り、其後山城に馳向ひ北畠侍従家を大將軍として、軍勢を相催し、京都後寄を致すべきよし談合せしむる處、面々領掌の間野田頼經は言上として、廿六日山門に馳參り、西室殿にて合申するの刻、同廿七日御合戦とあれば、北畠の手も軍勢を催し、遂に總攻撃に移行けり。

〔兩軍の手配〕 梅松論に「正月廿七日辰刻に、敵<sub>二</sub>二手にて、河原と鞍馬口を下りに向ふ所に、御方も二手にて時を移さず掛合て、入替く數刻戦しに、御方討負て河原を下りに引退ければ敵利を得て手繁く懸りける、兩大將御馬を進められて思召切たる御氣色みえし程に、勇士ども我もくと御前に進みて防戦せし所に、上杉武庫禪門を始として、三浦因幡守、二階堂下總入道行全、曾我太郎左衛門入道、所々に返し合せて打死しける間に、河原を下りて七條を西へ、桂川を越えて御陣を召る、彼人々命を捨て忠節を致たしけるこそ難有けれ」とあり。上杉禪門は憲房なり、元弘の始めより秘密を共にして事を起せし人なり、難太平記に、殊更に其人骨を折て河原合戦に討死しけりとかや、今の上杉中務入道の祖父と見えて關東上杉管領の祖なり。河原とは無論鴨河原なれど、忽那文書に、爲<sub>三</sub>同<sub>一</sub>(大將軍洞院)御手、馳<sub>三</sub>向搦手<sub>一</sub>、加茂河原、責<sub>三</sub>上下北小路河原<sub>一</sub>とあれば、鞍馬口は大<sub>二</sub>手にて、妙巖寺文書に、北畠侍従家大將軍の於<sub>三</sub>外様<sub>一</sub>支證は新田民部大夫貞政、廿七日、合戦見知了とあれば、大手に向へるが、出雲の宇佐輔景は名和長年の手に屬して、自<sub>三</sub>加茂河原<sub>一</sub>迄<sub>三</sub>于七條

河原、抽三軍忠といひ(三刀屋)、河内の和田助康は楠木正成に屬して合戦したれど、其地を記せず(實乘院)、尊氏方には薩摩の島津(上總介貞)道鑑、伊勢の吉見圓忠、鴨河原に戦ひ、吉見は名和に當れり(文書)、(進藤文書)。

〔京合戦の概略〕 梅松論次に「去程に御方大宮を下りて作道を山崎へ、一手にて引き退く(尊氏直)」

爰に先立て千本口を下りに敵向ふべしとて、細川の人々大將として四國中國勢、内野の右近馬場邊に控て相待所に、爰には敵向はずして、下京に烟數多所々に見えて(即七條河原)、(までの官軍)、(義の手)、聞えければ、細川の人々中御門を東へ向ふ所に、河原口にて錦の旗さしたる大勢に懸合て追散し、旗指を討取つて旗を奪取、西坂本まで責詰て假内裏を焼拂ひ、勝鬨作て河原を下りに打て行く所に又大勢二條河原より四條邊迄さへたり、御方かと思見る所に、義貞以下宗徒の敵控えたる間、細川定禪兄弟おめき叫て懸りし程に、此勢に散々にちらされて、粟田口苦集滅路に赴てぞ落行ける、洛中に充滿しける敵共悉追拂て、七條河原にひかへて兩大將を尋申、所在地の者共云けるは、御方の御勢は二手にて、一手は七條を西へ、一手は大宮を南へ、作道をさして引給けると申ければ、細川の人々いそぎ桂川を馳渡りて、亥刻計に御陣に參て京中の敵追拂ひたるよし申されける間、即打立て七條を東へ入らせ給ひしに同河原にて夜明しかば、廿八日なり、さしも御方の大勢洛中を引退しに、細川の人々相殘て敵を打散しければ、御威再三也、されば忝も御自筆の御書を以て錦の御直垂を兵

部少輔顯氏に送給ふ(中略)、其比卿公定禪をば鬼神の様にぞ申ける」とあり。是れ廿七日京合戦の概略にて、古文書と契合す、さしもの足利大勢みな引退き、細川一手のみ奮戦せりとは餘り偏倚の様に、爾後の戦記も専ら細川の働きをいふにより、是書を難太平記にいふ細川阿波守の夢想記ならんといふ説もあり。他の確微すべき書類には鴨川原にて薩摩の島津、伊勢の吉見圓忠等は名和長年に當り、攝津親秀の手及び山内首藤通繼が三條河原討死の事を存するのみ。

〔神樂岡糺河原の局部戦〕 其次に「同日(廿八)の申の時計に、又山(山)の勢神樂岡を下る間、御方の軍兵馳向て責戦し程に、越前國住人白河小次郎が義貞と號して討て首を取赤威の鎧を剝取て持來る間、諸人大慶の思ひをなす所に 是は義貞にてはあらず葛西の郷判官三郎左衛門が首なり、存日義貞に顔色骨柄少も替らず赤威の鎧を著たりけると聞ゆる義貞重代の鎧薄金と同毛なる間、一旦大將討取たりとて御方の悦けるも斷也。翌日廿九日は合戦なし、一昨日山崎へ引退し御方少々歸參しける」とあり。薩摩の本田久兼は島津道鑑の手に屬し、廿八日神樂岡の下に於て敵三人討取る、島津道慶(山田)は召捕伯耆守長年若黨一人、令其參多々須河原、屬于當御手、申入之處、可誅之由、直被仰下被切畢(薩摩)といひ、洞院實世が手の堀口忽那等は是日馳向大手(忽那)といへば亦大手搦手を分つて山を下りけれど、神樂岡と糺河原との局部戦に止りたるにや。是日の戦炎は稍衰へ、翌日は休戦なりき。

〔足利方丹波篠村に陣す〕 次に「同正月晦日の夜半計廿九日の夜半」より、糺河原の合戦始りて、今日限りと戦ひしかども、御方の軍破れて、二階堂信濃判官行周討死す。去年八月の初、武將東夷を静めむ爲めに都を御出有て相模次郎、諏訪の祝以下退治の間、海道の所々の合戦を致して、鎌倉に御下向の同冬、君と臣との間に御心よからざる事有て、矢矧河の戦より東土利を失ひて箱根に籠りしが、又足柄の合戦より御方勝し程に、其儘責上て洛中に亂入、雌雄兩年に及ぶ間、弓折矢つき、馬疲人氣を失ひし故に、御方の戦破て其日の夕に丹波の篠村に御陣を召さる」とあり。足利方は破軍故に戦狀を略したれど、未明より夕刻までは戦へり、島津の手に、本田久兼は卅日二條大宮、並西七條合戦致三軍忠といひ、山田道慶は於三條河原致三合戦といひ、吉見の手は於三條河原抽三軍忠といへば、糺河原より五條まで戦線を展べて退却したり。官軍には、楠木正成の手は同晦日致三鳴河原、内野之合戦といひ、上京に戦へり、洞院實世の手は、馳三向于搦手致三散々合戦之上、重爲三四條河原、相三向朝敵入高橋黨、合戦責落畢、次依三大将軍仰、火口河原口在家懸火、次馳三向内野、責三付丹州道追山三畢といひ、名和長年の手は、同時合戦伯耆中務丞相共於三一條河原並桂河以下所々、致三軍忠迄三于西山峰堂三令三發向三といへる等にて、糺河原より戦始まりて、内野西七條に追撃し、丹波口に發向したる大勢を綜覽せらる、北畠の手は卅日抽軍忠とあるまでにて、地點を記さず。

〔車駕還京〕 賊軍敗北せしに依て、車駕京都に還幸し、河東の成就護國院に入り、慈嚴僧正坊を

御座となす（皇年代私記、建武三年以來記）、京都の兵亂正月中に亘り、邸第所々兵火に燼し、公卿はみな逃避けたるべく、軍に將たりし人は、洞院公泰、實世、北畠顯家、六條忠顯等なり、然るに如何なる故のありしや、公卿補任に、參議從三位忠顯、正月日出家とあり、又有名なる萬里小路從一位大納言宣房卿も出家と記す、當年七十九の耄老なれば歟、此人の子孫は南朝に名籍なし、やがて薨じたるにてあるべし。内裏は炎上したれば、二月二日前右大臣家定の花山院第に渡御ありて假皇居となし（關大曆、建武三年以來）、賢所は七日に渡御あり（關大曆）、

〔尊氏兵庫島に陣取、再舉を謀る〕 尊氏等は梅松論に「翌日建武三年二月朔日、猶都に責入るべき御沙汰有といへども、退て功をなすは武略の道なりとて、細川の人々、赤松以下、西國の輩を案内者として申されけるは、先御陣を攝津國兵庫の島にうつされて當所の船を點じて兵糧とし人馬の息をつかせて、諸國の御方に志を同して、同時に都に責入べしとて、三草山通りより播磨のいなみ野に出で、同二月三日兵庫の島に御著有處に、赤松入道圓心參てと申しけるは、當所は要害の地に非ず、御座あしく候、兩大将をば圓心が居城摩耶に移し奉り、軍勢は當津に陣を取べし、兵庫と摩耶の間五十町のよし申所に、或勇士の云、圓心が意見其義なきに非ずといへども、是は當御陣計の御用心の義なり、去年より天下二に分れて、諸國に敵御方對陣して勝負を決せぬ國多かるべし、一夜にても兩大将城に御座あらば、遠方に聞及て、敵は利を得て御方は力を落すべし、始終の利こそ

大切なれ、依て御陣摩耶に移され難きものかと申ければ、其時圓心當所は要害に非るに依て、愚意の及所を申上る計也。更に諸國の事思ひも寄らず、遠境の開え尤大切な間、縦へ城に御座候共御出有るべきにてこそと、赤松此義に同じければ、當所御陣に定めらるゝ」とありて、兵庫島に陣したり。斯くて西國の援兵を催したる事は、大友文書に、四日付にて尊氏より大友近江次郎(貞頼なり、後に此人は南朝に應ず)へ、於三京都者、新田義貞一族を追落、雖籠叡山、洛中要害難治也不廻時刻、馳參、可誅伐與黨との狀を藏す、亦島津忠兼、廣峯貞長等五日付の袖判にて、令下向播州、相催一族、不日可抽軍忠との狀(島津廣峰文書)を與へ、此の如く諸國の味方を催し再舉を謀れり。

〔尊氏増援を受く〕 卅日の戦に、官軍は西山峯堂、丹波大江山口まで追懸けたれど、其日引還したるべし、尊氏は三草山の間道(壽永に源義經の鶴越)より落下れり、此嶮には其黨久下波々伯部等固め八幡山崎は武田信武固めたり。保曆間記に「尊氏天命を恐て引退、則追懸て顯家卿、義貞以下責ける程にとあれど、二月一日顯家は右衛門督兼檢非使別當に補す、京都固めなるべし。新田楠木は山崎八幡に向ひたるべし。安藝の武田勢波多野景氏が狀に(略)迄于同二月七日致忠畢、爰彼合戦最中、將軍家御下向兵庫島之間、御敵等得理天寄來、取圍彼城之間、雖欲馳參御座當島、敢以不叶所存之間、唯於當所可討死仕旨存之、既被赴于自害之庭、事度々也、而不慮雖存命仕云とあり、信武の一見狀に於八幡城被合戦之時、當手軍勢等數千騎、雖多落失、殘留被致合

戦とあれば、武田勢此處を死守したるに因て、官軍稽留し七日に攻落し、攝津へ進軍するに至りし間に尊氏も新手の増援を得たり。梅松論に「去程に先度御教書を給る周防の守護大内豊前守、長門守護厚東入道、兩人兵船五百艘當津に參じたりければ、此荒手を以て都へ責登るべし」とあり、其比官軍の到着に出會したりしなり。

〔尊氏尙敗潰す〕 次に「二月十日兵庫を御立有ける所に、宮方にも楠大夫判官正成、和泉河内兩國の守護として、攝津國西宮濱に馳合て、追つ返しつ終日戦て、兩陣相支ふる處に、夜に入て如何思ひけむ正成没落す、翌十一日、細川の人々大將として、周防長門の勢を相隨て責上る間、義貞は同國瀬川の河原にて懸合て、爰を限りと責戦ける程に、細川阿波守和氏の舍弟源藏人頼春は深手を負給けり、合戦互に仕損じてちはやに陣を取て相支へ、人馬の息をぞつかせける」と。和田助康の目安に、十日十一日罷向打出、豊島河原、致合戦忠節畢として正成の證判あれば、十日の夜に没落すとは疑はし、周布兼宗の請文に、十日於西宮濱手、抽隨分忠節(義隆)とあり、打出西宮濱より合戦を始め、翌日の豊島河原は即瀬川の戦なり。足利方には、島津道鑑も西宮の戦に加はれり(島津國史)、大友の總領一族は十一日打出山に戦ふとあり、兩日は引續きたる戦にて、其夜尊氏退計を決したり。〔尊氏西國へ退計を決す〕 次に「かゝる所に、夜更て赤松入道圓心、潜に將軍の御前に參りて申けるは、縦此陣を打破て都へ責入といふとも、御方疲て大功をなし難たく、暫く御陣を西國へ移さ

れて、軍勢の氣をもつかせ、馬をも休ませ、弓箭干戈の用意をも致し候て、重て上洛有べき歟。凡合戦には旗旗を以て本とす、官軍は錦の御旗を先だつ、御方はこれに對する旗なき故に、朝敵に相似たり、所詮持明院殿は天子の正統にて御座あれば、先代滅亡以後定て叡慮心よくもあるべからず、急に院宣を申下されて錦の御旗をつき立らるべきなり。去年御合戦に御方利を失ひし事は大將軍西の方に有しゆへに關東より御發向の時毎度戦の利なかりしなり、然といへども御運に依て御上洛相違なし今西國より責上り候は、洛中の敵は大將軍の方に向ふべき間、旁御本意を達せらるべし、先四國へは細川の一家下向あるべし、中國攝津國播磨兩國をば圓心ふまゆべきなり、鎮西の事は、太宰筑後入道妙恵が子三郎將監貳人今に供奉す、先達て妙恵御教書給る間、定て忠節を致すべし、大友左近將監が去正月京都にて親光が爲に討死す、家督千代松丸は幼稚の間、一族家人數百人當陣に伺候す、中國四國九州の軍勢を相隨て季月の内に御歸洛何の疑ひかあらん、先摩耶城の麓に御座有べしと、再三忠言を以て申ける程に、夜半計に瀬川の御陣を退て、十二日卯刻に兵庫に入御有、雖、然下御所は尙立歸て、摩耶の麓に御座有ければ、いかにも都に向ひて命を捨て御所存なりし程に、將軍御問答頻に有しに依て兵庫に御歸有とあり。難太平記に、九州御退の時、兵庫魚御堂といふ所にてみな腹切の著到付られしに、細川卿房は御舟に召るべしと申行けり、故入道殿は是にて御腹召さるべしと張行申けり、此事を後日に錦小路殿の常に御物語有しは、此二ヶ度(去年手越河原と、今年の兵庫)

は既にはや御先途と思し定しを兩人の異見背合せなりき、よき武者の心は同じかるべしと思ふに、此違ひめは今に不審也と仰有し也、此事などは殊更無隱間、太平記にも申入度存也とあり、此處に書入るべき事なり。

〔南北朝帝分立の正因〕 尊氏が持明院殿の院宣を奉じたるは南北朝帝分立の正因なり。梅松論に據れば瀬川の陣にて赤松圓心が深夜の建築に出でたれど、十五日に院宣到着は甚だ早きに過ぐ、是程の大事を深更に兩人差向には決斷すまじ、太平記には二月二日將軍丹波を發するとき熊野別當道有が未だ藥師丸とて童體にて御供したるを將軍喚寄て、今度京都の合戦に打負たる事ひたすら朝敵たる故なり、如何にもして持明院殿の院宣を申賜て、君と君との御争に成て合戦を致さばやと思ふなり、御邊は日野中納言殿に所縁有と聞及べば是より京都へ上り院宣を伺ひ申て見よかしと仰られ、藥師丸畏て三草山より京に上るとあり。持明院より院宣を申請くるには、日野家の資名資明兄弟に縁りたれど、資名は去年院宣の連累にて出家し蟄居中なり必ずこれに相談して、資明申請けたりしなるべし、極めて隱謀なれば、明記なきを本當とす、日野一門の室町時代に權榮なるは此に原因す。此計畫を立てたるは京都の戦敗後に丹波にての事にして圓忠一人の心付には非ざりしならん。是より天下はいよ／＼兩帝の分争と成行きたり。

### 第四十四節 尊氏院宣を受けて中國四國に諸將を配り、

#### 筑紫に下る

中國四國に諸將を配置す——官軍京都を固め尊氏を追はず——尊氏院宣を受く——沿道の官軍尊氏の  
四下を遊撃す——持明院殿の事——東國の形勢——越後奥羽の形勢——關東の形勢——鎮西の形勢

〔中國四國に諸將を配置す〕

梅松論次に「同日酉時計より船共誰乗始むと無りしか共、大勢乗込ける有様慌しかりし事共也(中略)、去程に供奉仕一方の大將共の中に七八人京都へ赴くあり、降参とぞ聞えし、此輩はみな去年關東より今に至るまで戦功を致す人々なり、雖然御方敗北の間いつしか旗を卷、冑をぬき笠印を改ける、心中共こそ哀なれ、此等を見るにつけても義を重くし命を軽くする勇士は、彌忠節を盡べき色をぞ願しける。戌の時計に御座船を出さる、俄に西風吹ける。是はたと云て追手なりければ、寅の刻計に播磨の室の津に御著ある、去夜兵庫にて御舟に乗後ける人々多く陸地を経て當所に馳参じける、忠節尤神妙なり、相隨奉る船三百艘也、此所は播磨の灘とて順風なければ、渡海せぬ大事の渡なり、若此風なくば御浮沈たるべき所に、併佛神の御加護也とて、下御所は舍利御劍を渡海の間にて龍神に手向て海底に沈めらる。當津に一兩日御逗留有て(陸地より來る者は其間に著るべし)、御合戦の評定區々也けるに、或人の云京勢は定て襲來すべし、四國九州に御著あらん以前の、

御後を防む爲に國々に大將を留めらるべきかと申ければ、尤可然と上意にて、先四國は細川阿波守和氏、源藏人頼春、掃部助師氏兄弟三人、同従弟兵部少輔顯氏、卿公定禪、三位公皇海、帶刀先生直俊大夫將監政氏、伊豫守繁氏兄弟六人、以上九人なり、阿波守と兵部少輔兩人成敗として國に於て勳功の輕重に依てよく恩賞を行ふべき旨仰付らる(細川氏の四國并中國に、大勢力を得る原因なり)、播磨は亦松備前は尾張親衛、松田の一族を相隨て、三石の城にとめらる、備中は今河三郎四郎兄弟、鞆尾道に陣を取、安藝國は桃井の布河匠作(二子也)、小早川一族を差置る、周防國は大將新田の大島兵庫頭、守護大内豊前守、長門國は大將尾張守、守護厚東太郎入道、かくの如く定置れ」とあり。

〔官軍京都を固め尊氏を追はず〕

此間三四日瀬川に陣したる新田楠木等の官軍は神皇正統記に「高氏猶攝津國にありと聞えしかば、重ねて諸將を遣はず、二月十三日又これを平げつ朝敵は船に乗て西國へなん落にける、諸將及官軍はかづく歸り参りし」とあるまでにて委しき傳へなし。官軍も卅日以来、引續き八幡山崎の戦等にて疲勞したらん、葦葎の下を守護すれば、畿外諸國の動亂は追捕の武士に任ずること、古來朝廷の習例なれば、みな軍を還して京都を固め休息したりしなるべし。

〔尊氏院宣を受く〕

尊氏が院宣を受けたるは、梅松論に「備後の輒に御著有所に、三寶院僧正賢俊勅使として、持明院より院宣を下さる、是に依て人々勇あへり、今は朝敵の義あるべからずとて、

錦の御旗を上べきよし國々の大將に仰遣はされける」とあり。賢俊は、日野資名の弟なり、是より軍に従行す、因て三寶院は將軍の護持僧となり、政事の顧問をうけ機密に與れり。輒は室津なるべし、余は初め尊氏が十七日付にて可誅三伐新田義貞與黨人等之由、所被下院宣、早相催一族、馳參赤間關云々と安藝の三池李助(自號)、筑後國三池を領す、(鳥津氏と聯婚の家。)へ遣はしたる狀(三池文書)にて、正に輒津と信せしに、後立花家に十五日付にて、新院の御氣色により御邊を相憑みて鎮西に發向候也、忠節他に異に候間、兄弟(尊氏直義)に於ては猶子の儀にてあるべく候謹言と大友千代松丸に與へたる文書を藏するを見て、室にて到達し輒にて發表したることを知れり。大友氏が足利一門に淮して源姓を稱するは(元は姓にて藤原姓の大友莊を相讓す)蓋し此猶子の契約に因る、頼朝の落胤といふは系圖の附會なり。持明院に後伏見花園兩法皇も御座あれど、光嚴上皇なること、新院の御氣色とあるにて明白なり。保曆間記にも「同都に御座す後伏見院の御子、今は先帝(新院と申)、忍て尊氏許へ繪旨をなさる、早々凶徒等を退て君を本位に奉付べしとなり」とあり、君とは先坊(光明帝)をさす、繪旨は院宣をいふ、文意は大抵その通なるべし。後伏見法皇は門葉記に、十七日爲法皇(後伏見院)御藥御祈於持明院殿、始修藥師護摩と見え、四月六日に至り崩す、御年四十九(帝と御同年)。

〔沿道の官軍尊氏の西下を邊撃す〕 尊氏兄弟の落する沿路にも、官軍方は兵を起して戦へり。中國には、去月の半比石見の宮方高津與二長幸、高津卿(美濃郡)、小山城に據りしに、益田吉川の徒來攻

め降參せしが、今月十六日に直義より義貞の與類安藝國に蜂起すとて、阿曾沼親綱等に命じて之を伐ち、并せて路次往返の船、且浦々島々の船を點定せしむ、十九日に新田義貞より吉川辰熊等に尊氏直義以下の没落したる在所を尋搜して誅伐せよと命じたれど(阿曾沼親綱文書)、事に及ばざりき。四國には伊豫の河野一族土居、得能は義貞に隨ひしが、通盛(初名)は北條氏に與して流浪し、尊氏の鎌倉に在し時、僧を頼みて降服し(鎌倉記)、是月宮方の合田貞遠が松崎城(伊豫郡)に起りしを子息通朝を遣はし攻陥るれ、貞遠は由並城に走る(三島文書)、十八日、尊氏より河野通信の本領を通盛に與ふ(稻葉文書)。かくて尊氏兄弟は藝豫の海峡を航し、梅松論に「建武三年二月廿日、長門國赤間が關に渡風の累ひなく御舟著給ふ」とあり、室津を出て、より五六日の順風にてありき。

〔持明院殿の事〕 扱て、持明院殿は北條氏の末期に擁立し正慶の朝となりしに、元弘に復せし後は北條の餘黨正慶上皇の院宣を奉ぜんと謀りて事破れ、總て中先代の亂より公武兩黨の大亂を引起し、是に於て形勢一變し、去年東國の恟擾は今年西國の狂瀾となり、往者に北條が擁せし持明院殿は今足利氏の奉ずる所となれり。此際に中先代の黨は猶存在し、諸國に一齊に蜂起して三黨の鼎沸は紛々として辨別すべからざる擾亂とぞ成りにける。

〔東國の形勢〕 茲に正月以來東國の概形を略考すれば、去年中先代亂の起點たる信濃國は、諏訪照雲父子が鎌倉に滅亡せし後、一族の藤澤政頼大祝となり東山道官軍の引返す後、信濃守護小笠原

貞宗、甲斐守護武田駿河守、相共に武家方として、正月元日諏訪郡に押寄せて政頼を追落し、照雲の次男頼繼また七歳にて原山に隠れ居たるを大祝となし(諏訪大明神繪詞)、其黨を立てたり。佐久郡には宮方として香坂心覺起りて牧城に據る、足利氏は村上源藏人信貞を信濃の大將となし靜謐を命せしに因て信貞は貞宗と共に埴科郡を徇へしに、其報を聞きて住いて攻む、國府には深志介知光、北條の一族大夫四郎(興時)、同右近大夫等と共に蜂起しければ、二月十五日信貞貞宗吉良時衡等と兵を引ききて之を伐ち麻績郡に戦ひ(市川文書)、信濃に三黨紛糾せり。

〔越後奥羽の形勢〕 越後に去年北條黨起り奥州と相係連して信濃軍の東下を誘致し、亦新田一族の領地は宮方をなし、足利氏加地景綱をして之を伐たしめ、正月六日直義より遙に書を秩父高長等に與へ、與力して義貞黨を伐たしむ(色部文書)。奥州には磐城に相馬一族信夫の佐藤一族等みな斯波家長に應じて國司の軍を追躡せしに、正月に至り津輕も亦亂れ、岩楯(平直盛)の領主曾我貞光、出羽の安藤家季等と武家方をなし、南部師行を藤岡に、成田泰次を平内に攻む(八戸系圖)、奥越にも亦三黨紛起せり。白河結城一族は田村莊司等と國司の軍に従ひ上洛し、正月以來の京師戦争に粉骨し、伊達南部諸族は留守廣橋修理亮を佐く、國司北畠顯家は勳賞功にて鎮守府將軍を兼ね猶留りて京都を護衛し二月先例にまかせ大の字を加へる(建武記職原抄)成良親王は征夷大將軍の號を止めらる(職原抄)廿四日繪旨を國人に下して、尊氏直義の與黨越後に散在する者を誅罰せしむ(風軒文書)。

## 〔關東の形勢〕

關東は新田足利の共に根據地たり、因て其向背紛然たり、正月十六日の京合戦に、義貞の結城入道と共に足利の軍に當りしを、小山結城の一族にて破りたり、梅松論に「敵も御方も共に一族なりし程に、互に名乗合て戦し間、討死兩方百餘人、敵御方同家の紋なれば小筋の直垂を著たりしが、後々の合戦には定めて御方打あるべしとて小山船城の勢は右の袖を割て胃にぞ付たりけり」と。佐竹一族にも官軍に隨ふ者あれど、總領の上總入道貞義は武家方なり、二月六日子息五郎義直、六郎義冬、兄弟を遣はし、楠木正成の代官楠木右近藏人正家が據れる久慈郡爪連城を攻めしに、城兵拒撃して義冬を殺す(密藏院文書)、正家は常陸を徇へ、那珂一族これに應じ、貞義しばし金砂山に籠城す(佐竹系圖)、此他宇都宮一族は記清兩黨を併せて、初めより官軍北條に兩屬し、今は、又公武兩黨に分る、千葉三浦などは武家方なれど亦北條にも應じ官軍に隨ふもあり、向背紛々として公武及び北條の三黨往々に混雜し、單に苗字を指して黨派を別つを得ず、戦争の打續くに從ふて、北條黨は漸次に宮方になりて兩北の分争と成行きたり。

## 〔鎮西の形勢〕

尊氏兄弟の軍には島津道鑑大友一族隨ひ、小貳貞經を憑みて筑紫に下れり、此三族は武家方に旗幟を同うすと雖も、九州には宮方もとより多し、肥後の菊池、阿蘇、日向の伊東廣祐、大隅の肝付兼重等は、去年尊氏が兵を擧し比より、其黨に抗争せり。詫磨文書に、建武二年十二月卅日新田右衛門尉義貞與同仁、菊池掃部助武敏、寄來宰府之間、於中途重付一致合戦とあり、此時



三池の安藝貞元、大友一族の詫磨貞政等、少貳頼尙の手に従ふて武敏を逆撃せり。是時菊池武重は義貞に屬して京都に在陣し弟武敏に命じ少貳を攻しめたる所にて、武敏菊池山城に引籠りければ、正月三日、頼尙進んで之を攻る六日にして武敏を追落す(會津風土記)、球摩郡人吉には税所宗圓少貳の命に應じて武重が代官荒木の宅に押寄せて追落し、十日日向の眞幸院(詫磨文書)に侵入して、肝付兼重が與黨の籠りし城を攻落す(相真文書)。兼重は子金童丸を遣はして、國富莊加納政所を焼拂ひ、是日穆佐院に押寄せしに、土持宣榮等防ぎ返し、肝付の兵は浮田莊に入り、十四日浮田、跡江、池内に據て、宣榮と戦ひ肝付の兵利あらず。廿三日に若林左兵衛尉秀信、土持氏等を率ゐて伊東祐廣が八代の宅(前田實)に押寄て焼拂ふ、祐廣は猪野見城に據る、つゞいて攻けれども利なし、少貳は薩摩の羽月(牛保院の族)廣武等を催して之を援け廿九日更に攻寄せ二月四日まで戦ひ、遂に勝たずして引退く(薩摩舊記)、日向に六條忠顯の領地あり、若林は其難掌ならん、肥後日向に於ける公武兩黨の戦争此の如し、尊氏の西下は休戦の際にてありき。

### 第四十五節 尊氏筑前に著し、多々良濱の合戦

尊氏赤間關逗留、九州渡海を議す——尊氏筑紫葦屋津到着——多々良濱の合戦——足利勢菊池氏を破る——菊池武敏筑後に退却す——九州多く尊氏に應ず

〔尊氏赤間關に逗留、九州渡海を議す〕 梅松論に「同廿五日太宰少貳筑後入道妙恵が嫡子頼尙兄弟

一族等五百餘騎にて御迎の爲めに參て、兩御所の錦の御直垂を調進す、御方大慶此事とぞみえし」とありて、少貳大友島津の三族みな集まりければ、赤間關に數日滞留して、九州渡海の評議をこらしたり。菊池武敏は阿蘇惟直、及び三原、黒木諸族を語らひ、尊氏の下著を迎へ撃たんと、筑後に向ひ進發す(北肥戰誌)。大友の一族詫磨貞政等これを聞いて馳向ひ廿七日中途の筑後國太田清水(山門)に戦ひ、武敏これを破りて進む(詫磨文書)、廿八日少貳は畦倉原田等をして高良山に攻寄せんとす、武敏逆寄して水木の渡に打破る、少貳は海士隈に陣せしに、秋月寂心菊池に馳加はり、少貳は利を失ふて太宰府に退き、己が館にて戦はんとする處、味方に逆心の者有て火を懸しかば、少貳力なく有智山の要害に取籠り(北肥戰誌)、廿九日、豊筑の諸族と防戦する半(詫磨中、村文書)、又城中心變りの者ありて敵を引入しかば、妙恵を始め、子息越後守、播磨守、一族宗徒の者十餘人討死す(北肥戰誌)、妙恵今年六十四(馬場系圖)、〔尊氏筑紫葦屋津到着〕 是日朝廷には兵革に依りて延元と改元あり。尊氏は、梅松論に「同廿九日赤間の關より又御船を出され、内海行程一日、筑紫の葦屋の津に著給ふ、乗燭の時分に妙恵此曉内山に於て自害す、其故は肥後の國より菊池寂阿が子掃部助武敏宮方として寄來る間、妙恵一昨廿八日廿九日兩日筑後國にて力を盡して戦しかども筑後入道妙恵合戦討負て宰府の館を退ける所に、將軍の御爲又は供奉の人々の用意に仕置たりし御馬物具共數を盡して灰燼となりしを見て、妙恵云け

るは兩將此境まで御下向は奇代の御事也、先達て關東より頼み思召す由御自筆の御書を下されし間、微力を勵さむが爲に頼尚を御迎に進ぜし後、合戦に打負る條面目を失ふ間、老後の存命無益なり、二方の御下向に命を奉るより外、別に何の志かあらん、我君の爲に忠節を盡さば子孫永く二心を存すべからずとて、宰府の近き所内山といふ山寺に馳籠て、最後の合戦を數刻致して腹をぞ切たりける。其時に妙惠僧を近付て、子息頼尚が元へ申送りけるこそ哀なれ、我將軍の御爲に身命を奉る追善更に有べからず、頼尚を始として一族家人生殘たらむ者共は、心を一にして忠節を盡して、將軍を御代に付奉るべし、是を以て大佛事と存すべし、然らば冥間も明らかならん、經陀羅尼の佛事は聊も受くべからず、去程に妙惠自害葦屋の御陣へ聞へける間、頼尚に御尋有ければ、父が實説を聞きながら、御前にては虚説の由を申てぞ退出仕りける、是は御方の力を落さらんが爲也。翌三月朔日、頼尚先陣を承て葦屋の津を御立有て、宗像大宮司が宿所へ西の刻に御著あり、やがて兩御所に御馬を進上申けり、當所にて妙惠が自害の事聞召さだめられてぞ御顔の色切に見えさせ給ひけるとあり。

〔多々良濱の合戦〕 菊池武敏、阿蘇惟直秋月寂心等は有智山を攻落し、勢に乗じて博多箱崎へ打入らんとす、少貳の一族板付諸岡原に支へ防戦ひしかども打負、窪能登貞廣、同經家、出雲能村以下討死して引退く、翌れば三月朔日將軍兄弟葦屋を打立たれ南遠江守、曾我左衛門を以て宗像大宮

司を頼みけるに、氏重仔細に及ばず急ぎ我館に請じ申し、駄餉を奉り、御供の輩へも勢を休めさせ、(北院)梅松論に「かゝる所に敵すでに博多に控へたるよし聞えし間其夜頼尚五十町御先に養尾濱といふ所に陣を取たりければ、頼尚一人宗像の御陣へ召されて、合戦の事仰談せられるに、頼尚申けるは、先度宰府の戦の事は、頼尚以下御迎に参りたりし間、無勢に依て打負候といへども、父の入道は國の案内者にて候間、一身は定めて無爲に候歟、明日の合戦には國人等必ず御方へ參べく候菊池武敏計は頼尚が一方を以て誅伐せん事案の内にて候と、事もなげに申ける、其體誠に頼母數ぞ見えける。夜半計に菊池既に宰府を立て押寄る由、方々より注進申ける間、後陣の輩の御沙汰にも不<sub>レ</sub>及、建武三年三月二日辰刻に、宗像の御陣を御立有て御向ひ有五六里計御過有ける、未の刻計に香椎宮の御寶前を過させ給ふ所に、神人等杉の枝を折持て申けるは、敵は皆笹の葉を笠印に付て候、是は御方の御笠印なるべしとて、兩大將より始奉て軍勢の笠印にぞ付させける(中)軍勢とも勇の色をぞ顯しける。去程に當所を御過有て、赤坂といふ所に打臨て御覽じければ、多々良濱とて五十町の干潟あり、南のはづれに小河一ながれたり、宮崎の八幡宮は四方一里の松原なり、南は博多、東は二三里を去て山有、西は海遠して唐をぞ限りける御陣は赤坂と松原の間沙玉をしける如く敵は小河を越て松原を背にあて、北に向ひたり、其勢六萬騎とぞ聞えし。御方の先陣は高越後守師泰、并京都より供奉の人々、大友、島津、千葉大隅守、宇都宮彈正少弼、三百餘騎にて大手に向ひて控たり、

東の手騎は太宰少貳頼尙五百餘騎、皆馬よりおり立て控へたり、都合御勢千騎には過ぎりけり。かゝる所に、頼尙は(略中)只一騎兩大將の御前に參て申けるは、敵は大勢にて候得共、みな御方に參るべき者共なり、菊池計は三百騎には過べからず、頼尙御前にて命を捨候は、敵は風の前の塵たるべし、急ぎ御旗を進めらるべしと申ければ、寔に頼母敷ぞ見えし。尤兩大將御向ひあるべき事然るべきよし、衆議一同にぞ申ける、將軍其日は筑後入道妙恵が頼尙を以て進上申たりし、赤地の錦の御直垂に、唐綾威の御鎧に御劔二つあり一つは御重代の骨食なり、重藤の御弓に上矢をさゝる御馬は黒柏毛是は宗像大宮司が昨日進上申たりしなり(略中)、將軍仰られけるは、遼遠の境まで下向は本意には非すと雖も、進み退くは軍の法なり、珍敷敵に合て最後の合戦未練ならば、當家累代の武略を失ひ、又當國に弓箭の疵を残すに非ずや、甚以て思慮あり、我等一所に向て合戦難儀に及事あらば、何の頼あつて殘黨全からん、一騎なり共、尊氏此陣に踏へば、先陣勢力を得て戦へし、若合戦利なくば、馬廻りの武者共を召具して入替て退治を致すべし、先づ頭の殿向はるべきよし仰出されければ、此御意諸人の及ざる所也と稱美申さぬ者ぞ無りける。頭の殿は同じく妙恵が進らせたりける赤地の錦の御直垂に紫皮威の御鎧御劔は篠作弓箭をも帶せらる、御馬は栗毛、是も昨日宗像の大宮司が進上申たりしにぞ召されける、關東より供奉の輩歩行なりしかども、我をとらじと進みける、中にも曾我上野介師資(略中)御馬の先に立たりし事の體人には替りて見えし御旗の下には仁木右馬介義長(略中)栗

毛なる馬に乗て大手に向て進所に、敵少貳が勢の向ひたる東の手先より、先二三萬騎も有らむと見え、拔連れて関を作り(略中)御方少しも騒がずして、先歩徒なる武者共矢を射けるに、敵暫し怵へし所へ、すきも有らせず懸入、折節北風塵沙を吹上しかば、敵迷惑して漂ひけるを見て、大手の御勢も同く揉合て爰を限りと戦ひける。かゝりける所に曾我上野介敵を討首を取、頓て月毛なる大馬に乗て頭の殿の御前に參て分取見參に入たりければ、御威不斜師資よき馬得たり千騎萬騎にも向ふべしとて又懸入體寔に一人當千とぞ見えし、仁木義長は眞先に掛入て身命を捨て戦し間、敵多く切て落し鎧も馬も血に染てぞ控へたる、御方勝に乗て箱崎の松原を追過て、博多の洲濱迄責詰たり。

〔足利勢菊池氏を破る〕 去程に敵の勢共は立もふらず、ひた引に散々になりし所に、菊池武敏計取てかへして、今日を限りと責戦し程に、御方難儀に覺えしが、林原の内外東のはづれより二手にて引て來處に下御所少も御驚なくして、御旗をよく指せと仰せられ、御使を以て後陣の將軍へ御申付有けるは、直義は爰にて防戦て御命に替るべし、此隙を以て長門周防にも押渡して、御身を全して御本意を達せらるべしとて、錦の御直垂の右の袖を解て進せられしを、見奉る人人皆涙をぞ流しける、是に付ても勇士どもは愈々思切てぞ見えし。かゝりける所に、敵古びたる錦の御旗をさし、三百騎計にて静々と松原の北はづれを打出て、小川を渡さんとしける處に、千葉大隅守が旗さし只一騎川を渡されじと打入けるを見て、敵支えて控たりし所に、將軍御旗をさゝせ、先立て引た

りし勢共を召具して後より関を作り喚き叫てかゝりけるを見て、頼尙今こそ大將軍の御向ひ候へと申ければ頭殿御太刀を抜、馬の足を出さむとし結びし間兵共我先にと義長師資を始としてぞ懸ける。去程に河を中に隔て時を移す所に、少貳が宗徒の家人饗庭の彈正左衛門尉赤皮の肩白の鎧に月毛なる馬に乗て少貳に向て申けるは、爰は討死あるべき所にて候へば、御先に立候とて、河を渡すを見て、饗庭が子黒皮の鎧着て黒き馬に乗けるがつかきて渡し、敵の中へ懸入て散々に討合けるを見て、是を討せじと味方大勢續て責戦し程に、菊池打負て落たりけり、饗庭父子數ヶ所手を負と雖、存命子細なかりけり、かゝりけるほどに、御上洛の後、天下安危の合戦の忠節をば饗庭彈正左衛門尉致したりとて、下御所より御刀を下し給しこそ面目なれ」とあり。此戦は足利勢僅千騎にて菊池が二三萬騎に當り、寡を以て衆を破りたる様なれど餘り懸隔に過ぐ、大友の一族家人數百人當陣に祇候すとは赤松圓心の言にも見え、又戸次頼尊の軍忠狀に、三月二日抽筑前多々良濱軍忠一畢、親類若黨手負討死百餘人分取頭(四十)とあれば、少貳大友の兩手にて既に千人に餘るべし、島津道鑑も自身陣し、一族島津實忠、大隅忠能、其他河田澁谷の徒從(藤澤)、是も五百内外に及びたらん、千葉、宇都宮(若九州に領地あり)宗像等の兵に足利の手勢を合するも三千に餘るべし。多々良濱は今平地の稻田となり、香椎と宮崎博多に對する地形は大に變りたれば地理を叙する所も今は實を失へるに似たれど、此他に著實の戦記なければ、姑く此書に就いて考ふより外なし。

〔菊池武敏筑後に退却す〕

次に「當所の軍破れしかば酉刻なりしに、頓て頭の殿は少貳を召具して敵の跡を責て、今夜亥の刻計に宰府に御著有て(時刻)、先妙恵が館の灰燼と成しを御覽せられて、

(聖朝)御愁歎の色切なりけり。今日御合戦に打勝給ひし御事は併將軍の御武略より出たりとて彌たのもしく見え奉りし。去程に將軍の御陣は箱崎の寺にて有しに、當社の祠官等賞翫し奉る事限なし、御奉幣の義は合戦の觸穢の間憚有べしとて、御行水有て、回廊の前にて八幡宮を拜し奉り給ふ、吉良殿の進ぜられし四目結の白き御劔を賣前に納らる(梅松)とあり。敵方には北肥戦誌に大將武敏痛手を蒙り相戦ふ事かなはず、筑後國へ引退き、黒木城へ取籠るとあり、黒木は上妻郡矢部川の谿にて豊後肥後へ山嶺重疊し、嶮岨を越れば菊池へ越べく、領主黒木星野一族は初めより宮方なりし。又秋月備前守は太宰府迄落たりしが、直義の軍兵共の追慕ふに返合せて、一族廿餘人みな一所にて討死す。阿蘇大宮司は兄弟三人、郎從二百人、本國へ志し(迂路)、肥前國小城山を越し處に、千葉大隅守が所領の郷民とも集て、落人通さじと取籠る、阿蘇が兵足を防て、山上より大石を餘多落しかけ、打破て通んとす、地下人事ともせず、千鳥懸に石を除相戦ふ、大宮司の者共皆戦勞れてければ、百六十餘矢庭に討れ、大將大宮司惟直次郎惟成一所に討死す、其弟惟澄も二ヶ所疵を蒙しが當の敵十人切臥せ、慕ふ者を追拂ひ、兄の死骸を昇せて肥後へ歸りぬるとあり。阿蘇文書に、三月二日(公記)これなをのせん大くしとの、たゝらはま御かせんにうちまけ、ひせんの國をきの郡あめ山といふとこ

ろにて、はらきり給ふ(牧秀廣卿)とあり、是事實なるべし。

〔九州多く尊氏に應ず〕 梅松論に「去程に明くれば三月三日、下御所より少貳が一族武藤豊前次

郎御使として、將軍に御申ありけるは、昨日合戦に勝事更に人力にあらず、實に神の御加護とおぼ

えて目出たし、同酉刻計に宰府原山に打上りし時分、降參の仁數輩馳參す、是は頼尙執申所なり、

當所に光臨を待奉るといへども、先令啓候と申あり。箱崎と宰府の間五里とぞ聞えし、午刻に將軍

原山の一坊に御著有て兩御所御對面ありけるに、昨日降參の者共を以て御門を守護せさせられる

〔中〕下御所は妙惠が忌中暫は御別行あるべしとて、人の聲高きをも堅く御誠有て、御落涙のみにて御

坐ありし上意の、趣どもを、頼尙承て、種々の駄餉を持參せしめ申上ていはく、片時も菊池武敏御

誅伐の事いかに急かるべく候とて、身づから魚鳥を捧承て御酌にて申ける間、是非に及ばず其夜

御酒宴有て後ぞ、人々に御對面もありける、則一色禪門仁木右馬助兩大將として、九州の輩松浦黨

を先として、肥後の菊池へ發向す」とあり。是は略叙の文なり、其順序は三日に肥前國龍造寺善智

等御方に馳參し(龍造寺)、又菊池三原誅伐に不日馳參べき御教書を宇都宮大善(宇都宮)、松浦黨の斑島淳、

石志良覺等に發し(宇都宮、石志、斑島文書)、猶追々と兵を催促したり。斯て九州は多く尊氏に應ずと雖も、日向

には肝付兼重、姪兼隆、及び伊東祐廣等、互に兵を聚め城を修めて足利方を防ぐ(薩摩)、因て尊氏は

島津島山等を差向る用意をなし、五日まづ大隅の禰寢一族、薩摩の指宿一族等に要害を警固して大

將の下向を待たしめ、尋て津々浦々の船を上洛の兵船として、大小をいはず、守護人に相副へて悉く

點し、夜を日に繼ぎて員數を注進し、水手梶取を嚴密に用意すべく、執事高師直より達し(禰寢指)、東

上を急ぎしに十二日にて、仁木等の發向は八日に筑後國黒木城凶徒誅伐の事、上野左馬助の手に屬

し云云の狀あり(荒木)、其十一日には松浦黨石志斑島中村等仁木義長の手に屬し、菊池城の搦手を攻

め、しばし落す(石志、斑島)、菊池城とは武敏が籠れる黒木城なるか。

### 第四十六節 朝廷の凶徒追討、尊氏再舉

北畠顯家下向を急ぐ——義貞の西下——顯家義貞の東西進發は朝議の結果——尊氏尙も九州を従へんとす——尊氏歸洛を急ぐ——足利方の統一、新田方の不統一——正成の奏聞、武略上の卓説

〔北畠顯家下向を急ぐ〕 京都には、十日に義良親王元服あり(抄)、二日に北畠顯家權中納言に叙す

〔補〕神皇正統記に「東國の事覺束なしとて、親王も又還らせ給ふべし、顯家卿も任所へ歸るべきよし

仰せらる、義貞は筑紫に遣はさる、斯くて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奥太守に任じまし

ます、此國の太守(親王任)は始めたることなれど、たよりあるとてぞ任じ給ふ。義貞朝臣は筑紫へ下

りしが、播磨國に朝敵の黨類ありとて、先是を退治すべしとて日を送りし」とあり播磨の黨類は赤

松なり。時に奥州には、斯波家長が鎌倉に責上る時、幼少の從弟兼頼に氏家人道道誠を附けて奥州

東海道の討手に留めおき、相馬一族等と小高郷要害に據れり。是月八日、國司の留守廣橋修理亮經泰靈山館より軍を將ゐて河俣城を降し、信夫郡に打入りて荒井城を下す(相馬)、奥州は南北ますく穩かならざれば、顯家(房)は親王を奉じて下向を急ぎたり。

〔義貞の西下〕 新田義貞の西下は顯家の東發以前なりしなるべし、太平記にも同じ趣きに書きたり、其概略は、去程に將軍筑紫へ没落の後は、四國西國の朝敵共氣を損し、新田殿の御教書を賜はらぬ人は無かりけり、此時若義貞早速に下向せられたらば、一人も降參せぬ者は有ましかりしを、其比天下第一の美人と聞へし勾當内侍を内裏より賜はりたりけるに、暫が程も別を悲で、三月の末まで西國下向の事延引せられけるこそ、誠に傾城傾國の驗なれ、是に依て丹波國には久下、長澤、荻野、波々伯部の者共、仁木左京大夫頼章を大將として高山寺城に橋籠り、播磨國には赤松入道圓心白旗峰を城廓に構て、討手の下向を支んとす、美作には菅家、江見、弘戸の者共、奈義、能仙、菩提寺城を拵て、國中を掠め領す、備前には田井、飽浦、内藤、頼宮、松田、福井寺の者共、石橋左衛門佐を大將として甲斐河三石二ヶ處の城を構て、船路陸路を支んとす、備中には莊、眞壁、陶山、成合、新見、多地部の者共、勢山を切塞く、是より西、備後、安藝、周防、長門は申に及はず、四國九州も將軍方に志なきも皆從靡かすと云事なく、處々に蜂起夥しとあり。此文の大意は諸國人の向背を輕忽にいひ、甚だ讀者の思想を惑はすものなり、新田足利の兩黨の分れたるは原由のある事にて勝敗に因て色

變るものは僅かなるに前には義貞の御教書を賜はらぬ人はなしといひ、一月餘り延引すれば、又將軍に靡かぬはなしといふ、かく落葉の風のまに／＼吹寄するが如き事情には非ざりけり。義貞正成等は二月十五日より一旦京に歸軍し、月末までは兵を休息したるべし、壽永の亂に較ぶるも是だけの猶豫はありぬべし、義貞に勾當内侍を賜はりたる事は何の比なりしや、内侍は一條行房の妹と尊卑分脈にも注すれど、該系圖には太平記を書入れたる痕跡まゝあれば信するに足らず、是は例の小説様の構造なること疑ひなし。縦し其事ありとも、義貞の下向延引は十日内外にすぎず、たとひ二月中に進發すとも、丹波の久下、波々伯部等は去年の十二月より尊氏に應じ、守護を追出し、二條大納言を破り、仁木頼章往いて將ゐたれば、彼路は塞がれり、赤松は初めより播磨界の險阻に支へんと謀れり、中國四國には悉く足利氏の手配りあれば、早くも遅くも白旗城に軍を頓せざるべからず。義貞は播磨介なり、自身に出陣せずとも、播磨を徇へて赤松を圍みたるは三月初旬なりしなるべし、下旬には赤松より宰府へ急を報じたれば(後に)、勾當内侍の戀情にて延引したりとするも僅の日數を争ふに過ぎず。

〔顯家義貞の東西進發は朝議の結果〕 太平記次に「先東國を敵に成ては叶ふまじとて、北畠源中納言顯家卿を鎮守府の將軍になして奥州へ下さる、新田左中將義貞には十六箇國の管領を許され、尊氏追討の宣旨をぞ成れける、義貞給命を蒙て既に西國へ立んとし給ひける刻、瘧病の心地煩しか

りければ、先、江田兵部大輔行義、大館左馬助氏明、二人を播磨國へ差し下され、其勢二千餘騎、二月四日京を立て、同六日書寫坂本へ著にけり」とあり。されば顯家義貞の東西進發は朝議の決なり、義貞が自身出立せざるは瘧病により、勾當内侍の別れを悲みてに非ず、東國を敵に成てはと言へど、東國は早く蜂起せり、又書寫の坂本は四日に京を立ちて六日に著くべき里程に非ず、皆信するに足らざれど、新田の軍を播磨に向けたるは顯家より早く、六日比なりしなるべし。

〔尊氏尙も九州を従へんとす〕 尊氏は中國四國に京軍の西下を防止する計畫をなしおきたれど、

三月下旬までに筑紫を發足して東上せんと準備を急ぎたり。菊池武敏、及び肝付兼重、伊東祐廣へは夫々兵を向けたる處に、豊後に宮方起り、玖珠郡の險を擇みて、高勝寺僧都を主とし城を構へて旗を擧ぐ。野上道圓の請文に據れば、大友貞載の弟貞順、本家を嗣を得ざる無念にや、一族を離れて宮方を陵動したるなり。尊氏かくと聞て一色右馬助入道を大将となし、佐竹重義、今川四郎等と共に豊肥〔大友守護の國人〕の兵を率ゐ、十三日宰府を發し、往いて攻めしむ、城險にして數月を経るまで抜けず。上野左馬助頼兼は十七日筑後の黒木城を陥れて之を破却し〔來島〕、菊池武敏は去りて玖珠城に入る〔北肥〕、二十日尊氏畠山修理亮直顯を日向守護となし、薩摩大隅守護島津道鑑と共に往いて、三國の諸族を催し、肝付以下の徒を伐たしむ〔薩摩〕、是を島津畠山が薩日に分れて相軋るの端とす。一色宮内少輔入道道猷は肥後國に向ひ、廿五日八代郡黒島城〔名和氏の代〕を攻落し、歸りに玉名郡安樂寺、及

び又鳥栖原に戦ひ〔許原〕、歸りて探題となり博多に留る。

尊氏歸洛を急ぐ 梅松論に「かくて歸洛の事兩義あり、一には諸國の御方力を落さぬ先に急がるべきか、一には兵糧の爲めに秋を可待か、御沙汰未定ずして、宰府に三月三日より四月三日まで御座ありし時分、播磨より赤松馳申て云、新田金吾大将として多勢を以て當城に向ひて陣を取、圓心が一族其外京都より九州へ參する者馳籠間、城中の勢満足すと雖も、兵糧無用意の間若御歸洛延引あらば堪忍せしめ難し、御進發を急がるべし。又備前の國三石の大将尾張親衛同申て云、新田脇屋大将として當城に向ふ間兵糧用意なきよし赤松と同申、是に依て九國には一色入道、仁木右馬介、松浦黨、并國人以下を留られ」とあり。此の如く新田義貞は赤松今川等が兵糧の用意整はざる内に攻懸けたり、延引に非ず、寧ろ迅速と謂ふべし、高師直が十二日に上洛の兵船を點檢せしめれば、秋を可待の議ありとはいふが如し。梅松論次に「御下向の時に國の大小に隨て、馬、鞍物具、弓矢、楯、兵糧米の用意を致べきよし、守護人等に嚴密に被仰合しかば皆其沙汰を致し」とあるは、肥前杵島郡の武雄社大宮司の家に、大友が守護代遍雄より將軍御上洛料馬鞍弓矢楯歩武者を進すべき廿日の執達狀を藏す、又廿三日付にて、尊氏より、宇都宮因幡守内藤〔田〕次郎等へ、廿八日上洛す、發向の時軍忠を抽づべき由を令せし文書〔宇都宮文書〕あれば、本意ならぬ西下にて東上を急ぎたることは始終かはるなし。

〔足利方の統一、新田方の不統一〕 然るに義貞等は進發の後、中國四國九州の味方に如何なる連絡氣脈を通せしや、微跡甚だ乏し、八日付にて左小將藤原某が、磨播國大山寺に燈油田を寄附したるは、淡路國司廣橋少將の軍を播磨に向けたるならん。足利方には仁木頼章丹波に向ひ、今川駿河守頼貞播磨の大將軍として加西郡の周遍寺に陣し、廣峯昌俊等(昌俊)を催して但馬に向ひ(廣峯)、仁木赤松と相應じて山脊を占領せり。廿七日付にて左中將が宍粟郡の一宮(伊和神社)に兵士の濫妨を禁制したるは、義貞が赤松を攻圍したるの微跡なり。九州の宮方最も盛んなれど、京都よりは廿五日付にて、阿蘇大宮司惟直へ一族并薩摩地頭等を催して、尊氏直義以上を追討すべき論旨を存するのみ、其他の諸國に宮方の蜂起せざるなけれど、文書湮滅して今釋ぬべからず。但大勢を按ずるに幕府黨は足利氏を將軍に推戴する點に於ては一致せり、因て各國みな一族の一人を奉じて主將となし、其旗の下に集合して、號令略一なるを得たれど、反對黨は必ずしも新田の命令に一致せず、其旗を重んぜず、綸旨の尊嚴に對して奔馳するにより、自然に不統一を免れざりき、但し其の分裂する原因の甚だ深きにより、到る處に旗幟を異にし、雜亂紛糾の兵争となりけり。

〔正成の奏聞、武略上の卓説〕 梅松論に「去春將軍下御所御兩所兵庫より九州へ御下向のよし、京都へ聞えて寂慮快かりしかば、諸卿一同には何事か有べきとて悦び申されける時、正成奏聞して曰、義貞をば誅伐せられて、尊氏卿を召還されて、君臣和睦候へかし、御使に於ては正成仕らむと申

上たりければ、不思議の事を申たりとて、さまざま嘲哂とも有ける時、又申上候けるは、君の先代を亡されしは、併尊氏卿の忠功なり、義貞關東を落す事は子細なしといへども、天下の諸將悉く以て彼將に屬す、其證據は敗軍の武家には元より在京の輩も扈從して遠行せしめ、君の勝軍をば捨奉る、爰を以て徳のなき御事知し召さるべし、情事の心を察するに、兩將西國を討靡して季月の中に責上り給ふべし、其時は更に御所戰術の有べからず、上に千慮有といへども、武略の道に於ては賤しき正成が申條違ふべからず、只今思召合すべしとて涙を流しければ、實に遠慮の勇士とぞ覺えし」とあり。公武合體して中先代の餘燼を滅するに、大政の方針を改め、平和に克復すべきは、武家黨の大挫敗して鎮西没落の時こそ機會なれ、正成の論は當時の有識にまゝ、同意の人もありしならん、天下の諸將悉く尊氏に屬し、君の勝軍を捨奉るより見出したる著眼甚だ高し、是を武家社會の趨勢といふ、畢竟尊氏兄弟は其趨勢に簸弄せられたるなり、公家は社會の經驗乏しく、其趨勢に抗せんとして益大亂を激成したり。されど遠慮先見とは多數の人の見出す能はざるを見出すにあり、尊氏没落の時に季月中に又責上るとの言は、諸卿の嘲哂となる固より宜なり、これを犯して敢言するは薄志弱行の人の做し得る所にあらず、正成が武略上の卓説は一生の丰彩を觀るに足るべし。



## 第四十七節 尊氏西國より攻上り、義貞播備より引還す

尊氏太宰府出發、長門の府中逗留——義貞播備攻下の事情——義貞西邊の備に疎略、東海に派兵す——  
京都駐在武家の官軍、武者所の結番——菊池武敏再起す——尊氏長府出發、備後頼に到着——尊氏  
は海路、直義は陸路を進む——義貞兵庫に退却す

〔尊氏太宰府出發、長門の府中逗留〕 かくて足利尊氏は梅松論に「建武三年四月三日、太宰府を立て、御進發ありし程に大友少貳、并九國の輩博多の津より纜を解て兩將は長門の府中に暫く御逗留」とあり。豫定より五日延引し、長府まで本營を進めたるは諸國味方の士氣を沮めざる爲なり。博多には一色道猷聖福寺に駐り、佐竹重義、合志幸隆等奉行となり、豊肥の士總門及宮崎を固む。

〔義貞播備攻下の事情〕 新田義貞の播備に攻下りし事を記せる概略は義貞の病氣能く成りければ西國へ下り、播磨國賀古河に四五日逗留して、後陣を待ち、やがて赤松を攻めんと班鳩驛まで打寄せ給ひたり。圓心使を遣し當國の守護をだに賜候はゞ、御方に參るべき由申ければ、義貞聞いて子細あらじとて京師へ飛脚を立、守護職の繪旨を申成し、往返十餘日を過す間に、圓心城を拵へ濟して、守護は將軍より賜れり、手の裏を反す様なる繪旨は何かはせんと、嘲哂して返しければ、義貞聞いて、其儀ならば爰にて數月を送るとも、攻落さでは通らじと、白旗城を取圍て五十餘日攻めたりける。脇屋右衛門佐これを見て僅の城に日數を送らば御方の勢は疲れん、其上尊氏既に上洛する

由聞ゆれば、敵が近かぬ前に備前備中を退治して、安藝周防長門の勢を屬すべし、御勢を少々残され、自餘の勢を船坂へ差向け、先づ山陽道の路を塞んと申ければ、左中將も此儀尤とて、頓宮六郎を案内者として船坂山へぞ向はれけるとあり。是は三月中の事ならざる可らず、尊氏宰府に在りしとき、尾張親衛より脇屋が三石に向ふ事を報じたり、赤松が詐り降りて時日を延したるはさる事あらんも、義貞がこれを憤り必ず白旗を落さんとし、尊氏が攻上るを聞いて始て脇屋を船坂に向けたりとは、餘り淺幕なる軍略なり、是はたゞ赤松今川に支へられて、五月中旬に漸く備中福山まで進むを得たりしならん。

〔義貞西邊の備に疎略、東海に派兵す〕 義貞が四國中國九州への手配行届かぬ様なれど、亦尊氏の本國を潰すためにや、四月八日に新田左馬助已下三河國に攻入り、吉良宮内少輔四郎、一族幸鶴丸、仁木孫太郎等を率ひて防ぎ、廿日に至り吉良莊に戰ふて之を打退け、右馬助は八幡に陣し、戰爭九月に至れり〔田代文書〕。また北畠顯家の軍は、十六日鎌倉に向ひ、斯波家長是を片瀬河に防ぎ、相馬胤康等戰歿す、顯家は義良親王を奉じ、二十四日下野宇都宮に著す、時に相馬胤平等は廣橋經泰の軍に屬し常陸に入り、小田、茂木、田中、小栗の徒と戦ひしに、之を聞いて馳至る、顯家進んで那須城を攻めたり〔相馬文書〕。

〔京都駐在武家の官軍、武者所の結番〕 時に武家の官軍に屬して京師にある者は、建武記に是月定

めたる武者所の結番にて、其首たるものを概知せらる、左に録す。

武者所結番事

- 一番 午子
  - 義貞 新田越後守
  - 長井因幡守 貞
  - 長井掃部助 貞
  - 大江貞 匡
  - 楠木帶刀 正 景
  - 橋本 正 景
  - 新田左馬權頭(堀口) 貞
  - 仁科左近大夫 盛
  - 三浦安藝二郎左衛門尉 平
  - 長江八郎左衛門尉 平
  - 新田兵部少輔(江田) 行
  - 狩野介 貞
  - 豊後權守 光
  - 和泉民部丞(二階堂) 藤
  - 藤原行 持
  - 長井大膳權大夫 廣
- 二番 未丑
  - 新田大藏大輔(一井) 貞
  - 南部甲斐守 時
  - 長沼判官 藤
  - 三浦彌三郎 平
  - 宇津宮左馬權頭 泰
  - 高梨左近大夫 義
  - 小早川民部丞 平
  - 三尾寺十郎左衛門尉 平
  - 長井前治部少輔 賴
  - 伯耆大夫判官(名和) 義
  - 狩野遠江權守 明
  - 町野加賀三郎 三
  - 三善信 善
  - 長井因幡左近大夫將監 高
- 三番 申寅
  - 足立安藝前司 遠
  - 小串下總權頭 秀
  - 廣澤安藝彈正左衛門尉 藤
  - 新田式部大夫(脇屋) 義
  - 駿河權守 時
  - 沼淵左衛門藏人 藤
  - 藤原廣 譽
  - 布志那二郎(佐々木) 源
  - 武田大膳權大夫 信
  - 宇佐美攝津前司 貞
  - 金持大和權守 廣
  - 本間孫四郎左衛門尉 源
- 四番 酉卯
  - 熱田攝津守 昌
  - 大友式部大夫 直
  - 小山五郎左衛門尉 藤
  - 小笠原周防權守 賴
  - 讃岐權守(二階堂) 親
  - 三浦孫兵衛尉 平
  - 千葉上總介 胤
  - 土岐三川權守 國
  - 瀧瀬下野權守 宗
  - 富部大舍人頭 信

- 五番 戌辰
  - 足立安藝前司 遠
  - 小串下總權頭 秀
  - 廣澤安藝彈正左衛門尉 藤
  - 新田式部大夫(脇屋) 義
  - 駿河權守 時
  - 沼淵左衛門藏人 藤
  - 藤原廣 譽
  - 布志那二郎(佐々木) 源
  - 武田大膳權大夫 信
  - 宇佐美攝津前司 貞
  - 金持大和權守 廣
  - 本間孫四郎左衛門尉 源
- 六番 亥巳
  - 町野民部大夫 信
  - 梶原尾張權守 景
  - 莊四郎左衛門尉 藤
  - 河内大夫判官(楠木) 正
  - 三川守(二階堂) 成
  - 橋正 正
  - 熊谷二郎兵衛尉 平
  - 伯耆守(名和) 長
  - 武藤備中權守 資
  - 山田肥後權守 俊

右番守次第、一夜日無懈怠、可令勤仕之狀如件 (●印は二月に定めたる) (審所番四番十三人の内)

延元元年四月日

太平記に新田義貞瘡にかゝり江田行義、大館氏明先發すとあれど、行義は武者所に勤仕せり。

〔菊池武敏再起す〕 菊池武敏は一旦黒木城を没落したれど豊筑の宮方を語らひ、尊氏東發の後に

南北朝時代史 第三編 南北朝分立 第六章 尊氏院宣を奉じて西下す 第四十七節 尊氏西國より攻上り、義貞播備より引還す 四一九

復起る、この報長府に達しければ、二十日仁木義長を遣はし往いて伐たしめ、詫磨貞政、龍造寺家房(六孫)、三池貞元(助太)等に兵を催發し(龍造寺)、廿三日、安藝寂順等義長に赤間關に會し、從ひて海を渡り(三池)、進んで肥前國千栗に陣し、龍造寺等の國人馳集る(龍造寺)、名和氏の一族内河義真(彦太)は肥後國八代莊にあり、武敏伊東祐廣と相應じて國人を招ぐ、球摩の相良經頼、及び須惠、永里、岡本、奥野、橋佐渡等と共に八代郡に入り、城を構へて之に據る、相良定頼(兵庫)兵を山田城に留め、廿三日其背を襲ひ、苦戦して之を陥れ、義真等木枝城を保つ(相良)、武敏兵を率めて筑後に向ひ、五月朔日肥前の兵を床河に破る、二日仁木義長千栗を發し、西に向ひて松浦を伐ちしに、菊池の軍は筑前國下座郡に入り、筑後河を隔て、處々に營を布き(諸文)たり。薩摩守護島津道鑑は歸つて國人を催發し、肝付兼重を伐ちて大隅に入り、肝付兼隆(彦太)を加世田城に攻め、水を隔て、陣し兵の募るを待ち、是月山田小三郎を遣はして日向の姫木城(中郷)を攻め兼重の援兵を遮らしむ、道鑑進んで加世田城を攻めたれど、城は水濱に據り、野頸に亂杭逆茂木を設け、拒戦甚だ強く、月を竟はるまで抜けず(薩摩)。石見の宮方も亦蜂起して、美濃郡黒谷城宇屋賀濱に據りければ、尊氏上野頼兼を遣して伐たしめ、九月郡人御神木一族、及び長門人武久季進等に兵を催發して之を助けしむ城兵山險を阻み拒みて抜けず(萩藩)、十六日仁木義長松浦より兵を引いて筑前下座郡に向ひ、菊池の兵と三奈木、平塚原に戦ふ、武敏等は筑後の鳥飼、香子に陣せり、松浦黨三池詫磨等これに向ひ、

明日處々の住宅を焼拂ひ、義長進んで筑後府に陣す(諸文)。

〔尊氏長府出發、備後頼に到着〕 尊氏兄弟は四月の末まで長府にあり、近國の兵を得て(武家)舟を發し、周防の釜戸關(關)に至り(東寺百合文書)、五月一日造營料を安藝嚴島社に寄附す(嚴島)、梅松論に「當所(府中)より御出船の事は、元暦の昔九郎太夫判官義經壇の浦の戦に乗たりし、當國申崎の船十二艘の船頭の子孫の舟なり、義經平家追討の後、此船に於ては日本國中の津泊に於て公役あるべからずと、自筆の御下文を給ふ今に是を帶す、今度此船を以て御座船に定られけるは尤嘉例に相叶へり、是は長門守護厚東申沙汰する所也、漸く五月五日の夕、備後の頼に御著あり、當津に御逗留有ける」と、備後尾道の淨土寺に法樂觀音卅三首の歌を詠じて寄附したる卷は重五の日付(本書)なれば是日尾道より夕刻に頼に著したるなり。尊氏が赤松三石の攻圍に促がされて九州を引上げ、長防に一月を移せし間に、新田脇屋兄弟の軍は播備の城攻に頼し、今は備中の福山城に攻めかゝらんと謀りたる比なるべし。

〔尊氏は海路、直義は陸路を進む〕 梅松論に「諸國の御方同心に申けるは、御歸洛急がるべき趣どもなり、仍て御合戦評定まぢくなり、一儀にいはく、兩將は御船にて四國中國の大將國人等陸地を發向すべきか一儀には兩將皆陸地を御向ひあるべきか一儀には兩將皆御船にて御進發あるべきかとて、各大儀に依ていまだ落居せざる所に、太宰少貳頼尙進で申けるは、兩將御船にて御進發の儀

更に愚意の及ざる處也、天下の是非は今度の御手分によるべき歟、既に敵播磨備前兩城を固むるよし(備中)其告あり、是等を退治して大半は落居あるべきか、然るに船軍計にては山陰の退治落去しがたし、幸に兩將御座の上は、將軍は御船、頭の殿は陸地を御發向有べし、賴尙陸地の先陣を承て、亡父妙惠が遺言に任て、百箇日の追善合戦して佛事に仕べし、賴尙生前の訴訟たゞ此事なりと頻に申ける間、此儀可然とて、將軍は御船、下御所は陸地を御發向に治定して、則御手分あり、御舟には執事師直關東京都より供奉の宿老兩國の輩を船に乗せられて御發向有べし、下御所の御手には高越後守師泰關東京都の供奉の壯士等、並に少貳、大友、長門、周防、安藝、備前、備中の御家人等屬し奉る。五月十日備後の輛を立て、船路陸地同日御發向、先陣は太宰少貳賴尙二千餘騎とぞ聞えし、暫しは海と陸と互に見かよはしたりしに、少貳賴尙は御旗の横紙にあやい笠を付たり、是は御眷屬御靈影向有て蟬口に御座故に、昔より當家の庭訓なり。御船五十餘町過て見渡したれば、舟共多き中に先舟には御紋の幕を引て漕向たりしを、楠が謀に御方と號して向ふると聞えて少々驚きたりしか共、さは無くして四國の細川の人々、土岐伯耆六郎(備前)、伊豫の河野の一族、其外の國人等數五百餘艘其勢五千餘騎とぞ聞えしとあり。足利一門及び諸國大名の室町幕府に權勢を占むるは、大抵此際に危難を同じくしたる勳功による、土岐家を一門に淮じ親遇を受くるは、土岐家聞書に、等持院殿(尊氏)御時、土岐伯耆入道殿(賴法名存孝)と仰せられし以來相違なし、先代を亡さるべきと

て最前に伯州仰合せらるゝと云々、土岐絶ゆれば足利絶ゆべしと、御誓約有けりと古老申侍る也、當方度々錯亂せしに、さやうの證判も多く紛失すと見えて、尊氏が元弘に事を擧ぐる時より賴貞と謀り、今度の西下にも賴貞が隨行したるは、尾道にて法樂の歌の作者に賴貞あり、六郎賴清は伊豫讃岐の領地に在りたるなり、土岐家の大友家と相比する位地にある由縁は此の如し。

〔義貞兵庫に退却す〕

梅松論次に「五月十五日、備前國兒島に著給ふ、當所は佐々木の一族の所領

なる間(此由來は歴史に隠れなき事なり、太平記の兒島高徳は無形人なること辨ぜずして明なり)加地筑前守濱近く假御所を造り、御風呂杯たて御休息ありしに、其夜の満月に黒雲二筋引渡し數刻見えしかば、軍勢皆合掌して拜し奉る(略)、五月十七

日に下御所の御陣、備中の河原と備前兒島の間三里、下御所より御使あり、當手には、備中、備後、安藝、周防、長門の大將、守護人、國人等、並三浦介美作より昨日馳參す、太宰少貳大友供奉の間御勢數を知らず、御舟には四國の勇士等參著の由承り目出度候。但播磨の赤松備前の三石城合戦の最中のよし聞え候處に、結局新田江田某大將として馳下て、近日備中の福山に橋籠る間、今夕手合せしめ、明日拂曉に追落し火をあぐべく候、彼城と御陣の兒島近所たる間、御用心のために馳申所なり、去程に翌十八日觀音懺法行はれ、滿散過て、當所の系物楊梅取に上の山に登りける下部馳下りて云く、既に御方の大勢福山を責落して、飛入て火を放つ間、敵皆落行よし申上たり。則陸地の御勢備前の國へ責入給ひしかば、三石の城の寄手脇屋は没落すと聞えしかば、下御所より飛脚を以

て賀し申さる、頓て兒島の御舟を出さる、海と陸との御陣日夜約束の火を揚られしかば、山を隔ながら互に御陣の在所をぞ知し召れける。去程に備前三石の寄手の勢落上りしかば(脇屋義)、新田義貞赤松の城の圍を解て没落す、然る間陸地の大勢は播磨の掛川に陣を取る、御舟は同室の泊に著給ふ。翌日赤松入道御舟へ参り申て云は、今度圓心が城に馳籠る軍勢の著到、並敵没落の時責口に捨置く旗百餘流持参す、一ツ〱御披見有しかば家々の紋紛れず、武將仰られけるは、是を見るに根本敵なるは是非に不<sub>レ</sub>及、御方へ戦功有輩の旗少々見ゆるが、一旦の害を遁れんが爲に義貞に屬しける心中不便なり、是等も果して御方に参るべしとて、中々快悦の御顔色なりしかば、實に忝なき御意とぞ覚えし、此旗共をば數をしるして後日に沙汰あるべしとて、赤松にぞ預られける」とあり。義貞が班鳩邊に陣せしは法隆寺文書に見え、尊氏が仁木義長に遣したる狀に、備中國福山、備前三石、播磨國赤松凶徒等、去十八日没落とあれば、太平記に直義十五日の宵より攻かゝるとは非なり、十八日未明に攻寄せ、三石も、赤松も、足利が優勢の軍にて水陸攻参ると聞いて、皆圍を捨て退却したるにて、直義が、直に加古川まで進みたるは追撃の狀あり、義貞は兵庫に踏止りたるも敗軍の姿なれば兵氣沮喪したりしなるべし。

#### 第四十八節 兵庫合戦、楠木正成討死

尊氏播磨灘を進む——直義の勢、部署を定めて進む——義貞兵庫引上の事情——正成出陣に際して決死す——正成兵庫に戦ふ——義貞敗れて都の方に落つ——正成の湊川討死——楠木兵庫合戦の古文書——尊氏、四宮に陣し、直義兵庫に駐る

〔尊氏播磨灘を進む〕 梅松論に「室と兵庫との間の海はなしてには必播磨灘とて、御下向の時の如くよき順風を得ざる外は渡らざる難所たる間、日和を待れし程に、既に陸地の御勢は進みし時分五月廿三日戌刻に雨交りたる西風少し吹間、將軍御悦有て仰られけるは、此風は天の與ふる物か、はや纜を解べしと有ければ、或議に云、海上の事大船共の船頭を召れて御尋有べしとあり、仍御座船串崎の船頭千葉大隅守が舟をきはしの船頭、大友少貳長門周防の舟の船頭共、十餘人御前に列して各申けるは、此風今は順風なれども、月の出汐に吹替て向ふべきか、出されては途中にて難義あるべきかと有ければ、爰に上杉伊豆守の乗船、名をば今度船と號す、長門安武郡楢の浦の船頭孫七畏て申けるは是は御大慶の順風と存候、其故は雨は風の吹出て降り候、月出は雨は止み候べし、少しはこはく候とも追風なるべきよし一人申上たりしかば、御本意たるに依て御威再三に及ぶ、忝くも御意を懸られ、雨の止をも御待なくして御座船を出さる、あやうかるべきよし餘多の船頭申上をも聞召れずして、一人が申を御許容如何と内々申輩有けれども、進む御道なれば異見に不<sub>レ</sub>及すでに御舟を

出されれば總じて船數大小五千餘艘とぞ聞へし。去ながら其夜御供に出し船三千艘には過ぎりけり、月の出汐を待て室より五十町東なる杓子浦に御船かゝる、案の如く雨止しかば、月と共に御座船走りけり、こはかりしかども順風なりければ、皆帆を揚げて走りけるに、夜の明方に成りしかども近くは山見えぬ海なるに、浪は屏風を立たる如くなれば、心細かりしかども、多くの船共廿四日の暮程に、御船を始として播磨の大藏谷の澳にぞ碇をおろしてかゝり給ひし、四國の船を本船にて御先に走りしが、是も淡路の瀬戸、須磨明石の澳にぞ泊し、夜に成りしかば皆船の舳艫にともす篝火に浪を焼かどぞ見えし。

〔義直の勢、部署を定めて進む〕 陸地の勢は一谷を前にあて、昔土肥二郎實平が陣取たりける鹽屋の邊より始めて後は大藏谷、猪名見野邊にても篝火焼たりし、海と陸の兩陣見渡したりし間、明日五月廿五日兵庫の合戦の事御談合の御使夜の中に往復度々に及ぶ。當所に於て御手分有、大手は下御所、副大將は越後守師泰、大友、三浦介赤松播磨、美作、備前三箇國の總軍勢なり、山手の大將軍は尾張守殿、安藝周防長門の守護厚東、並軍勢共也、濱手は太宰少貳頼尙、並一族の分國筑前、豊前、肥前、山鹿、麻生、薩摩の輩相隨ひて向ふべきにぞ定められける、頃は五月短か夜明やすき天を待かねて、我もくと人に先を驅けられじと獨言せしこそ武くも憐れなれ。廿五日卯刻に緋川の人々、四國の船五百餘艘を本船として、猶追風ふくなれば、昨日の如く帆を揚げて敵の營へたる淡

川と兵庫の島を左に見なしてぞ走りける、敵の跡を塞がん爲なり」とあり。

〔義貞兵庫引上の事情〕 新田義貞が播備を引上げたる後は確たる傳へなし、太平記に賀古川の西なる岡に陳取て二日までぞ逗留しける、折節五月雨降つゝきて河水増りければ、水を背にして陣を張り、先馬弱なる軍勢手負たる者共を漸々に渡されける、去程に水一夜に落て備前美作の勢馳参りければ、馬筏を組て渡されける、將軍兄弟上洛の由を聞て何の間にか落失けん、五月十三日左中將兵庫に著の時は、其勢二萬騎にも足ざりけりとあれど、梅松論に合はず。此比石堂義慶島山國清は紀伊和泉を徇へ（日根）、今川頼貞（廣峰）仁木頼章は丹波、丹後、但馬を徇ふ（梅松）、四月二十一日播磨大倉谷にて、淡路國司高倉少將の軍を攻め、船より上り北山まで追懸け（黄蘗）、今月二十四日多田院御家人森本爲時は、大將軍に従ひ有馬の野鞍に戦ふ（多田院）とあれば、足利黨は兵庫以東にも兵を用ひて味方を屬し、新田の軍稍々に引去りたるべし。梅松論に、楠木正成「討手として、尼が崎に下向して逗留の間に、京都へ申て曰く、今度は君の御戦必敗るべし、人の心を以て其事を計るに去る元弘の初潜に勅命を受けて、俄に金剛山の城に籠りし時、私の計ひにもてなして國中を憑みて其功を成たる時、爰に知りぬ皆志を君に通じ奉りし故なりと、今度は正成が和泉河内兩國の守護として、勅命を蒙り軍勢を催すに、親類一族猶以難蓋の色あり、如何に況んや國人士民等に於てをや、是則天下君を背き奉る事明らけし、然る間正成存命無益なり、最前に命を落すべきよし申切たり、

最後の振舞符合しければ誠に賢才武略の勇士とはかやうの者を申べきとて、敵も味方も惜まぬ人こそなかりけれ」とあり、尊氏が上洛につき、畿内附近の諸氏競うて其催促に應じたりしは、此の如き情景にてぞありし。

〔正成出陣に際して決死す〕

正成が出陣に決死したる事を太平記には「五月十六日に都を立て、五百餘騎にて兵庫へぞ下りける、正成是を最後の合戦と思ければ、嫡子正行が今年十一歳にて供したるを思ふ様有とて櫻井宿より河内へ還し遣すとて、庭訓を残しけるは、今度の合戦天下の安否と思ふ間、今生にて汝が顔を見ん事は是を限りと思ふなり、正成既に討死すと聞なば、天下は必將軍の代に成ぬと心得べし、然りと雖一旦の身命を助らんがために多年の忠烈を失ひて降人に出ること有べからず、一族一黨の一人も死残て在ん程は、金剛山の邊に引籠て、敵寄來らば命を矢さき懸べし、是を汝が第一の孝行ならんすと申含めて各東西に別れにけり」とあり。是を正成が櫻井驛の子訣れとて久しく世に傳誦したれど、例の構造談なるべし、さして事實には抵觸もなければ、十六日といひ、正行十一歳といふ数字は、一も信じ難し、正行やがて左衛門尉に任じられたれば、此時既に元服以後なるべし。

〔正成兵庫に戦ふ〕

さて兵庫の戦は梅松論に「將軍の御座船は錦の御旗に日を出して、天照大神、八幡大菩薩と金の文字に打て付られたりければ、日に輝てきらめきたりし、手を解て浦風に翻し、

御船を出さるゝ時は毎度鼓を鳴されし間、同時に数千艘の船帆を上て、淡路の瀬戸五十町を狭しと輾合て、更に海は見えず漕並べたりしに、陸地の御勢も同打立て一谷を馳こすと見えし程に、辰の終に兵庫島を近く見渡したりければ敵は淡川の後の山より里まで旗を靡し、楯を並て磔たり、是は楠太夫判官正成とぞ聞えし、播磨海道の須磨口も大勢向ひて支へたり、濱の手は和田の御崎の小松原を後にあてゝ、中黒の旗さして一萬餘騎も有らんと見えしが、汀に三切に磔へたり、先は五百餘騎計かと思え、其次は二千餘騎計、次に松原を懸て磔へたり。時移て巳刻に御方の三手の勢、山の手、須磨口、濱手、同時に向ひしが、惡利の故にや、濱の手の少貳が勢ぞ旗の下二千餘騎にて進みたる。陸と船との間一町計を隔てたれば船よりは棧敷の前の見物にてぞありし、御座船の鼓の亂聲聞えしかば、海上より作り始めし時の聲を陸地の大勢受取て三度つくり、上矢の鑄響しかば六種の震動も是には過しとぞ覺えし、是を見て敵の先陣一矢も射す引退く間、次の陣に先立の一二騎は馬の足を直て懸りしを、討せじと跡の大勢續きし程に、和田の御崎の合戦敗れて、兵庫の端の在家より烟揚しかば、大道もたまらず、山の手も亦此の如し。

〔義貞敗れて都の方陥つ〕

去程に四國の勢兵庫の敵を落さじとて、生田の森の邊より上りける所に、義貞兵庫の戦に打負て三千餘計にて引けるに行合たり、敵は馬に乗る間、船の御方共左右なくおりざりける所に、細川の人々從弟兄弟我も〜と進まれける、中にも卿公定禪、弟帶刀先生、

古山、杉田、宇佐美、大庭を先として、船より馬を追下して打乗、先八騎にて大勢の中へ入て戦ひけるが、敵手繁かりければ、馬を打ひたして本の舟に乗ける處に、讃岐の國人新野見小太夫と云ける者、勇で大將の御命に替り候とて、馬踏放てけり、獨り殘て打合けるを見て、定禪重ねて十六騎にて懸上り戦はれけるを見て、殘る者共船より上りければ、義貞打負て都をさして落にけり（太平記に田太郎高家遠の山上より是れを見て、諸燈を合馳參、己が馬に義貞を乗て我身は徒立に成て追懸る）

〔正成の湊川討死〕 定禪義貞には目をかけずして、湊川に楠正成殘て大手の合戦最中のよし聞えしかば、下御所の御勢に馳加て責戦程に、申の終に正成并舍弟七郎左衛門尉、以下一所に自害する輩五十餘人、討死三百餘人、總して濱の手以下兵庫湊川にて討死する首の數七百餘人とぞ聞えし。是程の戦なれば御方にも打死手負多かりけり。湊川の軍破れしかば御陣は御下向の時の兵庫の奥の御堂にてぞ有し、高尾張守の手の者討取しとて、正成の首持參せられける、實檢ありまざるべきにあらず、哀なるかな」とあり。正成討死の事は太平記に正成正季の心偏に左馬頭に組んで討たんと思ふにあり、左馬頭楠に追立られて引退く、將軍見て新手を入替て直義討すなと下知せられければ吉良、石堂、高、上杉の人々六千餘騎にて、湊川の東に懸出て跡を切んとぞ取巻ける、正成正季、又取て返て此勢にかゝり、三時が間闘けるに其勢纒に七十三騎にぞ成りにける。此時にても打破りて落つべかりけるを、楠是迄と思ふ所存有れば、湊川の北に當て在家の一村有ける中へ走入て、

腹を切んために鎧を脱ぎて、我身を見るに切創十一箇所までぞ負たりける、此外七十二人の者共、皆五箇所三箇所の創を被らん者は無かりけり（總負傷ならば前の此時にても打、破りて落べかりしは消滅す）、六間の客殿に二行に並居て、念佛十遍同音に唱て、一度に腹をぞ切たりける、正成舍弟正季に向つて、抑最後の一念に依て善惡の生を引くと云へり、何が御邊の願なるぞと問ひければ、正季打笑つて、七生まで朝敵を滅さばやとこそ存候へと申ければ、正成よに嬉しげなる氣色にて、罪業深き惡念なれども、我も個様に思ふなりと契りて、兄弟共に刺違て同枕に伏しにけり、宗徒の一族十六人相從兵五十餘人、一度に腹をぞ切たりける、菊地七郎武朝（右ナリ）は兄の肥前守が使にて須磨口の合戦の體を見に來たりけるが、おめくしく見捨ては如何歸るべきと、同自害して燭の中に伏しにけりとあり。此事人口に膾炙すれど、坐中一人も殘らず死し、家まで焼燼したるは、其傳説を信する證據は滅び、歴史の信據とはならず。此談に村の中に走入とあれど、六間の客殿は村屋としては廣大なり、湊川の廣巖寺は建仁寺楚俊（字は明極）の草創と稱す、其行狀に據れば、正成五月十六日（太平記に同じ）帝城を發して湊河に到着し當山の麓に屯し一日禪師に參見し、生死交謝の時などを問答して出で、明日の合戦に終に當寺の無爲庵に入りて、昆季列坐して自殺し、庵に火をかけ七宇焼失す、禪師遺骸を函にし、庵の百弓許を避けて葬るとあり、今の湊河神社は其處なり。廣巖寺の靈牌に、贈正三位羽林中郎將、前河攝泉三州大守、橘姓楠正成之座と銘す、廣巖寺と鎌倉の雲澤庵（述長寺内）とは楚俊の開山なること確かなり、楚俊



は本年九月廿七日年七十五にて建長寺方丈に於て寂す、但し湊川合戦の時に戦場の廣嚴寺に住したるも怪し、この行状も靈牌も皆いぶかしき者なり、自害の場所が村家といひ、客殿といひ、更に無爲庵となり、元の歸化高僧を煩はして葬るに至り、正三位を贈り、羽林中將に任じ、攝津和泉守を兼ぬるなど、悉く後世の敷衍にして史證とはなしがたし。

〔楠木兵庫合戦の古文書〕 楠木が兵庫合戦にかゝる古文書は、和田文書の和泉國岸和田彌五郎治氏申軍忠次第に、延元元年五月廿五日、兵庫湊河合戦之時、楠木一族神宮寺新判官正房、并八木彌太郎入道法達相共抽合戦忠功者也ありて、末文に此等次第、當國守護代大塚掃部助惟正、并平石源次郎、八木彌太郎入道法達已下、同所合戦之間、所令存知也とあれば、楠木宗徒の一族みな討死したるに非ず。敵方には廣峯文書に、高越後守殿一見狀と肩書して、播磨國御家人廣峯社大別當又太郎入道昌俊申、去五月廿五日、攝州、兵庫濱合戦之時、懸合御敵楠木彌四郎（號楠木）捨身命及散々打物之間、雖被切昌俊甲、左右吹返、討取之則令持參左馬頭殿御前、言上仕之處被懸御目預御感、同廿六日被遂頸之御實檢、被記置之舉とありて正成の甥も戦死せり。尊氏が仁木義長に與へたる廿五日付の狀に、今日廿五日、於兵庫島、楠判官正成及合戦之間、誅伐了とあり、少貳頼尙の副書翰にも、昨日廿五日、於兵庫島、楠判官正成被討取了今者御入洛之條、不可有子細候歟、仍御教書執達候、又新田殿以下、昨日被討漏人々、芥河、河原村、壺寄合三十餘

人生取之由、自細川殿、只今被進早馬候と（深堀文書）あり。太平記に、義貞は生田森の東より丹波路を差して落行きけり、數萬の敵勝に乗じて是を追ふ事甚急なりとあれど、丹波には今河頼貞の軍あり、攝津有馬の藍莊にも本日は合戦あり、臆想の如く丹波路とても無事なるにあらず、義貞はやはり山崎街道を退却し、芥川驛にて細川の手より卅餘人生取られたるなり。

〔尊氏西宮に陣し、直義兵庫に駐る〕 神護寺文書に廿五日付にて、尊氏以下凶徒、自丹波路可襲來之由有（其間、赤坂越警固事嚴密可致其沙汰）とあり、又鞍馬寺文書に翌日付にて、自若狹路、凶徒等可襲來之由有（其間、鞍馬寺僧可致防禦沙汰）と繪旨を下され、京都の西山北山みな足利勢の襲來を防禦するの形勢となれり。梅松論に「翌日五月二十六日、兵庫を立て西宮に御陣を召れき」とありて、直義は兵庫に駐りて首實驗を行ひ、細川勢は先鋒として芥河まで義貞を追撃せり、公卿補任に、去月（廿七日の前日）西國軍旅到山崎寶寺とあるは、即ち此手の軍勢なるべし。

### 第四十九節 帝叡山に幸し、光嚴上皇前太子尊氏の營に幸す

京都の靈驗一方ならず——足利兄弟入洛——尊氏の光嚴上皇暨仁親王奉迎——大手口の戦——東坂本口——行在の軍の攻防——尊氏八幡より上洛す——山門の攻圍解く——東國公武紛争の形勢——近畿中國四國九州の形勢

〔京都の靈驗一方ならず〕 京都には兵庫合戦の翌日まで警備の沙汰とも有りけるに、義貞大敗軍

して山崎街道まで追撃せられ、散々になりて逃歸りたれば、廿七日に朝廷の震駭は想像するに餘りあり。洞院右府の園太曆(觀應元、十)に、五月廿七日東國襲來之時、禁裏行幸山門被用鳳輦、自吉田邊被召改腰輿一欸と見え、宗良親王の李花集に「延元々年五月花山院内裏にて侍し比、都の騒ぎも斜ならざりしかば、皇居をば東坂本に移さるべきよし定られしに、御方々に參て暇など申とて宣政門院の御前にて越方行末の事など申侍しに、時鳥頻に鳴て、五月雨の空もいと々かき暮たる心地し」とあり、其日は雨ふり、晝間の遷幸なれば洛中のみ鳳輦に召されたり。太平記に、持明院法皇、本院、新院(前日本に持明院の君)春宮に至るまで(同洞院大納言公泰、を勅使にての句有)、皆山門へ御幸成進らすべき由、太田大夫判官全職路次の奉行として供奉仕たるに、本院は北白川の邊より俄に御不豫とて御輿を法勝寺塔前(前日本に)に昇居させて、態と時をぞ移されけるとあるは、皇年代略記に、山門行幸、欲被伴申之處、依御惱不慮御逗留とあるに合ふ、全く例の構造説にあらざれど上皇計なり、法皇は四月崩じ、本院は八幡に行幸なし、上皇より院宣を下されたるを尊氏が觸示してより三箇月に及べば禁裏に知食さぬことあるまじ、此時兩宮間の事情を推想するに子細あるべき事ともなり、途中俄に御不豫の事は信用しがたし。

〔足利兄弟入洛〕 梅松論に「洛中へは先丹波より仁木兵部大輔頼章、今川駿河守頼貞、丹後但馬兩國の軍勢を相隨へて、各錦の御旗を先立て數千騎洛中へ打入、將軍は八幡山の上に御座有て

(前後を)、下御所五月晦日御入京ありしに、去春九州御下向の時拾奉りし輩多く降參す」とあり。是に據れば最先に入洛したるは廿五日高雄山等へ警固の繪旨ありし丹波口の軍勢なり、是月は小盡にて晦は廿九日なれば、直義まづ入京したるにや、忽那文書に、五月上旬吉見參河三郎殿(親氏)付著到、同廿八日追落洛中と見ゆ、是は四國の細川勢なるべし。尊氏の上洛は毛利文書の三戸頼顯が狀に、將軍山崎御座之時、六月一日罷向八幡致警固とあり、五月廿九日比は山崎まで上り、寶寺に在營したりしならん。

〔尊氏の光嚴上皇豐仁親王奉迎〕 公卿補任に六月三日、新院、親王(豐仁)、入御八幡、東軍申行之、奉圍繞とあり、其前日尊氏は八幡に營を移し、兵を以て光嚴上皇、豐仁親王を迎奉れり、太平記には、三日三主の臨幸を八幡に成奉るとあれど花園法皇は行幸なし。是日院宣を以て菩提寺前大僧都賢俊を權僧正に任じ、醍醐寺座主に補せらる、四條隆蔭これを書下すと云ふ、賢俊は二月院宣を持て西國へ下向の後、尊氏に隨ひ筑紫より乞食修行の有様にて上洛し、當宮の御幡を申下して又筑紫に持下り、尊氏九州勢を率ゐて上洛の時も寸時も離れず隨身したり、因て早速此命あり、尊氏の護持僧となり歸依渴仰比ひなかりし(密宗血)となん、三寶院門跡の足利幕府に權勢の盛んなるは此艱苦を同じくしたるの功によるなり。

〔大手口の戦〕 梅松論に「去程に山上を責らるべきとて、六月五日細川の人々先陣として、西坂

本より合戦を始め、皆歩行にて雲母坂までぞ責付たりし、此時千種殿討死す(六條忠顯なり、補任)、敵は大嶽の上に陣を取、御方は山の中の繁みを過て支へたり、下御所大將として、御陣は赤山の社の前也、山上をば三手にてぞ責られし、今路越をば三井寺法師、中大手の雲母坂は細川の人々、四國勢、并總軍勢、横川通り篠峰は大宰少貳頼尙、九國の輩發向し、毎日合戦有ける」と記述甚だ疎略なり。太平記には追手には吉良石堂澁川島山を大將として、其勢五萬餘騎、大津、松本、東西の宿、園城寺燒跡、志賀唐崎、如意嶽まで充滿し、搦手には仁木細川今川荒川を大將として、四國中國勢八萬餘騎今道越に三石の麓を経て無動寺に寄んと志す、西坂本へは高豊前守師重、高十佐守、高(大高)伊豫守重成、南部(高南)遠江守、岩松桃井等を大將として、丹萬騎八瀬藪里、靜原、松崎、赤山、下松、修學院、北白川まで支て、音無瀧不動堂、白鳥よりぞ寄られけるとあるは例の勢揃口調なれど、古文書に證するに、梅松論に優る節多し。西坂本に向ひたる石川義光、小代重峰(自七日於中)、福光兼經は高師直の承判にて、兼繼は馳向叡山西坂本、屬豐前守手、迄同八日晝夜合戦蒙疵といひ、義光は於地藏堂前打死といふ、天野遠政、岡本良圓は、高師冬の承判をうけ、遠政は九日被疵之間、細川卿阿闍梨御房、山内又三郎令存知とありて、細川定禪の中國勢も加はれり、大友の族田原直貞、挾間正供も西塔中尾に戦ひ、田代市若丸は十九日先懸の著到につき、細川顯氏の承判をうけ、鷺見忠保は土岐頼春が洲股の陣に馳參り、十四日森山に轉戦して宇治に向ひ、十七日より西坂

本中尾に戦へり。是大手口の戦にて、直義の陣は赤山にあり、高一族を首とし、細川、大友、土岐、小笠原等加はれり。

〔東坂本口〕 東坂本に向ひたる仁木今川の中國勢とは、丹波丹後但馬の兵にて、是を無動寺越中路越といふ、今川頼貞に屬せし廣峯昌俊は、今月五日發向山門東坂本といひ、森本爲時は御發向山門無動寺といひ、頼貞の請文に、六月廿日於山門無動寺合戦とあれば、頼貞が此に向ひたること確かなり。周防の神代兼治は、六日屬當御手、馳向無動寺越云云、廿日東坂本桃井修理亮殿、仁木彌太郎殿御陣破而、御敵廿餘町責上之間、兼治自身差旗、一族相共馳向而、追落御敵、奉入桃井修理亮殿本陣とあり、桃井仁木も此に向へり、忽那重清は吉見參河三郎殿付著到、六月五六兩日合戦、被差遣當御手、軍奉行五井右衛尉間、軍奉行相共抽軍忠、同七日御向無動寺越、中尾間と詫磨文書に古今路越、并無動寺越合戦之事、自六月六日、至同十一日、致軍忠之由、武田八郎重頼令注進と飯尾隼人佑吉連は今月五日一族相共、可發向今路越山之由、被仰出之間、責上古今路越峯、令勤仕役所、迄于同廿日、度々軍忠之條とあり、吉見武田飯尾等も此口に向へり。築山河野家譜に河野通盛が於比叡山大嶽南尾合戦、分捕生捕并手負實驗の注進狀あるも東坂本の手なるべし。直義が岩松三郎(直義)に與へたる九日付の狀に美濃尾張志摩近江國軍勢等可馳向東坂本旨、先立雖被仰候、西坂本合戦最中也、隨令渡勢多河、相分人數、不回時刻、可催進京都陣と

あれば、東國勢は東坂本に向ひたり、梅松論に今路越に三井法師向ふとは疎なり、太平記に此を追手とすれど、大手は西坂本にて即ち本陣なり、又石堂畠山を記するは紀伊河泉の兵なるべし、此手は猶支へられて入洛せざるべし。

〔行在の軍の攻防〕 行在の軍は太平記に義貞を始め東坂本に集り、西坂は三塔の衆にて防ぎ、其日は暮れ、東坂本の敵陣は無動寺の麓より、志賀幸崎の波打際まで櫓を並べ遠攻にしたり、七日東軍三石松尾水飲より三手に分れて上る(西坂の軍なり)、中書王(恒真親王)の副將軍千種宰相中將忠顯、坊門少將雅忠防かれるが、松尾より攻上る敵に襲まれて打たれてけりとあり、其外に對照すべき節もなし。又宇都宮勢は篠峯を固めんと横川へ向ひしが、西谷へ馳來たるとあり、横川口の事は文書の證すべきなし、前月十七日、宮三位中將(忠房親王の子源彦氏)を丹波國に向ふ論旨を發せられ、其兵の山門行幸に供奉したるは出雲の田所文書に見え、今月七日鞍馬寺へ京都へ發向すべき論旨を下されれば、北山口は開けたり。八日に尊氏より清閑寺衆徒へ、久々目、阿彌陀峯を警固せしめ、安藝守護武田信武の手は攝州吹田城を攻て、九日に之を陥ぬれ、神護寺衆徒も行在に應ずる聞えありて、直義より梶尾寺に其同意するを拒み、十四日東坂本の敵退くに因て、河野通盛に一族並伊豫國人を率ゐて鞍馬口に向はしめ、行在よりは鞍馬寺に論旨を下し、丹波の兵を催して岩藏に會せしむる等の古文書を存すれば、叡山は東西坂本より足利の軍打寄せて、平地は戰場に塞りたれど、南北の山路は内外聲

息を通じ、山裏面より東軍を攻撃したり。

〔尊氏八幡より上洛す〕 十四日尊氏八幡を發し大渡赤井河原に戦ひて上洛す(毛利文書)、光嚴上皇、

豊仁親王、六條殿に還御し(皇年代略記)、尊氏は東寺に陣す(東實記)、十五日上皇親王東寺に入御ありて建

武の年號に復せられ(公稱補任)、灌頂堂を御所となす(皇年代略記の東實記)、尊氏は千手堂に居り、梶井大覺

寺兩法親王(尊胤性圓)已下、執柄、公卿、殿上人、自他の僧侶等、僧房に參籠す(東實記)、執柄は左大臣

近衛經忠ならん、時に關白なし、千手堂は食堂と號すと百合文書に見ゆ。

〔山門の攻圍解く〕 行在には十九日四條中將隆邦を大將として、和佐源秀、岸和田治氏等竹田河原

に打て出て高越後守師泰、攝津親秀、武田信武、今川頼貞等の兵と鳥羽造道、今在家、桂川に戦へり。

梅松論に「六月廿日今路越より御方の合戦打負て（前に東坂本桃井仁木の陣破れて敵廿餘町責上と

ある其事なり）、三手の御方同く坂本に追下さる、爰に高豊前守以下數十人山上にして討死す、此上

は赤山の御陣無益なりとて、急に御勢洛中に引退く、大將下御所は三條坊門の御所に御坐あり、將

軍は東寺を城郭に構へ皇居として警固申されけり」とあり、山門の攻圍は解けたり。山軍は京都を

攻めんと、新中納言光繼を大將となし、鞍馬寺衆徒等をして廿六日曉を以て賀茂河原に會せしむ、

義貞は政泰を遣はして觸示(鞍馬寺文書)、廿六日直義より東國の馳參人々に令せる狀に、新田義貞已下

凶徒等誅伐事、依被下院宣、於楠木判官正成者、令打取一畢、至義貞等者、逃籠山門之間、打

圍四方、不<sub>レ</sub>落<sub>二</sub>凶徒<sub>一</sub>之様、所<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>也、爰東國御方人々雖<sub>二</sub>馳上<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>野臥<sub>一</sub>已下之煩、逗留之由有<sub>二</sub>其聞、然間佐々木佐渡大夫判官入道所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>下向<sub>一</sub>也、暫留<sub>二</sub>近江國、且相談子細、且無<sub>二</sub>軍勢之煩<sub>一</sub>、様廻<sub>二</sub>故實、隨<sub>二</sub>事之體、企<sub>二</sub>參洛<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>と(小笠原文書)あれば、東國より來る足利方の應援は近江に關截せられて滞留せり。廿七日足利上總五郎入道の軍と宇治路木幡に戰へるは(多田院文書)四條隆邦の軍ならん、三條坊門京極を夜討して矢倉に火を懸けたるは(秋藤閣隠録)堀川光繼の軍ならん、斯る虚騒きに日を送れり。

〔東國公武紛争の形勢〕

諸國に公武兩黨の干戈を尋ねし概略の徴すべきは、五月廿一日出羽の亂に國司葉室光顯殺され、廿三日陸奥國司北畠顯家大軍を以て行方郡に向ひ、相馬光胤の籠れる小高城を攻めて、翌日陷る、光胤は城守八句にて遂に一族と共に討死し、餘衆は其子松鶴丸を擁して山中に匿る(相馬文書)、越後の新田方は加地景綱と蒲原郡に戰ひ、信濃には香坂信覺牧城に據る、小笠原貞宗尊氏の催促に赴きし跡に、守護代小笠原余三經義、村上信貞と共に往いて攻めたり(色部、小笠原文書)、關東の動靜は釋ぬべきなし。三河には新田左馬助が八幡の陣に今月今日吉良氏の勢押寄せて追落し左馬助は東に退く、兩句を経て又本野原に戰ひ勝たずして遠江に退く(楠原文書)、是は東國の概形なり。〔近畿中國九州の形勢〕 近畿には、石塔義慶紀伊にあり、畠山國清和泉にあれど、消息を沒す。中國には尊氏上野頼兼を石見に向け、那賀美濃兩郡の間に戰ひ、今月の末は周防の宮方も亦起らん

とす(秋藤閣隠録)、土佐には津野家時等足利方の佐藤六郎と戰へり(南路志)、九州には五月に菊地武敏等筑

後より退き、菊池の大林寺に據る、仁木義長、佐竹重義、及び武田某等と共に往いて攻撃し、六月二日在々所々を燒拂ふて山浦に進入す(訖磨文書)、日向には肝付兼隆加世田城を拒守する甚だ固し、島津道鑑薩隅の兵を以て之を攻め、五月廿五日其水寨を破るも猶陷みらず、野頭(薩記)の防戦甚だ強く、寄手亂抗逆茂木を燒拂ひ、矢石殆んど盡きんとす、六月十日に至り、兼隆遂に圍を衝いて走れり(薩記)。

### 第七章 京都に光明帝立ち、後醍醐帝吉野遷幸

#### 第五十節 京都合戦、名和長年討死、光明帝立つ

名和長年京都合戦中討死——三條河原の首實檢——山軍の京都攻入は負色なり——近江に於ける合戦  
——行在の繪旨、尊氏院宣を請く——四國には宮方競起て武家方に抗す——行在軍大塔若宮を奉す  
——光明帝立つ

〔名和長年京都合戦中討死〕 梅松論に「去程に山の勢洛中へ寄來るよし虚騒しげかりし間、兼て手分有て先細川の人々四國の勢を召具して内野に陣を取、法成寺河原には師直を大將として大勢を相隨へて相待所に、六月晦日拂曉に義貞大將として大勢内野の細川の人人の陣へ寄來る、身命を捨て戦といへども打負て洛中へ引退く所に敵二手に成て大宮猪熊を下りに所々に火を揚る、同時に師直の陣の法成寺河原に於て合戦有しに、御方打勝けり。かゝる處に下御所大將として、三條河原に打立て御覽じけるに、既に敵東寺近く八條坊門邊まで亂れ入烟みえし間、將軍御座覺束なしとて御發向あるべき由申輩多かりける所に、太宰少貳頼尙が陣は綾小路大路の官廳<sup>(五三)</sup>匡遠が宿所にてぞありける、頼尙が勢は三條河原に馳集りて、何方にても將軍の命を受けて向べきよし兼て約束の間かの河原に二千騎打立て、頼尙申けるは、東寺に勇士多く屬し奉る間、縦へ敵堀鹿垣に付とも何事かあらん、御

合力の爲なりとも、御馬の鼻を東寺へ向られば、北に向ふ師直の河原合戦難儀たるべし、是非に付て今日は御馬を一足も動かせらるべからず、先頼尙東寺へ參るべしとて、三條を西へ向ふ所に敵大宮は新田義貞、猪熊は伯耆守長年、二手にて八條坊門まで責下りたりし間東寺の小門を開いて、仁木兵部大輔頼章、上杉伊豆守重能以下、打て出責戦ふに依て、一支も支ずして敵本の路を二手にて引上る所に、細川の人々、頼尙、洛中の條里を懸切く戦ひし程に、伯耆守長年三條猪熊に於て豊前國の住人草野左近將監が爲に討取れぬ。義貞には細川卿公定禪目を懸て度々相近づき、已に義貞危く見えしかども、一人當千の勇士共打塞がりて命に代りて討死せし間、二三百騎に打ちなされて、長坂に懸りて引とぞ聞えし」とあり。石見の福本上村地頭御神木兼繼は晦日馳參八條坊門猪熊、對三御敵伯耆守長年、致三所々合戦、於三押小路猪熊、討取伯耆三郎右衛門尉一舉<sup>(高師直)</sup>といひ、又成田重親は總領攝津右近將監の手に屬し、於東寺北西八條、令對三治御敵、糠辻子合戦、懸先<sup>(攝津親)</sup>といへば、長年は八條猪熊にて戦死したり。太平記に諸軍勢白鳥<sup>(白鳥)</sup>の前を打過る時、見物しける女童部、名和長年が引下て打けるを見て、此比天下と結城、伯耆、楠木、千種頭中將は三木一草といはれたる人なりしが、三人は討死して伯耆守一人残りたる事よと申しけるを、長年遙に聞いて、是を最後の合戦と思定めてぞ向ひけるとあるは信するに足らざれど、此三木一草は靖難の初めより復位の後まで、同功一體の忠臣なりしに、半年の内にみな命を致せし紀念の弔辭として存すべし。

〔三條河原の首實檢〕

梅松論次に「南は畿内の敵作道より寄來りしを、越後守師泰即時に追散し

大勢討取、(甲)宇治よりは法性寺邊まで責入たりしを、細川源藏人頼春内野の手なりしを召抜かれて大將として菅谷邊まで合戦せしめ打散しける、(乙)竹田は今川駿河守頼貞大將として、丹後但馬の勢馳向ひて追落す、(丙)六月晦數日箇所の合戦悉く未の刻以前に打勝ける、翌七月朔日三條河原に於て首の實檢あり數千餘とぞ聞えし」と。(甲)高師泰の手は吉川親家軍忠狀に追拂桂河圓明寺御敵候畢(武田信)とありて、山崎路へ進撃せり、(乙)宇治より責入りたるは四條隆邦の軍にて、和佐源秀言上に屬四條中將家御手(書)、廿日於六波羅跡并汁谷以下所々合戦とあり(諸寺文)、小早川氏平目安に、一御敵自北口寄來之由承及之間、馳合錦小路壬生、致忠戰之條、細河三位殿御見知事一又自猪熊大路御敵攻入之由就承及、氏平懸前致合戦、令追返御敵於内野之時、一自宇治路寄來御敵之合戦強之由依有、其間、御發向之時仕御共、自今比叙上、至于稻荷山追散了、其後馳合竹田河原手合戦云々とて、桃井義盛承判あれば(吉川)、桃井も頼春と共に向へり。(丙)竹田河原は楠木黨和田氏軍忠狀に、晦日於竹田河原、造路、六條河原等、□□合戦、馳參山門(和田)とて河泉の勢も向へり、高橋茂宗は足利上總五郎入道の手に屬し、晦日竹田河原合戦(多田院)と、近江の目賀田玄向は佐々木道譽の手に屬し、醍醐路御敵六條河原口寄來間、追歸之、即竹田河原御敵爲後責、懸御目合戦仕候了(上佐盛)とあるは、今河頼貞大將として向ひたるや、徴すべからず。

〔山軍の京都攻入は負色なり〕

此戦は新田義貞、名和長年等、内野より尊氏が東寺の本陣に押寄せんとして猪熊に防止められて退却せり、太平記に義貞が東寺本陣に一矢を射たる談は、項羽本紀の模倣にすぎず。直義の主軍は西坂本口を防げり、周防國神代兼治が狀に、御敵西坂本を落する間、法成寺に馳向ひ、多々須河原西坂本に追懸けて御敵を本在所に追入れ、曉に及び比叡山に入り、凶徒を追落すと(萩藤園)、今河頼貞の手は是なるべし、伊達義綱が狀に、賀茂河原に懸出て、大將御前に於て終日軍忠を抽つとて頼貞の證判あれば(伊達)、竹田河原の大將にはあらず。岡本良圓は池上結城等と中御門の烏丸合戦に疵を蒙り、頭殿御前に於て御見知に預るとて、尊氏袖判高師冬承判あり(岡本)、師直の手なるべし、平子重嗣は山名伊豆守に屬し、三條大宮に戦ひ(萩藤園)、美濃國鷺見忠保は二條大宮に馳向ひ、御手に屬し五條大宮竹田に至るまで、御敵を追懸とて、土岐頼春承判あり(家語)、山名土岐も此手にて鴨河原に戦線を開展したり。これ要するに、山軍の京都攻入りは負色なれど、足利方も苦戦して鴨河原東岸、及び法性寺邊に防ぎ止めたるまでなり。此時信濃の小笠原貞宗等が軍勢は猶東近江に關止されて進み得ざりしに、尊氏より五日付にて新田義貞以下凶徒等事度々合戦、毎度打勝畢、就中去月晦日寄來之間、伯耆守長年、并餘黨數千人、或討取或生取、(梅松論の首實)山門之軍勢相殘之分不幾云々と通知し(小笠原)、富樫介高家も今者北陸道計にて候京都は心安思食さるべしと國人へ消息を遣はせり(三寶院)、行在の軍勢減少したるは事實なるべし。

〔近江に於ける合戦〕

梅松論に「然りと雖も山上の敵退散せざる間九月中旬に小笠原信濃守貞宗、

甲斐信濃兩國の一族并に軍勢を引率して、三千餘騎東山道より近江國へ打出で、勢多近く臨む處に、山徒等橋を引間、野路邊へ陣取りたりけるに、新田脇屋大將として、湖水を渡して散々に合戦をばげみけれ共、貞宗打勝けり」と是は直義が四日付の狀に近江國惡黨等蜂起の間、上洛延引の由其聞へあり、仍て軍勢を大津に差遣すべし、急ぎ江州の凶徒を退治し、先勢多及□□邊に馳著きて左右を申さるべしと、小笠原貞宗に申越せしに契合す(小笠原文書)七月上旬の事なり。梅松論次に「然といへども要害の地なきに依て、先引退て鏡山に取上る刻、敵即時に重て寄來る間、又責戰て追散し、大勢討取て伊吹山の中に取籠りて、事の由を京都へ注進中に依て、元より山徒と云、軍勢と云、近江の國の力を以て東坂本の敵共今に相支ける上は、御勢を遣し當國を打取て東坂本の兵糧の通路を塞ぐべきよし、御沙汰最中の時分に、小笠原合戦に及びければ合力せしめ、近江を打隨へん爲に、佐々木佐渡の大夫判官入道道譽仰を蒙て、九月の末に京を出で、丹波路より若狹の小濱に出」とあり。是も尊氏が七月八日付にて、近江靜謐事、屬佐渡判官入道手、早可令發向との狀を田代(田代)九へ出し(田代文書)直義が十六日付にて、貞宗の注進狀を承けて、去六日夜、於野路原、打捕山徒成願房、同十日於鏡宿並伊吹太平寺兩所、致合戦云云、東國軍勢近日可參洛之間、勢多橋以下及其沙汰、可差遣軍勢、於近江路者相副近江伊勢兩國輩、於佐々木佐渡判官入道道譽、且對治凶徒、且可

警固東近江之由、被仰下畢との狀を貞宗に遣し(小笠原文書)たるに契合すれば、九月の事には非ず。九月の末は若狹守護次第に、自建武三年七月廿五日、尾張式部大夫殿小濱へ入部、彼時脇袋、又三宅、和久利、多田又河崎等、燒拂之畢とあり、八月廿八日、軍大將佐門少將殿、小濱に着し、公家一同となりし後に當る(後に述べべし)、近江越前は北陸と交通の要地にて、行在より力を極めて相争ひ、小笠原佐々木等と數月相持したり。

〔行在の繪旨、尊氏院宣を請く〕 足利方は京都の戰に敗れて山門の兵は幾くならずと聲言すと雖も勢多、宇治、醍醐、八幡、山崎より丹波口まで、行在の軍猶ほ陣營して相支へたるは、一方より觀れば、京都を遠卷に圍みたる形あり。かくて七月には行在より繪旨を諸國に發して凶徒退治を催促せられ、尊氏も亦院宣を請けて近畿の兵を催促せり(五條、高野、三寶院諸文書)宮方の攝津口より行在に赴く兵は、尼崎より安滿繩手に轉戰して進みければ、九日武家の侍所高師泰は武田信武赤松貞範等と共に山崎口に打向ひ、向大明神村(山城乙訓郡)、及び、七瀬河、下樹野に戰ふて芥河に陣して(森本、三刀屋、清水文書)これを拒む。

〔西國には宮方競起て武家方に抗す〕 西國には宮方競起りて武家方に抗す、周防の大内弘道石見に打入り、武家方の御神木一族等より益田大山(美濃郡)に撃たれて弘道戰歿す(大内系圖)大内氏始めて迹を發す。備後の宮方竹内兼幸、小早河掃部助等有福(甲斐郡)則光(世羅郡)等の城に旗を揚げ武家方よ



り往いて攻め、對壘數月に亘れり(山内首藤、小)鎮西には一色頼行豊後玖珠城に兵を頓し、城兵復競ふ、探題一色道猷、其報を得て肥前の兵を徴して博多を警備す(龍造寺、)、既にして松浦肥前守貞竊に京師を脱して西歸し、宮方に應じ兵を擧げんとす、尊氏之を偵知し書を道猷に發して之を備へ、貞を探し尋ねて誅伐せしむ(武雄社、)、菊池武敏は機を見て又起り探題は今川藏人大夫助時を遣はして之を伐たしむ、九州騒然たり。

〔行在軍大塔若宮を奉ず〕 四條隆邦の軍は竹田河原の戦より醍醐に退いて陣營を布き、宇治八幡につゞりければ、二十三日武家より今川範國を將となし、武田信武等と共に往いて攻め、報恩院を焼き、延て醍醐寺に及ぶ(報恩院文書、)遂に兵を引いて木幡山、大日山等に陣して宇治を攻めんとす、(毛利吉)八月一日行在軍は大塔若宮を奉じて八幡山に營し(和田、)互に交戦に日を送れり、大塔若宮は、元弘二年尊良親王還俗後の生れなれば、當年四五歳になるべし、後に興良親王と申す。十日尾崎宮の軍美濃に入り、東中務亟及び土岐氏(頼春の代、)の兵と關迫北野八代(山縣、)に戦ふ(鷲見、)是は伊吹山の手なるべし、尾崎宮は去年東山道將軍の彈正尹焜王なるべし。是春尊氏が室津の手配より、諸國に一族を排布する殆と遍ねし、悉く勇將猛士にもあらざるべし、蓋し武家方は足利氏を推して源氏幕府に復するの希望により、苟も源家の一門は壯幼を問はず一人を奉じて、其旗の下に戦ひたる所に遂に源氏の一門にて七道諸國の守護權を握るの結果となりたり。されば行在に於ても亦諸國宮方

の望みに従ひ、親王諸王を東西の大將軍に遣はされ、其錦旗の下に戦ふこととなれり、八幡の軍が故大塔宮を追慕して五歳の若宮を奉じたるは其權輿なり、諸王の近江口出張は六波羅征討の時よりなりき。

〔光明帝立つ〕 十五日、光嚴上皇豊仁親王東寺より二條家の押小路烏丸第に幸し、泉殿を仙洞に擬し、親王に元服を加へ(時に御、)尋いで武家の申奏により(建武三年以來記、)上皇の傳國宣命を以て踐祚あり壽永の例なり(洞院家記、圓太、)左大臣近衛經忠を關白となし(師守記、)日を踰えて又東寺に還御す(洞院家記、)保曆間記に政務を院中にて行はれ、將軍は(此時未だ將、)左兵衛督源尊氏、執權は武藏守高階師直、如此成りて天下の事を行ひけりと。兩統の遞立は幕府存廢の盤渦に落ち、いよ／＼天下に兩天皇を戴いで相争ふに至りたり。長講堂御領は、頼朝が武家の妨あるべからざる宣旨を申成し、承久に重ねて施行したれば、尊氏も亦先蹤に任かせて、違亂あるべからざる下知を加へ、併せて法金剛院領、室町女院遺領、熱田社も元の如く施行し、又諸門跡領殿下御領に違亂を停止し、將士の軍功賞を行ひ、鎌倉先代の幕政を相襲ひたり(京都御文書、)

### 第五十一節 天皇講和還幸し、新田義貞皇太子を奉じ

#### 越前に奔る

阿彌陀が峰の戦—山門勢苦戦して勝つ—淀竹田の戦—洛中の合戦終る—官武者狭國を争ふ—  
河内和泉兩國事繁し—九州の形勢—東國の形勢—天皇講和還幸—義貞太子を奉じて越前に落

〔阿彌陀が峰の戦〕 梅松論に「南方の敵共宇治八幡邊まで充滿して寄來るべき由、京都の風聞毎日なり、かやうなりしかども、七月も過八月廿日比に宇治の敵拂ふべしとて、細川の人々大將として河野對馬入道同一族二千餘騎にて向ひたりしが、打負て引退く間、敵木幡稻荷山を経て、今比叡の上阿彌陀が峰に陣を取るとあるは、今川範圍が醍醐を燒きたるに引續きたる事なり。難太平記に「其比大御所は東寺の御陣也、先皇は山門に御座也、四方の口々を自宮方塞ざしかば、味方兵糧難儀にて、東は關山阿彌陀が峰、南は宇治路、西は老の山、北は長坂口に、連々大將を遣はして被破しに、故入道殿阿彌陀が峰に向て、諏訪今比叡の前にて戦ひありて追ひ拂し時、左の肩先を射られ給ひ」とあるは大塔若宮の八幡御陣後、四條氏の軍にて今川が木幡の陣を取返し、阿彌陀が峰まで進みたるなり。細川が向ひしは廿日に非ず、田代市若丸請文に、去月十六日、奉屬當御手、罷向

木幡山、稻荷社御逗留とて、細川顯氏の承判あり（田代文書）、阿彌陀が峰の戦は其後なるべし、難太平記次に「其二三日有て四宮河原に勢を被向けるに重て故入道殿向れしかば、鎧の射向の袖を解て向給ひしに、先坂口には仁木右馬助義長今の右京大夫也、三井寺路、めぐり地藏には故殿向給ひしに、義長云は今日逃ダすづくの戦なるべしと云ければ、故殿勿論と返事有き、終日兩所合戦」とあり。阿彌陀が峰の戦は廿三日より始まりたれば、前戦は其以前にて、後戦は廿五日歟、定かならず、次條にて考へ合すべし。

〔山門勢苦戦して勝つ〕 梅松論に「八月廿三日の曉より賀茂糺河原に於て終日合戦有しに、大將師

直身命を捨て戦し程に、二箇所に疵を蒙り此時分御方の勇士共今日を限りと責戦ふに依て、義貞打負て落ける間、山の勢多く討れける。然りと雖阿彌陀が峰の敵相支へし程に、同廿四日の夜、東寺に於て合戦の評定まちくなり、或議に云、皆歩立に成て楯をかつき、堀鹿垣を引破て責落すべしと申ける處に、細川帶刀先生（此手）の云、阿彌陀が峰に楯籠る所の敵は墓々しき者にて有べからず、畿内近國の山人なり、城に籠て戦はん事彼が好所なり、我等が親類四國の勢を召具して、先淀竹田へ向て、足き、の敵を河へ追ひ出して、木幡山に馳上り、稻荷山を経て峰つゞきに、敵の後前より馬にてかゝるべし、然も敵城の後を拵へざる間、追散ん事案の内也、但敗軍の輩必ず苦集滅路白川を上りに粟田口へ赴くべし、下御所、七條河原邊に御聲へ有べきよし申されければ、此義尤然

るべし」とあり。是は足利勢が廿三日阿彌陀が峰を攻めぐみたるに乗じ、山門より打て出でたる所にて、戦線は鞍馬口まで連り、義貞の主力は西坂本を下り、糺河原に烈戦したり、其手続きを諸文書に参考するに、細川顯氏の手は廿二日樞河(賀羅富津)に戦ひ(田代文、書、後醍)、吉良五郎(滿義の弟)は山科より四宮河原に戦ひ(多田院、文書)、今川範國も此手なるが、翌廿三日に阿彌陀が峰攻には新日吉九條河原まで戦うて、足利勢の退却せるなり。賀茂河原の合戦に山名時氏の手は賀茂社前より鞍馬口まで敵を追懸(萩藩閩)、小俣來定の手は賀茂河に防矢して敵を追落し、見蘭池まで責上げ、又山門西坂本の陣屋(四録)を焼拂ひ(吉川、文書)、或手は神樂岡鞍馬大路に戦ひ(後醍に引、古文書)、少貳頼尙も亦此に向へり(南狩、遺文)、軍忠狀にては勝色に見ゆれど餘程の苦戦なりしなり。

〔淀竹田の戦〕 さて廿五日の合戦は、梅松論に「夜の明るを遅しと細川の人々阿彌陀が峰には目も懸ず、川原を下りに南へ向ひし程に、淀に竹田に充滿したる敵ども、竹田繩手の小所を堀切て鹿垣を結び櫓をあげ城戸を立て相待所に、速に大勢掛ける所に御方の中より二町ばかり先立て武者三騎争ふて城戸の内へ驅入しを、後の大勢つゞきて、即時に竹田の要害を打破て、一人も残らず淀川に浸しけるに、一昨日廿三日の暮より翌日廿四日まで大雨にて、大洪水なりしほどに、河に入者一人も助からず、此時の先懸は細川帶刀先生黒馬にぞ乗たりける。其ま、細川殿の勢は木幡山の上に打あがり、稻荷山を経て、阿彌陀が峰の敵の背に近付しかば、追手の七條河原の御勢差寄らる、先陣

は太宰少貳頼尙にてぞ有し、城の中の敵ども驚騒ぎける處に、すきもなく御方山の手より掛入しかば、一支へにも及ばず没落す、爰にて數輩打れ、遁る者は苦集滅路白川を上りて引けるが、残り少くぞ聞えし」とあり。田代市若丸請文に、又廿五日始、自竹田之合戦、木幡、稻荷山、阿彌陀峯等、追、隨數箇所之陣々、至四宮河原、追懸御敵候之條(細川顯、氏承判)とあるに吻合す、又吉良五郎の手は、二十五日搦手山科御向之間、御供仕合戦至極、同日於祇園門前、御敵行合致、散々合戦訖といひ、山名時代の手は阿彌陀峯大手一城戸責上、今比叡馬場上山途合戦といひ、攻上今比叡(中尾)致合戦之刻、御敵打出大手之間、追懸音羽河端、令分捕といふ(引書前、に同じ)、今河仁木の逃すづくの戦は此時ならん。少貳が手の鬢庭青木等は自内野迄仁和寺、追歸凶徒之條、守護御供之間とあれば、頼尙が七條河原に向ひしとは誤傳ならん。是日は山崎口にも高師泰が鳥羽繩手より戦を始めて、阿彌陀峯、今比叡に至り共に戦へり(三刀屋、廣、峰、兩文書)、尊氏より今日(廿五)於所々凶徒等數十人誅伐了、就中八幡路大將兩人(監、嚴、僧、都、越、後、松、壽、丸)被生捕之間、所被誅也、雖然義貞已下輩没落山間之上者、急渡世田橋、可發向東坂本との狀を東近江の小笠原貞宗に發せり、兩將を生捕りたるは細川氏が竹田の寨を陥れし時ならん或は鳥羽を八羽口といふにや。阿蘇品惟定言上に、大和より八幡に御出候として(阿蘇大宮司、惟時を云)八ッ木の入道もて仰下候し間、思ひの外に存じ候て、私の悦これに過候はじと馳參候處に、今よりは四條殿御手にて合戦仕候べき由、仰下候間、八月廿五日阿彌陀峯の合戦、同廿八日河原合戦仕候ぬ

と(阿蘇文書)あれば、八幡の陣より援軍を四條隆邦の手に遣はして、阿彌陀峯を守りたり、廿五日に陥り、苦渠滅路さして退きたれど山門の軍は未だ衰へず。

〔洛中の合戦終る〕 梅松論に「八月廿八日山の勢最後の合戦すべしとて、今日君の御旗を申おろして、引割きて笠印に付て、夜の内より寄來る、又師直を大將としてありける大勢一手に成て、今日を限りとぞ責戦ける、去る廿三日四日の戦に打勝しかば、諸軍勢氣に乗て重て勝ければ、當日は洛中の合戦はて候ひける」とは阿蘇品惟定が四條殿に屬して阿彌陀峯を守りたる日なり。諸文書に據るに、是日は糺河原、また冷泉京極より、近衛河原、神樂岡、法勝寺口、北峯、中御門原等に戦線を開展し、新千載集に大覺寺の回祿を記す(同門略略記)洛中の一大戦にてありぬ。

〔官武若狭國を争ふ〕 京都を遠卷にしたる勢多、宇治、八幡、山崎の陣は依然とあり、直義は尾張時家を遣はして左門少將と若狭國を争ひ、又十七日付にて、新田義貞以下の凶徒誅伐として、大將に尾張式部大夫時家を若狭に遣はす、彼勢に加はり軍忠を致せしと佐々木一族の出羽五郎義信に狀を出せり(抄本文書)若狭には廿八日より左門少將の軍山東、山西、松永等を焼拂ふて小濱に著し、公家の一同となり、九月四日より時家の手と對戦す(若狭守護次第)梅松論に佐々木道譽が「九月の末に京を出で、丹波路より若狭の小濱に出で、案内者たるに依て北近江より國中に亂入、小笠原信濃守貞宗と一手に成て一國を打取間、山徒軍勢力を落しける」とあるは、月日疎略なれど、官武の若狭を争ふ

たるは十月に及びたるべし、新田義貞敦賀に據れる後は道譽守護となれり。

〔河内和泉兩國事繁し〕

四條隆邦の軍は、阿彌陀峯、及び河原合戦より八幡に引上げ、大塔若宮に合す(阿蘇文書)。是よりさき七月十日、畠山國清和泉國日根郡に起り、榎井城に旗を揚げれば、宮方勢

これを攻めて接戦數回なり(日根文書)、月を経て武家方ますます蜂起しければ、守護代(楠木の代なり)大塚掃部助惟正國人を催發して邀へ撃てども、國清の猛勢に敵せず兵衆退散し、九月一日平石和田等を率ゐて

八ッ木法達が八木城に要害を構ふ(和本文書)、國清は木島に陣して益其黨を催集し、七日大勢を以て八木

城に押寄せ、合戦する兩日(和本文書)、楠木一族は中院右少將の軍天王寺にありと聞いて橋本正茂等を

率ゐ、後縮として進み來り、城中これに應じて打出ければ、國清利を失ひ退いて、蕎原城(河原)に據るを

攻めて走らす(和本文書)。近江の足利勢三井寺に據りて山軍の通路を絶ちければ、八幡より兵を分ちて

これを争ふ(阿蘇文書)、四日仁木義長肥前の兵を率ゐて宇治橋に向ふ、行在の軍橋を引いて拒戦し矢を擲

めて雨射しければ、義長河を渡りて向陣を攻めて追落す、(石志山代文書)十四日今川範國義長を助く、

(多田院文書)、四條隆邦の軍は八幡より天王寺に向ひ(阿蘇文書)、中院右少將の軍に合す、直義これを聞き、廿六

日細川顯氏、武田信武等を遣はして之を攻めしむ(等持院毛利、田代諸文書)、河泉兩國是より多事なり。

〔九州の形勢〕

九州には、一色頼行兵を豊後玖珠城に頓すること二十旬に及び、城將其徒を催して復た振ひ(見上)、菊池武敏は阿蘇惟澄と結んで起りければ、八月探題一色道猷今川助時を將として往

ひて武敏を伐たしめ、十八日益城郡唐河に戦ふ、菊池阿蘇の兵殺傷する所多し(阿蘇小代、誌)。一色頼行三村又次郎等を遣はし、阿蘇南郷城に據る、惟澄兵を引いて押寄せて三村を斬りて追落し(阿蘇、文書)、進んで筑後に入れり。廿日道猷更に侍所佐竹重義、宰府監代行末(氏)を遣はし、肥前の兵を率ひて、助時を援け(龍造寺、深堀、武雄社文書)、合志幸隆は肥後の小代重峯等を率ゐて、卅日上妻郡豊福原に戦ふ、惟澄衆に先だつて奮戦し、乗馬を切られ剣を負ひ(阿蘇、文書)、六段河原に血戦し敗れ退く、九月三日幸隆兵を引いて菊池に入り、寺尾野、盤ハカ久、虎口、穴河諸城の敵兵を搜索して、悉くこれを破却せり(小代、文書)。既にして名和氏の代内河義真、相良經頼、多良木、須惠の徒と結びて、球磨郡に城を構へて據りければ、十日探題橘佐渡公好を遣して伐たしめ、助時の軍を移して之を援く(相良、文書)、武敏惟澄等は雌伏して銳を養ひ、宮方暫し勢を失へり。九州脊梁の山嶺は豊筑の境より層疊し、玖珠菊池より阿蘇の火山を抱き肥後日向の交に至り嶮峻を極む、五家、米良、球磨の間は人跡を絶つに至る、宮方此を阻て、互に聯絡を通じ、武家方は多く平地の熟田を領す、故を以て互に相持し勝負決せず。

〔東國の形勢〕 東國には新田左馬助三河の本野原に敗れて、遠江に退きしに、八月其徒を催して復た振ひければ、吉良幸鶴丸を將として、守護代官豊前次郎左衛門入道光圓、由比大次郎等これを袋井繩手に邀へ、九月進んで、篠原より引間、天龍川に戦ひ、仁木孫太郎義商戦歿す(田代、傳、原文書)、井伊某は井伊城に起りて新田氏に應じ(琉山、年録)、駿河守護代は伊豆の兵を併せて吉良氏に應ず(田代、文書)、駿

遠驛然たり。常陸の楠木正家瓜連城に據りて、佐竹氏と相抗する數月(第四十四、前に出)、足利の族斯波家長鎌倉にあり、常陸競起りて宮方に應ずと聞いて足利少輔三郎を遣はし之を伐たしむ、佐竹義篤因て常奥の兵を武生城に集めて瓜連を攻めんと謀る(茂木、飯野、八幡文書)、陸奥留守廣橋經泰、相馬胤平等を遣し八月五日石河莊松山城を攻降す(相馬、文書)、尋いで經泰小田治久と共に瓜連を救ふ、十九日鯨岡行隆橋本を發して村田城に向ふ、廿二日佐竹義篤瓜連に押寄す、經泰治久之を花房山に邀へて大方河原に戦ふ、明日行隆等小栗城より進んで字都宮を攻め(飯野八幡社、鯨岡文書)、常野の間驛然たり。

〔天皇講和還幸〕 京都は九月も末になり、行在より兵を出し湖を渡りて近江を攻めければ(金鑄、本記)、直義は佐々木道譽今川掃部助を遣はして争ひ、廿八日山軍浦々に發向す、今川これを釣河原(本記)に防ぎ、明日佐々木勢は伊岐代馬場に戦ひ、敵を志那濱に攻付け、殺獲あり(小佐治、田代文書)、斯くて十月に講和睦となりて、山門より還幸の手續は確かなる詳説乏し、神皇正統記に「十月十日の比にや(補、建武三年以來記)、山門より還幸いと淺ましかりし事どもなれど、猶行末を思食す道ありしにこそ、東宮は北國に行啓あり、左衛門督實世卿以下の人々左中將義貞朝臣を初めとして、さるべき兵も餘多仕う奉りけり」と。梅松論に建武三年十一月廿二日の夜君は御和睦と號して都へ還幸有ければ、御迎の爲に武家の輩賀茂河原邊にぞ參しける」と、是は月日を誤れど、多分は夜の事成るべし。皇年代略記に官軍雖無利、以和睦儀、武家中行之、出御云とあり、思ふに近江の戦利なく、山門の守禦

窮蹙したるにより、尊氏より講和を申入れたるにて、露骨にいへば勅降なるべし。梅松論に「君は准后并に女房兩三人計にて、花山院殿に御座有しを、武家より四面を警固せしむ」と見えて笠置の變を繰返されたり。

〔義貞皇太子を奉じて越前に落つ〕 義貞が皇太子尊良親王等を奉じて越前に落ちたる詳説は傳はらねど、新田は足利と讎敵となりたれば、おめく降虜となるべきに非ず、帝も再舉の宸衷おはせば和睦前に早く其計を定め、北畠親房、四條隆資等と共に脱走したりしなるべし。建武三年以來記に、同日(甲)新田義貞朝臣奉取春宮(恒貞)率千葉以下軍勢、自叡山落北國とあり、元弘日記裏書には九日とす、後説事實に近し。太平記に此和議は帝の尊氏が偽起請文を信じ、義貞が不服を唱へたる一勅は淺蕪なる想像談にて此に辯する要もなし。梅松論に「同夜義貞は内々勅を蒙りて、春宮と一宮を取奉て北陸道を關東へ心ざしてぞ没落しけるが(略)道すがら哀なる事共多かりけり、荒茅の山中にて大雪に逢て軍勢ども寒の爲に死す(太平記に、越前守護尾張守高經大勢にて差塞と聞て、道を易(易)雪烈しかりければ、士卒寒谷に道を失ひ、河野、土居、得能は天曲にて前陣、去ながら義貞は子細なく越前國に下着の勢に追後れ道を失ひ、鹽津の北にて佐々木熊谷に取籠られ自刃すと云云)、去ながら義貞は子細なく越前國に下着し給ひて、敦賀の津金崎といふ無雙の要害に楯籠る間、當國の守護人尾張守高經、高越後守、仁木細川の人々發向し」とあれど、師秦の進發は年未なり。三浦文書に、直義より十七日付にて、先帝今月十日、自山門出御、新田義貞以下凶徒落散候處、趣北國云云、早馳向要害、可有誅伐との狀

を發せり、落散候處趣北國とは没落の状態にして、北陸道を根據とし再舉を謀るの意なるべし。足利氏が義貞北國に赴くと知りて、信濃の村上信貞、佐竹兼經等に誅伐を命じたるは十二日なり、鹽て義貞が敦賀に據りたる報を得ても、信貞等に越後の根本を斷たしめ(市川文書)、毛利貞親、親衡父子は山門に在りしに、十一日出家して越後の軍門に降参せり(毛利文書)、足利氏の手廻しの迅速なりしを見るべし。

### 第五十二節 天皇讓位、京都を脱して吉野へ潜幸

諸國小紛争——成貞太子立坊の事情——足利氏の建武式目の制定——建武式目十七ヶ條——諸國未だ平定せず——先帝都を脱して吉野へ潜幸——先帝吉野潜幸の道筋——幕府初め潜幸先を知らず

〔諸國小紛争〕 天皇は京都へ還御なりたれども、皇太子は北國へ趣き、大塔若宮は八幡にあり、四條中院等は天王寺に軍を擁せり、畠山國清は菴原城に敗れ、十月二日榎井城にて兵を集めて又所々を徇ふ、大塚惟正等は楠木一族と合し、河内の東條城を修めて據守す(淡輪和田文書)、四條隆資か山門より來たりたるは此時なるべし。九州には豊後の玖珠城圍を受る八箇月に及び、小田顯成の一族冥返り宰相房は當地の福人にて、城中に糧を支給し乏しからず、十二日遂に陥り大友貞順等みな逃れ、野上顯直宰相房を生捕れり(野上文書)。玖珠平ぐと雖も菊池武敏又山鹿莊に打出でければ、探題今川助

時に令して之に備へしむ(詮略)。四國には伊豫の宮方土居得能等河野通盛に抗し、八月安藝の武田伊豆守氏信忽那島に亂入し、宮方蜂起して之を防ぐ(文書)、武家細川皇海を遣はし、十月河野通盛に命じ皇海を援けしむ(河野家譜)。土佐の宮方も蜂起す、十五日武家方の津野家時堅田經貞等の兵を催して原重等が據れる丸山城(土佐臣)を攻め、十九日夜襲して之を陥れ、進んで浦内の神崎城を攻め、(南略)斯くて十月は暮れたり。

## 〔成良太子立坊の事情〕

十一月二日は花山院殿より内侍所并に劔璽を渡され、一條右中將實益、楊梅右少將資持等供奉し、佐々木近江入道兵を以て守護し、東寺の頓宮に渡御あり、新帝冷泉大納言公泰以下の公卿を従へて南殿に於て之を受く(押小路家記)。是日先帝に太上天皇の尊號を奉り、齋明稱徳の例に任せ重祚を代數に推し九十七代と申侍る(棟神皇)、神皇正統記に「主上は尊號の儀にましましき、御心を休め奉らんためにや成良親王を東宮に居奉る」とある、立太子は十四日なり(補皇代)、阿野淮後の腹にて當年十一なり。保曆間記に「御子成良親王は本より尊氏養ひ進せたりければ東宮に奉立けり、後嵯峨法皇の御勅に任て、御位は兩院の御末打替々々即せ賜べしと定めければ、中々先帝も御心安く思食されける」とあれど、兩統遞立は後嵯峨の勅に非ず、今は久しく例規となり、御和睦の後は斯くあるべしと公卿の多數も承允したりしならん、亦尊氏も厚く後醍醐帝の知遇を感戴すれば、以て兩宮を融和する相當の處置となせしなり。然れども帝が攝關幕府を廢するの叡

慮は益堅確なり、尊氏は幕府黨に擁せられてこそ勢力あれ、根本主義に於て氷炭相容れず、又伏見統の熱望も帝と融和には至り難ければ、成良太子の立坊にて眞の平和は固より絶望なり。

## 〔足利氏の建武式目の制定〕

光嚴上皇の院政は六月八幡の行在より始まり、八月光明帝踐祚にて、武家は舊例の如く幕府の組織を始め、源氏の先代に復し、貞永式目等に遵由して政務を運びたり。去年鎌倉に兵を擧ぐる時より、尊氏は政務を直義に委任し、高師直を執事となし、高師泰を侍所となして兵馬の事を號令せしめ、己は關與せざれど、諸大名は尊氏に集中して源家の大將軍と推したるを以て、重き事件は御教書を以て行ひたり、是を全國の武家社會自然の趨勢に制裁せられたる成形とす。足利氏の建武式目は、先代の貞永成敗式目の追加なり、最初に十七條を定めて發表したるは兩帝講和にて劔璽渡御後の七日付にて、眞惠、是圓、二人の署名を以て進呈したり。其關係人は、前民部卿藤範(南家傳者也)、是圓(俗名道昭)、眞惠、玄惠法師、太宰少貳(賴尙)、明石民部大夫(行連)、太田七郎左衛門尉、布施彦三郎入道(道乘)の八人なり、末文に是圓雖受李曹之餘胤、己爲草野之庸愚、忝蒙政道治否之諮詢、所披和漢古今之訓誨也とあり、是圓は明法道の士なり、眞惠の素性詳ならず、此二人の主筆にて起草したるものとす。梅松論に「或時兩御所會合有て、師直并故評定衆を餘多召て御沙汰規式少々定められける時(十七條を)、將軍仰られけるは、昔を聞に頼朝卿廿箇年の間伊豆の國に於て辛勞して、義兵の遠慮を回らせし時に、平家悪行無道にして、萬民の歎いふ計なかりしを

避ん爲に、治承四年に義兵を發し、元暦元年に朝敵を平げし、其間の合戦五箇年也、彼政道を傳聞に御賞罰分明にして先賢の好する所なり、然と雖尙以罰の苛き方多かりき、是に依て氏族の輩以下疑心を殘しける程に、さしたる錯亂なしと雖、罰討繁かりし事いと不便也、當代は人の歎きなくして天下治らん事本意たる間、今度は怨敵をも能くなだめて本領を安堵せしめ、忠功を致さん輩に於ては殊更莫大の賞を行はるべき也、此趣を以面々扶佐し奉るべきよし仰出されし間、下御所殊に喜悅有りければ、師直并故評定衆、各忝き將軍の御詞を感じ奉て、涙を拭はぬ輩はなかりしとあるは、此時の事ならん。此尊氏が言の主旨は、怨敵を宥めて本領を安堵し忠功輩に莫大の賞を行ふにあり、聞者は感涙も流したらんと雖も、其は頼朝の時さへ不可能の事なりしに、今は絶望といふて可なるべし、室町幕府の結果は權門勢家社寺領の所入を半済に減するも、猶賞功に充つるに足らずして、終に公武の所領必迫する頽勢に陥れり、特に標出して讀史者の注意を促し置く。

〔建武式目十七ヶ條〕 是圓が定めたる式目條々の大略は、鎌倉を元の如く柳營となすか、他所たるかの問題は、鎌倉を武家の吉士となし諸人遷らんことを望まば衆情に従はんことと定めたり、然るに南北の亂となりて京都を動くを得ず、遂に室町幕府と成行きにけり。次に政道の初條は儉約を行ふ、曰く此比波佐羅と號して華奢を好み、綾羅、錦繡、精好の銀劔、風流の服飾目を驚かし、凋弊の甚しきとて嚴制す、(一)群飲佚遊をなし、女色博奕に耽り、茶寄合、連歌會、及び莫大の賂をな

すを制す、(二)晝打入、夜強盜、處々に屠殺し、辻々引剝等の狼藉を警固す、(三)微力者が私宅を造れば忽ち點定せられて壞し取れ、身を隱す所なく浮浪し、活計を失ふを以て之を止む、(四)京中過半空地となりたるを本主に返し、今上山門扈從人の沒收せられたるは、尋究めて差異あるべし、(五)無盡錢、土倉(實庫)に莫大の課役を充て、或は打入を制せざるを以て斷絶し、貴賤の急用を闕て貧乏の活計を失へば興行さるべし、(六)諸國守護人は政務の器用を擇む、(七)權貴、女性、僧侶の口入を止む、(八)公人の緩怠を誡む、(九)賄賂を止め、百文の分際シヤウたりとも賄賂をなしたる者は、永く召仕はれず、(十)殿中内外につき諸方の進物を返し、唐物已下の珍奇は殊に賞翫すべからず、(十一)近習には器用を擇む、或は衣裳、或は能藝以下、玩好を體とすれば、心底相叶ものなれば、遠慮あるべし、(十二)禮節を専らにす、(十三)廉義名譽ある者を優賞す、(十四)貧弱輩の訴訟を聞食さるべし、(十五)寺社の猛威を振ふて、興隆と號し、奇端を耀かし、御祈と稱す、此の如きの類御沙汰を盡され、訴訟に用捨あるべし、(十六)御沙汰の式日時刻を定む、(十七)凡そ十七條は合格より以來、毎々申合せらるる陳套に似たれど、一代の耳目を改めたる際に、時宜を斟酌して訓令を定むれば社會に制裁を與ふる效驗は頗る有力なるものとす、徳治時代には殆ど憲法の如きものなれば、前の梅松論にある尊氏の希望と同論すべからず。二十五日小除目を行ひ、尊氏前參議より權大納言に超任す、時に年卅二(公卿)、鎌倉大納言と稱して征夷大將軍の實權を行へり。十二月十日、新帝は一條内府經通の第に移り(押小路)、光嚴上皇は持明



院に還御す(皇代略記)、院政は實行に及ばずして止みたるか。

〔諸國未だ平定せず〕 武家は新帝を奉して新政を行ひ、京都の兵火は熄みたれど、諸國の兵亂は近畿より蜂窩破れたるが如し、先帝の花山院に在せしは事實に於て幽囚の有様なりき、山門扈從の公卿に還京せぬ人も少からず。先坊に従ひ越前に赴きたる洞院實世等の外に、北畠大納言入道は伊勢に住す(白川文書)、思ふに北畠家は伊勢の多氣あたりに所領あるを根據とし、度會吹上の大湊(今の停車場附近)より東國交渉の便を占め、東の方面に當れり、是を北畠氏の伊勢國司となり始終南朝の藩屏たるの原由となす。前座主尊澄法親王も北畠父子と伊勢に赴かれたりしならん、叡山は先帝還幸の後數日ありて、後伏見の皇子尊胤法親王座主に補し、紀勢に一品親王の令旨、北畠入道一品家の執達狀をまゝ存す大方は然るべし。幕府は越前に兵を向け、十一月の初め新田が僅の小勢を大勢にて取巻きたれば、今は定めて滅亡せしめんと佐竹貞義の消息あり(茂木文書)、十二月二日に佐々木道譽は若狭守護となり(守護次第)、吉見參河守頼隆は越中守護となり(三寶院文書)、天王寺にも軍勢を差向けたれど、伊勢の手配は聞えず。

〔先帝都を脱し吉野へ遷幸〕 されば講和は兩帝の京都にいますまでにて、猶薄氷を踏むが如き事態なりき、先帝に對する猜防は決して解弛せざりしなるべし、梅松論に「今度は何國いかなる島へか御幸あらんすらんなど沙汰ありし」とある如く、又た遠國へ遷す義ありたるべし。保曆間記に、

顯家卿御舍弟顯信朝臣(義弟にて年長)、伊勢の國にて義兵を擧、内々申通する事有て、秘に先帝都を出させ給、又た同十二月に三種の神器を奉具、吉野山へ入らせ給ふ」とあり、北畠親房父子が伊勢より熊野を傳へて、吉野へ臨幸の計劃をなしたる秘計は、幕府に一向知れずして緩怠に打過ぎ、越前及び河泉の防禦にのみ心を奪はれたり。先帝の京を出給へるは廿一日の夜なり、梅松論に「潜に花山院殿を御出有りしかば、洛中の騒動申ばかりなし、此上は京中より御敵出べしとて、急ぎ東寺へ警固を遣されける間(新帝の警固ならば誤り)、諸人胃の緒をしめて將軍の御前へ馳参したりしかば、少しも御驚き有御氣色もなくして宗徒の人々に御對面有て仰られけるは、此度君花山院に御座の故に、警固申事其期なきに依て、以の外武家の煩なり、先代の沙汰の如く遠國に遷奉らば恐有べき間迷惑の處に、今御出は大儀の中の吉事也、定て潜に畿内の中に御座有べき歟、御進退を叡慮に任せられて自然と落居せば可然事也、運は天道の定むる所也、淺智の強弱によるべからずと仰出されければ、聞奉る人々、實に天下の將軍武家の棟梁にて御座ある御果報を今更申も愚なれども、大敵の君を逃し奉て御驚もなかりしぞ、不思議のことと申合ける」とあり。尊氏は社會の趨勢に左右せられて大事に周章せぬ度量あり、去年來天下大返しの大戦に耐えて此世局を成し得たり、運を天道に任せて淺智を用ゐぬとは名言と謂ふべし、されど、宮方の勢かくまで強からんとは思料せざりしならん。

〔先帝吉野遷幸の道筋〕

先帝の都を出給ふ道筋は、神皇正統記に「河内國に正成といひしが一族

共を召具して芳野に入らせ給ひぬ、行宮を造りて渡らせ給ふ神璽も御身に隨へ給けり、寔に奇特の事にこそ侍りしか」とあり。軍機秘密の事なれば潜幸さきは傳るべき様なけれど、主謀の一人たる親房卿の筆なれば秘密を漏したりと確信すべし、此時河内の東條には天王寺の四條隆邦、及び橋本正茂等の軍を集中し、楠木氏の本城なれば、元弘度の如く此より葛城山路を取て吉野へ入給へるなり。天野金剛寺古記に、廿三日帝王入御阿那宇、廿八日吉野行幸給とあり、吉野とは吉野寺(金峯山)なるべし、楠木一族等は御供の用意をなし居て、直に發せられたる日次なり。潜幸を暗夜と思誤まりて、吉野拾遺(花山院を潜に出御、大和の方へ赴給ひけるに、暗夜なればいかにせんと思煩はせ給ひ、此はいつくと尋給へれば、祠の上より赤き雲一叢立ち出、御歌むば玉の暗き夜路に迷ふ也、我に借なん三つの灯火と伏拜み給ひけて、唯幸を照し送りて内山に入給ふ)、太平記(二十八日の夜の事なれば、道最暗くて行べき様も無りける處に、春日山の上より、松明の如くなる光終夜天地を照しける間、行路分明)に見へるに光物の路を照したる靈異の談を構造し世の話柄になりたれど、二十日は宵闇なり。

〔幕府初め潜幸先を知らず〕 幕府は廿二日に去夜先帝御幸他所、不知御座所之間所奉尋三方々也、嚴密可有尋御沙汰と東北院へ遣はしたる書あり、南都北嶺などを尋搜し、しばし御座所は知れざりき。同日權中納言四條隆資、洞院實世、堀河光繼の官爵を削る(公卿)、隆資は元弘度の如く河内東條に潜行して吉野入の準備をなし、光繼は供奉したらん、中將以下の官を削られたる人は尙多かるべし。晦日に至り先帝河内東條に御座ありて御味方の者蜂起する由武家に聞えて、諸國の地頭御家人を召上すの狀を發せり、吉野に在すことは未だ知れず、年末には侍所高師泰を大將として

越前金崎城攻めに發足せり、嚴塞の比なれば行軍難澁なりしならん。

### 第五十三節 北畠顯家、菊池武重東西に兵を起し、

#### 京軍金崎城攻

元日、公卿多く朝賀せず——越前の戰——先帝吉野より顯家に勅書を賜ふ——親房卿より陸奥府への書翰——河内熊野近江等の小戰——關東の亂——吉野の勅使顯家に到る——鎮西の宮方、菊池武重の舉兵——越前金崎城の戰——先帝吉野の御平生

〔元日、公卿多く朝賀せず〕 吉野御所は延元の年號を用ひ、京都には建武の號にて四年正月を迎へたれど、非常の變にて起りし事なれば、元日に公卿多くは朝賀せず、天慶の故事を按じて節會に朝拜を行はれず(圖太)。

〔越前の戰〕 高師泰の軍は越前に著し是日より金崎城攻めにかゝり(諸家)、信濃の村上信貞は兵を率ゐて、師泰の軍に著到(市川)したり。太平記に、三面海に臨みて一面の山を負ひたる要害なれば、寄手の守護尾張高經は蕪木より、仁木頼章(三丹の兵)、細川頼春は東近江より、今川頼貞は小濱より(若狭小濱は佐々木)、荒川詮頼は匹壇より、小笠原貞宗は新道より、佐々木鹽治高貞は舟手を以て海上より、水陸を塞いで攻めたれど、城中より矢石を發して拒み、互に相對して日を送るとあり、是書は

人名の謬妄多けれど、大形は此の状況なるべし。

〔先帝吉野より顯家に勅書を賜ふ〕 先帝吉野の假皇居定まり翌月廿五日江戸修理亮忠重を勅使として、宸筆の勅書を鎮守府大將軍北畠顯家に賜はる。其趣きは、子細ありて出京せしに、直義等が申沙汰の趣き本意相違し、當時の様にては國家のため愈其益なき間、猶本意を達するために京洛を出で、大和吉野郡に移住し、諸國を相催して義兵を擧ぐる所なり、速に官軍を引率して發向せしめ武藏相模以下東國の士卒、若し勅命に應せぬ者あらば、嚴密の治罰を加ふべし、輔翼の力を相憑む、速に干戈の功を成さば國家の大幸何事か之にしかん、大納言入道は勢州に居住す、定めて委く仰遣はされたらん、道忠(結城宗廣)以下各忠節を勵ますべき旨別に仰含まるゝとの文なり。是より先き十一月十二日、洞院右衛門督實世も金崎より結城宗廣へ、尊氏直義等朝敵追討の繪旨は先度遣はせり、去月十日越前敦賀津へ臨幸あり(太子をいふ)、早く馳參り敵を誅伐すべしと報じ、奥州の軍を待ちたり(白河文書)。吉野行在の歳末は、宸筆願文を高野山に納めて僧徒の協心を憑ませられ(高野文書)、元日は假初の行在にて春を迎へたり。

〔親房卿より陸奥府への書翰〕

伊勢の北畠親房卿より陸奥府へ遣はしたる書翰に

三陽吉朝、萬事歸正、就中東藩耀威、不同桓文之業、幕府專柄、可唱湯武之道、幸甚々々祝著無極。抑主上出御京都、幸河内東條、即又復御吉野、爲被果御願、可幸勢州之由被仰候

也天下興復不可有程、愚身於勢州、廻逆徒靜謐之計、可待申臨幸候。東國無爲候者、恐々可令發向給、相構々々今度者國中留守事共能々可有沙汰、其間事宜在計畫、此使節自吉野被差遣、殊可被賞候歟、每事發向時節逐々之上者期面拜、謹言。

延元二年正月一日

大納言入道殿  
御判

顯家への消息寫を結城宗廣等へ頒付けたるものなり。此文にて南朝創始の第一年に於ける年始の状況も推想すべく、先帝の親房隆資等と南畿勢紀を根據とし、東國奥羽の兵を集めて興復の計を回し給へる要領も伺はれ、洵に貴重の遺文なり。

〔河内熊野近江等の小戦〕

河内東條に於ては、是日中川次郎兵衛父子を召捕へ、大塚惟正等を遣

はして其住所に押寄す(和田文書)。幕府は去年の暮、細川顯氏を天王寺の總大將となし(田代文書)、畠山國清に紀伊を委ねしに、廢帝河内に御座あり、紀州へ内通の徒ありと聞いて、二日伊都郡の志富田兵衛太郎をして、畠山に屬し要害を構へ道路を塞がしむ(紀伊文書)、高野熊野の僧徒は吉野へ内通したるべし、社寺は軍事に於て中立を主とす、幕府へ高野衆徒より新院當山へ入御を支へ因て事止みたる由を報せり、四日直義より當山興隆を以て祈禱の精誠を勧めたり(高野實簡集)、八日東條より大塚惟正等を遣はし玉井彦四郎が若松莊を攻め、和田菱木氏諸氏の宅を燒拂ふ(和田文書)、武家の軍は十六日武田信武天王寺より八幡に陣を移し(毛利文書)、畠山國清紀伊に赴きたる跡に、紀人名手源藏人教治等日根莊大木村に據

て東條に應じければ、守護代都筑某撃ちてこれを走らす(日根)、近江にも宮方信樂に蜂起し、甲賀山より數十所の城寨を連ね、佐々木秀綱(佐渡三郎道)、伊賀横山より進み、朝宮野尻に防戦し、相持して月を踰ゆ(小佐治)

〔關東の亂〕 吉野より奥州の軍を催されけれど、關東には去年十二月二日、常陸守護佐竹義篤兵を武生城に集めて楠木正家が瓜連城を攻めんとす、小田治久、廣橋經泰等之を牽制せんとて岩出河原に迎へ戦ふ。陸奥國司代は結城宗廣父子(太田)等と數萬騎を以て白河口より野州へ打出て、十日結城郡に押寄せ、北黨桃井貞直を迎へ戦ふ、去月芳賀郡の茂木明阿は宮方より茂木城を攻落され、近隣の援兵を得て回復し貞直の手に屬せしが奥州軍の結城に寄すると聞いて、己は小山城を警固し、子知政を貞直に従はしめ、十一日絹河並木渡河に戦ひ、奥軍を打却く。是日佐竹義篤瓜連城を陥る(飯野八幡社)、那珂一族四十三人を捕斬す(金砂山)、楠木正家は戦死したりしならん。保曆間記に「奥州にも尊氏に志有ける者有りて合戦を始む、顯家卿打負けて多賀府を落」とあり、元弘日記裏書に「正月八日陸奥の凶徒蜂起し、親王並に顯家卿伊達郡靈山(石)に入」とあるは、正に其時の事なり。多賀府を發する時、葛西對馬守武治をして軍を率ゐて北に還り、凶徒を打拂はしめ、登米、袋中、佐沼の三城を攻陥る(葛西勳)、靈山は宇多郡の峽巖にて、延曆寺の末寺あり、顯家此に義良親王を奉じて本營をなし、國司代及び結城等野州を退いて、軍を集めて警固す。是に於て小山駿河守は菊多莊に

起り、流尻城に據りて三宮湯本と相應じて佐竹貞義の軍を伐たんと謀る、貞義の弟小河義熙これを聞て、十五日穎谷大輔を遣はし、石河伊賀諸氏と共に湯本城に押寄せ、石河氏に兵を分つて流尻城に向はしめたれど勝難きを見て湯本に加勢し、其南柵を破りければ、湯本少輔房は伊賀氏の手に捕はれ、城遂に陥る(飯野八幡社)。

〔吉野の勅使顯家に到る〕 吉野の勅使江戸忠重、間行して關東に赴き、靈山寺の營に到着し、北畠顯家は諸人を集めて勅書を拜し、廿五日勅答の書を使者に致す。其越きは、勅書繪旨并て貴札跪いて拜見しぬ、吉野へ臨幸の事は誠に天下の大慶なり、須く馳參るべきの處、當國擾亂の間彼餘賊を退洛せしめて急ぎ參洛を企つべし、去頃新田兵衛督より申送るにより、出陣の用意を致し畢り、今に延引するは本意に非ず、此間は親王靈山に御座あり、凶徒城を圍む間、近日に合戦を遂ぐべしと、日夜籌策を廻らす外は他事なし、心勞は賢察あるべし、恐爵の貴札を披き爵蒙を散し候、每事は上洛の時を期す、此旨を御披あるべし(古文)と報復したり。結城宗廣は中村六郎に宇多郡熊野堂を守らせ置きしに去年小高落城の殘徒相馬松鶴丸を擁して山中に隠れ居たる者起り、廿六日熊野堂に押寄せければ、中村防ぐ能はずして没落せり。斯波家長は鎌倉にあり、代官氏家道誠斯波に其幼子を奉じて國司方を防ぐ(相馬)、二月石河孫太郎は野州茂木より宇都宮の後攻めをなさんとす、國司勢數萬騎にて寄來たりければ、澤井小太郎力戦して防止す、佐竹氏は力を常奥の交に用ゐ小田氏と

對峙し關民部大輔宗祐は關城に據りて小田に應じ、石塔藏人(房)が絹河を渡り寄來るを中沼渡に迎撃しに勝たず、石塔關城の附近を焼けり(相馬、飯野、細田文書)

〔鎮西の宮方、菊池武重の擧兵〕

鎮西には豊福原の敗軍にて、筑肥の宮方屏息し、(阿蘇惟澄申狀)十一月よ

り幕府の日向守護島山直顯、伊東祐廣、肝付兼重等を伐平げんと國中の兵を催集し、二十一日國富莊太田城に陣營を居たりしに、肝付兼重先づ發し、十二月六日下財部院の新宮城を攻め、進んで三股院に向ふ、十八日直顯兵を引て直に兼重が高城に押寄せれば、兼重大平の門を開き打て出で烈戦し勝たず、城に入て固守す、直顯遠卷して年を越え、正月十日高木土持池端等を率ゐて石山城を攻落し、十四日又高城を攻む兼重城を出で大に城下に戦ひ(藤澤)、月を越えて屈せず。今川助時は肥後を徇へ、軍を筑後府山下高良に還せしに、武敏山鹿莊に打出て合戦に及ぶ、博多其報を得て肥前の兵を催せしに(武雄)、十二月の末又武敏打出づる風聞により助時の援軍を増したり(諸慶武、菊池肥後守武重は征東の軍に従ひ駿河より引還せし後は京都に駐まり阿蘇惟時と共に山門行幸に供奉し、忠勤を竭してありしに、先帝の講和還京の比竊に肥後へ脱げ歸れり(阿蘇文書、菊池武重申狀、太平記を參取す)、蓋し北畠洞院四條諸卿及び新田脇屋等と共に示し合はせて、再擧の秘計を廻したる一人なるべし(太平記に遷幸の供馳度の談なるべし、北肥戰誌に武重叡山に於て新田義貞に依て皇子を遣はされ征西府を置事を奏請し、舍弟武季を留めて、是に逃歸とあれど、征西府は薩摩の谷山に創まり、菊池に移りたるは正平年中の事なり、弟武季もなし、亦馳度の談なり)、是に於て弟武敏等大に力を得て再擧の勢を生じ、去年の暮より山鹿へ打出づる飛報頻に傳はれり。正

月に至り探題の弟一色頼行を將とし、小俣少輔孫太郎道利を差副て筑後の荒木、豊後の野上、肥前の龍造寺諸氏を率ゐて、十二日進發して肥後に入り、山鹿郡岩原に陣せしが(近藤龍造寺)、さしたる事もなかりしにや、十餘日にて引拂へり。二月に至り、いよく武重が逃下りて寺尾城に旗を揚ると、助時より探題に報す(此事實詳ならず、北肥戰誌に、大友の族吉弘日向守が菊地城を守るを、武重まづ之を一戦打取りたるならん、鎮西志には寺尾城を修めて木據となし、武敏を遣はし、筑後府を攻めければ、太宰(少貳)中務少輔頼泰敗走すとあれど、彼府には今川猶在營するなるべし)、七日一色道猷又頼行を遣はして、道利と共に豊筑肥の兵を催してこれを伐たんと謀る(龍造寺、深堀、都甲、近藤、武雄社文書)、日向には島山直顯猶兵を高城に頼す、二十一日城中火を失したるに乗じ、土持森結城等を指麾し、東の水寨に迫りたれど兼重に拒戦せられ負傷して退く(藤澤)、阿蘇惟澄は傷痍既に癒え、二十二日僅に五十餘人を以て、甲佐嶽に上り旗を揚げ、砥用小北甲佐堅志田を攻取れり(惟澄申狀)、甲佐は阿蘇三友社の一なり。

〔越前金崎城の戦〕

高師泰は越前金崎城を圍み月を踰ゆれども城兵拒戦し屈せず(藤澤)、是より先

き國人瓜生左衛門尉保が脇屋義治を柚山城に擁して金崎後援たりし事を太平記に記す、敷衍の説多けれど、大要は守護尾張守高經に屬して金崎の青口にあり、弟兵庫助重、彈正左衛門照、義鑑房の三人は柚山に有りけるが、義鑑房は我里に脇屋右衛門佐の子息式部大輔義治を隱置きたるを將として義兵を擧げんと謀れり、兄の判官かくと聞いて、兄弟一つに成て兎も角も成らんと思返し、同陣の宇野宮美濃將監天野民部大輔を語らひ、相共に深山寺の關を謀りて事故なく通り、柚山に歸りて中

黒の旗を揚げたるに、程なく千餘騎になり、鯖並の宿湯尾峠に關を居て、北國道を差塞き、燈城を修め兵糧を積て橋籠る用意をなせり。高師泰は此由を聞きて直に六千餘騎を柚山城へ差向けける、瓜生は四五里が間の在家を焼拂ひ、城の麓湯尾宿を焼残したり、寄手は深雪は山路八里を越えて湯尾に著きて、火を焼き身を温めて寝りける、瓜生は敵を谷底へ帶き入れて其夜の夜半計に兵を差廻して関を揚げ、寝をびれたる寄手の周章（しやう）所へ亂入て、生捕る、者三百餘人、討たる、者は數を知らず。北國の道塞いで後に敵あらば、金崎を攻めん事難義成るべしとて、尾張守高經蕪木の浦より越前の府へ歸す、瓜生聞いて敵に足を溜させては悪かるべしとて、押寄せて一晝夜責戦ひて、遂に高經が橋籠りたる新善光寺の城を責落す、夫より義治の勢ひ近江國に振ひ平泉寺豊原の衆徒當國他國の地頭御家へ群集しければ、頓て金崎の後攻めすとて、里見伊賀守（いげしゅ）を大將として葉原まで寄せたりける。高越後守兼て用意したる事なれば、敦賀津より廿餘町東に究竟の要害へ、今川駿河守を大將として二萬餘騎を差向て待懸たり、里見宇都宮を始め兩方の峯なる大勢に射立られ里見瓜生（いげしゅ）鑑房三人一所にて討たれ、敗兵は柚山へ歸りけりと。此戦を正月十二日といふは例の疎漏なれと市川文書、薩藩舊記に、二月十六日新田脇屋瓜生が後卷として寄來たりし事は確かなり、攻圍の軍は雙方の峯上より挾射て信濃勢は村上信貞に付き、薩摩勢は高師泰に付き、奮闘して之を破りたり。柚山は江濃より加賀白山に連なる嶮嶺の中にて、古代伊吹山の賊の巢窟なり、瓜生保の一族が脇屋

里見等を此險嶮に擁したるは、義貞兄弟が始めより此天然の要塞に據るの計らひなるべし、偶然の事に非ず。其後義貞等が潜に柚山へ脱出するも、亦秘密にて詳かならず。太平記に、金崎城には兵糧乏く成りければ、後攻めする者なくては今日共堪難し、總大將城を御出候て柚山へ入らせ給ひ、與力の勢を催されて寄手を追拂はるべしと勸申ければ、實にもとて新田左中將義貞、脇屋右衛門佐助、洞院左衛門督實世、河島惟頼を案内者にて、上下七人二月廿五日（月日は今川本に據る）城を忍拔出で柚山へぞ落給ひけるとは推量の説ならんも大方は然りしなるべし。里見等が後攻めの敗軍は十六日なれば、援軍の望絶えたるにより三將は援兵を催すために忍出でたるにて、廿四五日の比なりしならん、然るに金崎は存外に早く陥りて、其經畫全く畫餅となりたるなり、金崎骨鯁の三將がまさか春宮一宮を打棄て、柚山へ逃れはすまじ。

## 〔先帝吉野の御平生〕

先帝の吉野潛幸より、既に二箇月を踰え、河内には四條隆資（或は紀伊とも）、伊勢

には北畠父子、險山の口を扼して東西に經畫をなし、其間には帝何くに在せしにや、眞の事實は知りがたし、寫實の戦記梅松論は此に筆を止め、物語軍談の太平記は臆度多し、吉野拾遺は文學的小説にて信するに足らねど、當時の行在を想像する便りに抄しおかん。曰く先帝吉野へ移らせ給ひける又の年の春、睡月の末つ方、吉水の法印に賜はせける御歌（略）同じ御時山の櫻を眺めさせ給ひて、勾當内侍に折ふしの移り換るにこそ、昔の歌に「おしなべて木の芽も春とみえしより花に成行美吉

野の山」とよみつる時は此山をまだ見ざりし、今はた此に住馴れて其折ふしの戀しく思ひ出さる、はいかにとの給すればとは實なりや覺束なけれど、新葉集に世尊寺の櫻花咲初めけり、雲井櫻といふと聞召しいと哀れに思して、「此にても雲井の櫻咲にけりた、假初の宿を思ふに」との御製あり、まさに今年の花の比に遊ばしたる歌にてありぬべし。

### 第五十四節 金崎落城、義貞和山に據り、親王公卿東西に出張

金崎城陷落——城中の状態——尊良親王の法事——吉野の味方到處に蜂起す——吉野に帝業創始の秘策——東國と尊澄法親王との關係——右に關する余の推定——河内紀伊方面南朝に應ず——地理上より見たる南北朝——九州諸族の向背

〔金崎城陷落〕 高師泰は諸軍を督して金崎城の堀際につき、城柵に迫り、日夜攻撃をつゞけ、三月四日より薩摩の島津頼久が手は進んで橋下に戦ひ、翌日まで猶休まずに終夜攻撃したり（薩摩舊記）。城兵の防戦力を盡すと雖も、糧食既に絶え（梅松論）、六日の曉に大手の門破れて寄手亂入するを、矢石を飛して防ぎ、薩摩の本田資兼、出雲の諏訪部信惠等を傷つけ（薩摩舊記）、烈しく戦へども勢支ふべからず、敵は二の木戸まで攻入り、由良長濱等戦死す（太平記）、得能通綱は搦手を防ぎ力盡きて自殺す（太平記）、夜明くる比に城遂に陥れり（薩摩舊記、諸家文書）、梅松論に「義貞は先立て圍みを出で、

子息越後守自害しければ、一宮も御自害あり、春宮をば武士迎取り奉りて洛中へ入進らせけり、此城に兵糧盡て後は、馬を害して食とし、廿日餘り堪忍しけるとぞ承る」とあり。一宮自害の時少納言（官は尊卑）一條行房はこれに殉し（太平記）、里見掃部助氏義一井民部大輔貞政、子左近將監政家（尊卑）、已下、新田一族十餘人城兵百餘人、みな死す（鶴岡社務記録）、氣比大宮司太郎は春宮を負ひて小舟に乗せ、蕪木浦の人家に預け、又引返し、父子戦死せり（太平記）。一條氏は藤原行成の後にて代々筆法を傳へ、行房は殊に能書の稱あり、尊圓法親王に傳授して尊圓流を啓く、弟定成は別に世尊寺家を始む（空海筆傳）、先帝の隱岐遷幸に、行房は六條忠顯と二人供奉し得能通綱は一族土居通増と共に元弘三年首に義兵を擧げてより、始終先帝に忠勤を竭し、通綱は備後守、通増は備中守に任じ、皆此に至り難に殉へぬ。

〔城中の状態〕 高師泰等城に入りて城郭を焼拂ひ（薩摩舊記）、七日尊氏（名判なし）より諸國の守護へ、金崎城の凶徒義貞以下悉く誅伐を加へ、城郭を焼拂へる由を宣布す（薩摩舊記）、未だ洞院實世新田兄弟の脱出したるを知らざりき。太平記に、蕪木浦より春宮御座の由を告げ、る間、島津駿河守忠治（越前島薩摩には此人なし）を御迎に進めて取奉り、其夜討死自害の首を實驗せられけるに義貞義助の首は無かりけり、尾張守高經春宮に問奉れば、昨日の暮程に自害したるを火葬にすと沙汰せしと仰せられしとあれど、事實なりや信じ難し。城中の現状は、元弘日記裏書に、三月越前金崎城潰尊良親王以下遭害とある

遭害が事實ならん、鶴岡社務記録に、新田一族十餘人、都合百餘人被<sub>レ</sub>切懸とあれば武人の首級を肆したるは事實なるべし。

## 〔尊良親王の御事〕

尊良親王は難に首となり、干戈の中に年月を送り東西に奔走せられ、増鏡に

「此御子は藤大納言爲世の御孫にて、彼家につねは往給ひし程に、大納言の末の女大納言の典侍と聞ゆるに御覽じつきて、其御腹に姫宮などいでき給へり、又中宮の御陣殿は宮の御舅の右の大臣公顯と聞えし御娘なり、其腹にも男御子などおはします、思儘なる世を待給はと誰も行末頼もしく思ひ聞えつるに、かく思の外に淺ましき事の出来ぬるを(土佐記)深う思嘆く人々數知ず、御陣殿は失給しかば、此比はたゞ此典侍の君をのみまた無物に思しかはしつるに吹かふ風もまぢかき程におはすれど、御對面は思もよらず、覺東なさの慰む計なる御消息などだに通ふ事もかなはぬ御有様を、哀れにいぶせく思し結ばれたり」とあり。公家一統の初め太宰府より歸洛あり、何故にや太子に立たず、又御息所も聞くことなし、二歳餘にて征東大將軍となりて東下の後は、又兵戈の中に在す月日多ければ、武家よりは怨みたりしならん。太平記に、御首京都に上て禪林寺の長老夢窓國師葬禮執行はるなど聞へしかば、御息所(大納言)は御車に助載せられて、禪林寺の邊まで浮かれ出でさせ給ひ、頓て御心地煩ひて、御中陰の日數未だ終らざる先に墓なく成らせ給ふとあり。今は元徳以來事に與かり給へる皇子は妙法院の尊澄法親王のみなり。

## 〔吉野の味方到着の處に蜂起す〕

吉野の皇居となりしより既に百日を經過せり、幕府は一門譜第を

遍ねく諸國に配布して撲滅を勉めたれども、吉野の味方は到着の處に蜂起し、今は中先代黨まで一味したる有様なり。但し南朝の文書は室町幕府の支證とならざる故に大抵反故となりて、十の九は湮滅して存せず。初め南朝を創起するために越前、伊勢、河内、三面へ根據を据えられたる大經畫は、是まで世に著はれず、唯、纔に北畠顯信の密奏により大和を潛行ありて吉野山に入給へると想像せられたりしに、近年古き文書記録多く採集せられて大に史實を發見したれど、猶南朝の事跡は闇黒なる事のみ多し。洞院、新田、脇屋が、山に一年を支へし事は二三の書に少しく端緒を見れど、詳説は太平記の虚誕を選擇するの外に據るべきなし。北畠親房伊勢に赴き、帝東條より吉野に幸し、其次第の知れたるは、親房が正月元日吉野の使者に付したる城結文書を發見したるにより、總ての古記まで綜理につけり。河内の東條には四條隆資が先驅して帝を迎へたらんとは、隆資が元弘に楠木正成と共に大塔宮を奉じたるの故智に依りたりと推測せらる。大綱さへ然れば、其他の史實は釋ぬべからざる事のみ多く、此際は推測を用ふるの必要あり。

## 〔吉野に帝業創始の秘策〕

義貞春宮を奉じて金崎に據りたるは、太平記を白河結城文書に對較す

るに、叡山に於て讓位ありたる歟にも思はるれど、河内と伊勢と三面へ公卿を配られたるを見れば、越前は地理に於てさのみ要處に非ず、惟越後の新田一族と連絡し鎮守府を牽制し北陸を従へる方略



なるべし。新田は足利の仇敵なれば直に大軍を以て攻めたるにより、太平記は是のみ軍談を構造し、讀者の目を此に專注すると同じく、時人の耳目も此に集中したらん、然るに帝業は其虚に乗じて吉野に創まれり、是山門に於て帝と北畠卿との秘策なるべし。

〔東國と尊澄法親王との關係〕

此に尋究すべきは東國と尊澄法親王との關係なり、此親王の一生

は遠江の井伊、駿河の狩野、信濃の香坂等爪牙となり、東國の人心を得給へる起因は早く此際にあると思はる。當親王の遺俗は、征夷大將軍中務卿宗良親王是也との一證あるのみ、其時何くに在せしやは、紀伊の相賀莊司文書に、延元元年十一月卅日の一品親王令旨あれど、尊澄は二品法親王なり、此は疑はしき文書にて證とすべからず、李花集に「延元二年夏比、伊勢國一瀬といふ山の奥に住侍しに、郭公を聞て」、又「延元四年春頃遠江國井伊城に住侍しに、濱名の橋霞わたりて、橋本の松原湊の波かけて遙々と見渡さるゝ」、又「延元四年春頃にや顯家など誘ひてあづまより遙々上りて、今は都へと急侍しに、奈良天王寺の軍破れて、思ひの外に吉野行宮に参りて月日を送りしに」との題あり、後のは明かに三年を四年と誤られたれば、中の四年も疑はしく、因て前の二年も確保しがたき心地す。南狩遺文に伊勢度會の加藤文書を載せ、延元二年八月卅日（此月小）の一品親王令旨あり此家の文書は前の莊司氏より確かなるものなり、是を前題と對照すれば八九月まで一瀬山に在せり、零細の文書にて論證すれば、此結果を得べし。されど年月及び文體いづれも不正確なり、唯後題の

事實は三年二月の事にて、其時親王の東國より顯家と共に上洛し給へるは確かなり、あづまは遠江にはあるまじ、信濃上野あたりならん、因て李花集の年に拘はらず事實を以て親王の踪跡を釋ぬべし。北畠四條兩卿の河勢に秘計を廻らせし時、東國を提督する人なきは大疑問なり、去年九月まで新田左馬助は吉良勢と遠州に戦へり、瑠璃山年録には九月下旬井責に美□太郎下て中條殿を打取と見ゆ、井責は井伊城を攻めたるなり、思ふに山門より伊勢へ北畠卿の下る際に、三遠の新田軍を抛棄せられたる事はなかりしや。近來上杉家文書の延元二年二月日大炊助盛繼が越後村山一族への執達狀に、尊氏直義以下凶徒追伐として、式部卿親王家御息明光宮御下國の文出でたり、式部卿は宗良親王に非ず、又遺俗の初め御子のあるべきに非ず、無論他の親王なれど、叔舅の間にておはすならん、越後へ幼少の宮下り給へるを見ればいよく東國に無沙汰なるべきなし。

〔右に關する余の推定〕

故に余は斷定す、宗良親王は山門より遠江井伊城に向ひて新田左馬助井

伊介等を提督あり其後信濃の香坂諏訪祝等迎へて、上信邊の南徒を糾合せられて陸奥勢東發の機會を開き、今年の末比より軍を率ゐ東上ありたるなり。されば宗良親王は南朝の初めより征東の方面に當り、遠駿甲信の武士が戴きたる君にして、彼伊勢の一瀬山に子規を聞給ひたるは、是夏暫し北畠の所へ計會に往きたるか、若くは翌三年吉野より伊勢に往きたるかにてあるべし、去年十月より今年四五月まで、東國に主將を遣はさぬこと斷じてなし、他日東國の事跡を發見せば必ず余の推測

を決するならん。

〔河内紀伊方面南朝に應ず〕

河内の方面は和泉守護代大塚惟正、平石、八木、和田等と共に、東條より古市に據りしに、三月二日日下西念等大勢を以て寄來たりたる野中寺に迎へ撃ち、西念破れて丹下城に籠り、惟正等其在家を焼拂ふ、細川顯氏かくと聞きて、帶刀直俊と二手に分れ、十日天王寺より寄來たるを、惟正等野中寺の東に破り、逃るを追ひて又葛井寺並岡の北に破り、直俊を打取れり（時年十九）。中院右兵督は河内郡鷺尾及び神威寺に城を構へ、毎度北軍を打退く（南朝）、紀伊も亦蜂起して南朝に應ず、四月細川皇海日根郡より向ひ、仁儀莊西光寺城を攻落す（日根）。惟正等も亦泉北の横尾寺に要塞を構へ御所尾（東條より駐營の公卿あるなり）を警固す、天王寺勢來攻めしも數月勝つを得ず（和文）。是を按ずれば東條より中院家（北條一族）は河泉の軍を督して險要を扼し、又紀伊にも將を遣はし、幕府は細川畠山武田諸將に天王寺名八幡を押えて争ひたり、南朝の軍配も亦機敏ならずとせず。

〔地理上より見たる南北朝〕

天下いよ／＼大亂となり、諸國何れも兵火の揚がらざるなし、地理に據りてこれを通覽するに、南黨は大抵山險の要害を阻て、北黨は海濱の平地を占め、要港は多く北軍に屬し、南朝には海上の權乏しきが如し。北島氏は伊勢神宮を護し度會郡を屬すれども、北黨は田丸城に據て争ひ、去年十二月の末親房より光明寺（今の山田）に大勝金剛法を修したる文書を存すれば、度會の大湊（吹上湊）及び志摩の津港（莊司文書に、親房の九月廿六日志摩軍勢不參を催したる御教書數通あるにて知る）を占有し、以て吉野皇

居より東西へ海上往還の門戸となし、又熊野を争ひたる（二月廿九日小山實隆の田跡あり。熊野の海賊船は伊豫と聯絡を有す、伊豫には中務大輔（姓名詳ならず）、忽那島東浦の地頭を招き、三月六日吉良上總入道の代官を忽那島より追出し、細川皇海の兵と和氣濱に戦ひて追返したり（忽那）。忽那は海賊の要港なり、是を南北の海上權を争ひたる徵跡とす。

〔九州諸族の向背〕

足利時代までは、土佐海を直航して日隅薩へ交通したる跡多し、是春吉野より侍従三條泰季を薩摩に遣はされ、三月十七日指宿に著す、此航路を取りたるならん。是に於て指宿忠篤泰季を迎へ、近郡に命を傳へ、伊集院忠國、河上家久まづ應じ、尋て谷山、知、覽、鮫島、矢上、市來の諸族みな應じ肝付兼重に錦旗を賜はり、南軍大に振ひ、畠山直顯は高城の圍を棄て、引還れり（薩摩）。此三條泰季を後に征西府を谷山に創むるの前驅とす。指宿、谷山、知、覽の族は、島津薩隅守護となる以前に薩摩權守となつて、薩南より南島を占領し、源爲朝を聲となして威を振へる阿多忠景の後裔なり、伊集院は島津の支族、市來は島津と同姓、並に守護に不和なる徒にて翕然として之に背けり、肥後には、阿蘇惟澄甲佐より豊田莊（益城郡に屬す以下同じ）に打入り、小貳の守護代饗庭小太郎を山崎原に破りて隈牟田莊に進む、四月二日一色頼行の代三村入道が寄來るを森崎原に血戦して破り、三村を打取り其兵を杉島大渡川に追渡せり（阿蘇惟）。今川助時は筑前に在りて、大友貞順が黒木河崎の徒と結び蜂起すと聞て、筑後國に打向はんと、二日龍造寺一族等の兵を催促す（龍造寺）、

貞順は豊後國玖珠城の殘徒、黒木河崎は筑後國上妻郡の舊族にて生葉郡の星野氏と共に、山を隔て、菊池と腹背相應せり。是に於て尾張三部、備中權守、千手、秋月諸氏は筑前嘉麻郡長尾に打て出で(南狩)、探題一色道猷は自ら將となり肥後に入りて弟頼行の軍を援けしに、菊池武重、阿蘇惟澄と兵を合はせ、十九日犬塚原(上益城郡)に馳向ひて劇戦し、頼行、及び橘薩摩彌八、國分十郎等を討取れり(惟澄申狀)、橘薩摩は出羽國小鹿島(秋田郡)の領主にて、肥前長島莊(杵島郡)を有す(小鹿島文書)。尋いで菊池は合志を攻め、探題より小俣道刺を遣はして合志を援く、阿蘇惟澄は矢部山、南郷津守城を陥れ、三條泰季は薩摩より守富莊に來たり其軍を督す(惟澄申狀)、南軍益振ふ。矢部山、南郷には、阿蘇の族坂梨宗喜が菊池の族小山越前守頼顯の兵を入れ、津守には島津の族豊後守實忠の兵を入れ(惟澄申狀)おきたり、九州の諸族、旗色紛然として互に向背をなしぬ。

### 第五十五節 吉野の皇基、諸國の南北分争

諸公卿の南奔——此大亂の原因を條理し難し——諸國の南北分争の紛亂——此紛亂の因由——此紛亂は叛逆的革命的にあらず——財利は兵争に關せず

〔諸公卿の南奔〕 二條道平は近衛經忠と兩大閣にて笠置の變に後醍醐帝と畫策を俱にし(第三章第二節)、建武二年薨じて子良基は弱年なり、光明帝の踐祚に關白を復し經忠を其職に任せられしに、程な

く辭表し、四月五日出奔して吉野に參れり。其他去年山門扈從の人は邸地を沒收せられ(建武式)、先帝の公卿は自ら安せざりしなるべし、坊門清忠は嘉暦以來清要に當り參議左大辨となりしが、亦前月未辭職せり、前内大臣吉田定房は民部卿となりて在せしに七月廿日に止められ、二人共に吉野に出奔せり。是みな兩朝分立に必然あるべき事なれど、公卿間の情實は後人の想像する程の軋轢なきは、伏見殿に信任ある日野資名の弟資朝が正中の變に首謀となり、正慶の議奏に洞院公賢吉田定房の信任せられたる等にて徴すべし、花園上皇には朝忠臣少しと御嘆息せられしに後醍醐帝に名臣多し皆袂を聯ねて南に參らば、京師は臆仕のみ朝に滿たん、公卿の皇室を重んずる觀念は他の臣民と異なり、其去就の輕忽ならざるを酌量せんことを要す。經忠の南奔は別に事情存す、祖父家基鷹司家と婚し父家平を生みしに、龜山の皇女降嫁し經平を生給へり家平を岡本關白といひ、經平を岡屋關白といひ、家を東殿西殿に分つ、經平の子基嗣は經忠より三歳少し、經忠先帝に信任せられ元徳に右大臣にて關白となりし時も誹謗ありき、元弘の初め罷めし時に基嗣左大臣に任じ、聽て笠置の變となりければ、此時より近衛家に元弘正慶の兩派自然に分れたり。僧虎關傳(コウケン)に、去年尊氏の西奔後に經忠は基嗣が尊氏に内通したりと帝に謗し、基嗣より虎關に其取成しを頼みたりとあり、斯く東西相反目せしに、新帝の經忠を關白になし給へるは其職に安んじ難き事情ありしなるべし。されば經忠及び定房清忠の南奔は、密に吉野より召したるならん、其他南朝に最も因縁の深きは洞院家

花山院家、二條道平の弟師基等なり、師基は前權大納言兵部卿なりしに七月廿日定房と共に卿を止め、洞院公賢は六月末に勸修寺經顯まで右大臣の辭表を出し翌年十二月に罷められたり、花山院師賢の流死後は子家賢相續し未だ弟信賢と共に南に参りたるべし、其他後醍醐帝の信臣散地に退けるは南朝の嫌疑に依りしならんも猶多くは京に留まれり、後に南山祇候の縉紳は正平以後の變化なり。

〔此大亂の原因條理し難し〕 南北朝は天皇相續争ひの結果なれば、雲井に近き人々は去就に迷ひたりしならん、其は攝家以下にも眼のあたり此例の多き事にて、門外漢の武臣が生命を懸けて黨派を樹つる程の憤慨を生すべきに非ず。此亂は政治的にて公武の主權争ひと謂はんか、建武の政は公武を混一して其職を分てり、全國の混亂を惹起するほどの偏執もなし、又幕府存廢の訂争と謂はんか、公家方に廢幕の確説あるを見出さず、大塔宮を將軍に奉じたる一派が新田義貞を推したるは隠然たる武家將軍なり。足利氏は新田を伐つの名義の下に兵を擧げたれば新田足利の覇權争ひとも思はるれど、全國の端まで加擔する程に新田氏に名望ありしとは信じがたし。歴史の原因に遡り源平の黨争隠伏して復發したる顯象とも映すれど、是とても二百年近き星霜に變化して事態複雑し、今は同じ源家の譜第まで旗色を分つに至り、紛然として名狀すべからず。されば此亂は社會的にて、社會の趨勢が世を逐ひ年を経るまゝに無政府に傾きたるに、公家が戀舊心を北條廢滅に注ぎ、皇統分争の央に幕府の權を收めんと試みしが導火線となりて破裂したりとも見ゆ。故に二三の名義を標榜し

て此大亂を條理し説かんことは不可能の事なり。

〔諸國の南北分争の紛亂〕 吉野の行在定まり、親王公卿を各方面に派して京師に反抗する黨を提督せられ、纔に百日を出でずして日本六十六州盡く蜂起し、大潰亂と成りたる顯象を明瞭に寫し出さんとは殆んど不可能なり。地の區域を差別せんか、一國と纏まりて旗色を同じうしたる國なきは勿論なり、一郡一圓の旗色をも看出し難し、一村に兩様の旗色を分てる處さへ少からず。氏族を以て兩黨を標榜とせんか、一族一圓となりて旗色を同じくせるは、足利一門の外に楠木名和二族あるのみ、足利の敵とせる新田一族と雖も、大新田(里見、竹林の諸氏)諸氏は兩氏に分れ、山名氏は足利黨となれり。九州に於ける小貳大友島津は尤も源氏に黨すべき家なれど、亦分れて南朝に應じたる者あり。地名姓氏共に旗色の標榜に代る可らず、毎地毎氏に差別を標し、例すれば、宇都宮(名地)の南黨に宇都宮公綱、菊池(郡名)の北黨に小山(菊池の支族)、下總の結城氏、常陸相馬氏等は北朝に應ずる某と細書を要する場合多くのり。到る處に旗幟を異にし、干戈を尋ね、勝つも服従したるに非ず、退くも平定したるに非ず、文書舊記いよく出づれば彌繁雜になり、紛紛として條理すべからず、紊亂に紊亂を加へゆく光景を逆も鮮明に描寫することは得能はざるなり。薩藩は舊記の最も博く哀輯せられたるを以て往年其藩史を作り、薩隅日三國の各郡南北分争の表を作り試みたれど、無數の名氏雜出して辨別に苦しみ中止したり、今其稿を録して此亂の如何に紛雜なりしかを例示すべし。

延元年間薩隅日三州南北分争表

國郡 南朝 北朝

薩摩 守護 蘇大宮司惟時 守護島津道鑑代酒久景

出水郡 阿蘇領(和泉) 島津道鑑 子頼久守久 島津實忠

高城郡 島津領 莫木頼久 杉末(和泉) 在國司道超

薩摩郡 澁谷經重 澁谷氏重同重棟

伊佐郡 吉岡一族(郡谷院) 篠原國道 牛屎高元

鹿島郡 中村秀純 矢上高純

日置郡 伊集院忠親 子忠國 市來時家 島津領 延時忠種 河田慶喜

伊作郡 益山氏 古木氏 伊作(島津)久長 子宗久

阿多郡 駿島蓮道 二階堂行久

河邊郡 河邊氏

穎娃郡 穎娃氏

揖宿郡 三條侍從泰季 指宿忠篤

給黎郡 阿蘇領 知覺忠世 島津實忠領

谿山郡 谿山隆信

大隅 守護 島津忠能 守護 島津道鑑 代森木行重

菱刈郡 菱刈氏 柿木原氏

桑原郡 稅所氏 重久 萬兼

贈於郡 國渡 清成 島津師忠(佐多)

大隅郡 島津領 比志島氏 小山田景範

始羅郡 吉田清秋 郡山頼平

肝屬郡 肝屬兼重

種島

日向 守護 島山直顯 代岩林秀信

諸縣郡 肝屬領 北原氏 名越高家 島山領 若林秀信

富崎郡 伊東祐廣 太田資頼

那珂郡 島山直顯

兒湯郡 伊東祐持

杵杵郡 高知尾氏(阿蘇屬) 土持氏 三田井氏 白杵氏

南北朝時代史 第三編 南北朝分立 第七章 京都に光明帝 第五十五節 吉野の  
立ち後醍醐帝吉野遷幸 皇基諸國の南北分争 四八九

右は至つて粗略なるものなり、諸縣肝屬に於る中先代名越氏の黨、日向各郡の南北黨、其他三國の著族にして漏れたるもの夥し、又南北の向背を知らず略したるものあり、まゝ一郡に一黨の如きも事實を究むれば中に異分子を存する郡多し。

此一斑を以て六十六國の全豹を推知すべし。

〔此紛亂の因由〕 かゝる紛亂は決して急速に醸生したるにあらず、國家發達の進行には殆ど必免るべからざる理數なり。蓋し日本開初より豪酋が各地の拓殖を進め、世を逐うて家族の繁息は人口の増 と相伴ひ、永き年間に諍奪も行はれ、從つて國家を成して、統轄を試み、粗より漸く密なるに従ひ、種々の弊害は積るものとす。皇室に繼統の争ひあれば、貴族も武家も相續の争ひあり、一郷一村の領主まで皆然らざるはなく、家子、郎黨互に推さんとする所あり、公の裁判が決して其情實の鬱結を解き得ざるは、皇統遞立の宿弊を標準として推判すべし。相續論は領地領民と密着し、領民には家子郎黨を包括し、此に黨争の火を伏して久しき潜勢が、北條氏の覆滅により忽ち燃上り、雲上より郷村に及びたる所にて、之を推滅せんことは殆ど不可能なり。

〔此紛亂は叛逆的革命的にあらず〕 されば此の紛亂は國家の秩序壞れたるに相違なけれども、深く究むれば決して叛逆的革命的の意思を有するなし、政治的の黨派に似たれども亦さる確執もなく其中に國家といふ觀念の自ら健存する所を観る。新田足利の兵争は、名義上足利氏の叛逆なれど、

其黨に革命的の意思あるを認めず、却て國基の鞏固なるを見出さる。如何んとなれば我國家の進行を他國に比較すれば、革命を生すべき時期は少くも四度あり、一は攝關の始まる時、二は御堂關白全盛の時、みな禪位の議動くべきに聊かも其事なし、三は壽永の亂、四は延元の亂、みな革命の企てらるべきに亦聊かも其事を見出さず。尊氏京師に破れても、西國の兵猶集附せるに、赤松則村に聽きて院宣を請ひたるは、全國の猙獰なる武士が虎狼の如く牙を磨し、血を吸ふと雖も、ひとたび錦旗に向へば眩耀するによる、以て君臣の結晶が金剛石よりも堅きを證明すべし。是より全國は兩朝の争ひとなり、郷村の末まで黨派を紛裂したるは、悉く繪旨、令旨、御教書、下知狀により動くものにして、其競争には公を假りて私を遂ぐる種々の希望を存したども、國家の組織は決して秩序の亂れたるに非ず。此亂を批評して革命反逆の言を附するは甚だ誤れり、争亂の實際を夷考すべし、全國蜂窠の破れたる様に思はるれど、實は意外に秩序を存じ、郷村の間も常は靜穩に産業を務め、唯、彼は宮方に志を通じ、是は武家に付くと指目し、若しくは公稱し、自ら社會の交際をなし、主將の命令下れば干戈を操りて相争ひたる迄なりき、凡そ武士道の嗜みは斯くの如きものとす。

〔財利は兵争に關せず〕 武士は軍事に怯懦なると、財利に貪汚なるとを耻辱となす、故に南北亂の初めに兩朝より國司守護を派し、主將を遣はし、各其味方を管轄せるに、租課の不濟を聞くこと甚だ稀なり。前表に示すが如く、薩摩の南朝守護阿蘇大宮司は決して空名に非ず、必ず和泉に守護

代をおき、守護料を收納し、南黨を支配したるべし、後正平に至り阿蘇氏は軍功賞に豊後守護を懇望したる事あり、是みな収入なき揚名の守護ならんや。北朝の薩摩守護島津氏も同じく出水郡の山門院に居る、同じ守護が同じ郡に南北を分つは奇異に似たれど、莊園の分轄は一團一圓の領地は甚だ少く、一村を諸氏に分領したる地は甚だ多きものなり。又大名と稱する豪族は、諸國に領地飛瀝し、例へば千葉氏は下總の千葉を本居とし、武藏の馬加は言ふに及ばず、肥前小城にも薩摩の出水郡にもありしが如し、斯くの如く諸國に散地を領し、家子郎黨を派遣し、其租課の収入を徴したれど、財利は兵争に關せず、正當なる分は辨濟したるべし、是日本武士の氣象なり。但し北條氏以來諍論の地は難訴決斷所の裁判に服せずして向背を分てる薩摩の谷山氏が、島津忠能に於けるが如き其例甚だ多し、かゝる處は互に南北の守護に付いて干戈に訴ふるに至りしならん、訴論の確執は亦判斷力を用ひて觀察せざるべからず。

### 第五十六節 諸國南北分争の概形、奥軍東上

東國南北分争の模様——幕府の軍備配置——西國南北分争の模様——京畿の大勢——北畠顯家京都に向ふ——奥軍野州小山に戦ふ——奥軍鎌倉打入——南朝公卿——赤坂青野が原の合戦——足利直義の京都警成嚴重

〔東國南北分争の模様〕 京畿の攻守は南北分争の主腦にして吉野は爲に諸國の軍兵を催促ありて奥軍の西上となり、京都は幕府に守護の責任を竭さしめ河攝の守備に最も力を用ひ、因て南勅北教の文は飛使交馳せ、其牽制のため諸國に戦争の起りたるなり、此亂の正面中には地頭相互の分争もあり、一族の内訌もあり、雜亂紛糾の情理は推究しがたし。爰に延元二年、七道諸國に起りたる南北黨分争に吉野京都より主將守護の配布及び合戦の概要を摘録し、地理に區別し表列するに、東國は陸奥、常陸、下野、下總。陸奥は南義良親王、將軍北畠顯家、北石塔藏人、斯波氏の代官氏家道誠(四)顯家を靈山に攻め、(七)曾我貞光鹿角郡に入る、常陸は南大將廣橋經泰、小田治久、關宗祐(北)守護佐竹義篤(七)東條笠間(八)關城(十)大塚原合戦、下野は南春日顯時(北)桃井義盛(三)小山城攻(四)宇都宮合戦。

上野、武藏、安房、相模。上野は南大介新田義貞(國本)、武藏は北守護高重茂(守)府中合戦、相模は北上杉憲藤、斯波家長鎌倉に足利義詮を奉ず、安房關。出羽、越後(佐)、信濃、能登、加賀。出羽は南(葉室國司)越後は南(明光宮)新田の守護代佐々木忠枝(耶三)、北上杉憲顯守護高彌八郎(一に直峯城主)佐渡(木間)信濃は南(香坂心覺)北(守護小笠原信貞)大將村上信貞、能登は北(守護吉見頼顯)越中は北(吉見頼隆)加賀は北(富樫正家)甲斐(伊)駿河、遠江、三河。甲斐は北(守護武田氏)伊豆關駿河は南(狩野貞長)北(桃井直常)代(信

義、遠江は南宗良親王、井伊介、北守護今河範國、代由比大次郎、三河は南新田左馬助(遠江に)、(北)尾張、伊勢、志摩、尾張は熱田大宮司南北に分る。伊勢は南北畠親房、春日顯信、關一族、(北)畠山高國(七)、玉丸合戦、志摩は南に應ず。

越前、若狭、近江、美濃(飛)。越前は南新田義貞、脇屋義助、瓜生一族(北)守護足利(尾)高經、若狭は南左門少將、北守護佐々木(京)道譽(桃井直常)、近江は南尾崎宮(伊吹山)、北守護佐々木(角)時信？

(正)京極秀綱信樂合戦、美濃は北守護土岐頼貞、子頼遠、(三)谷汲(尾崎宮の)に戦ふ、飛騨關大和、伊賀。大和は南吉野皇居北南都大將石橋和義(左衛門)、大友氏泰、(六)標本合戦、(十二)南開住西阿北高師貞と戦ふ、伊賀北大將佐々木(京)秀綱。

東國は史料甚だ乏しく概見するに由なけれど、去年新田左馬助三河に利を失ひ、今年楠木正家が瓜連城陥り、尋いで金崎落城の後は南黨雌伏し、因て信濃の北軍は多く上洛したり。新田義貞が柚山を保ちしより、幕府は越後に力を用ひて新田一族の奥州に聯絡再興するを防止したること、上杉文書に、直義が憲顯(民部)へ五月十九日送りたる消息にて情景を想見せらる。其文に、御下向の後(越後)國中靜謐目出度、諸國の守護の非法のみ聞候に、當國の沙汰如法殊勝之由、諸人申合せ、感悅無極候、御親父(房)忠節異(中)于他(略)、父子の御忠功誰か争べく候や、尙々諸國守護の事聞候て心苦

候つるに、當國の體を承候てこそ生延て候へ、越後さへ蜂起候らん驚入候、當國宗徒の物多分上京して候、守護相共に急速に可立候、一方ならず心苦察申候て痛はしく候と。是にて諸國に南朝に應ずる者蜂起し、守護等首鼠兩端を抱き、越後も新田方の勢を生じ、上杉憲顯が馳向うて守護に加勢するの危険を苦慮したる文なり。

〔幕府の軍備〕 幕府は金崎を落してよりは朝廷守護の責任に主力を用ひ、攻圍軍の大部分を京畿に配布し、次は北國の新田に應ずるを防ぎ、東海東山にはさして力を用ひざりしが如し。軍機は秘密に動き、實を避けて虚を撃つものなれば、上杉氏の越後を鎮壓したる比は、宗良親王遠江の秋葉山より信濃に氣脈を通じ、關東の北畠顯家を誘ひ、大舉上洛の計畫最中の時なりしなるべし。

〔西國南北分争の模様〕 次に西國は山城、河内、和泉、攝津、紀伊。山城は足利氏京都守護に主力を用ひ、武田信武は八幡に陣す、河内は南四條隆資、守護楠木正行、(三)中院右兵衛督梶尾寺に據る、和泉は南守護楠木代大塚惟正、(北)細川皇海、攝津は北細川顯氏天王寺に陣し河泉を抑ふ、紀伊は南(詳す)北守護畠山國清大高重成(守)、(二)田邊城攻。

阿波、淡路、讃岐。阿波は南黨(去)財田城(那賀)に起り、北細川顯氏の將香西(讃岐)彦三郎と戦ふ、淡路は(八)北細川頼春向ふ(讃岐に連りたる)。



播磨、美作、備前(中)。播磨は南國司、新田の族金谷經氏(兵庫)、北守護赤松則村、(月九)丹生寺(攝津)合戦、備前備中は去年新田軍の引揚し後北大將尾張氏頼事、佐々木(加)松田諸氏あり、美作關。

丹波、丹後、但馬。丹波は南波波伯部氏、北大將仁木頼章、久下時重、(月五)栗村合戦、丹後は南荒川太郎三郎、成相寺(興謝)に據る北守護上杉朝定、(月六)成相寺合戦、但馬は南黨妙見尾(養父)に據る北守護小俣來全發向す。

因幡、伯耆、出雲。因幡は南黨(月七)飯山城(法美)を攻む、伯耆は南國守名波氏、(月七)南黨出雲に攻入る、北守護山名時氏、出雲は北守護佐々木高貞。

備後、安藝、伊豫、土佐。備後は南去年より竹内兼幸有福城(甲奴)に據る、北吉見頼有向ふ、海岸は北に屬す、安藝は北守護武田信武在京す、南去年佐渡秀清下知をなす、伊豫は南土居、得能氏、

北河野通盛と相分れ、忽那は南なれど亦北に附くもあり、北大將吉見氏頼、及吉良氏、(月三)細川皇海和氣濱に敗れて和泉に下る、土佐は南守護代河間光國、近藤知國(高崎)、大高坂松王丸等、

北大將佐藤六郎、津野家時等去年より兵を構へて相戦ふ。周防、長門、石見。周防は南小笠原長光敷山城(玖珂)に據る、大内氏は南北に分る、長門は南關

北守護厚東武實、石見は御神木一族南三隅信性北益田兼行に相分れ、南は高津長幸北守護上野

頼兼、去年(月五)豊後玖珠攻より向ひ、處々合戦。

九州 豊前豊後南大友貞順、同直世(月十一)入田氏起る、北大友氏泰、筑肥奥三國は前に述べたれば略す。

三條泰季の下向より薩摩の南軍競ひ、七月守護島津氏の軍と阿多の高橋松原に戦ひ利なく、退いて市來城に據る、島津頼久進んで之を圍み、三條泰季自ら將となり市來を救ひて、攻戦數月に亘る。島津道鑑は懸て兵を率ゐて上洛し、八月末に直義は院宣を請け道鑑等をして吉野を攻めしむ。斯くの如く諸國の紛争は、兩方の守護互に黨を募り、或は牽制し、或は私憤、種々の性質を零紙殘簡に簇出し、條理して之を論すべからず、且らく前表に概見すべし。

〔京畿の大勢〕 京畿の大勢は、吉野行在定まり、南軍益競ひ、京都の幕府は疲れて守勢に傾きたり。吉野の恃まれし陸奥軍は關東の亂にて遷延し、北畠顯家が銳意、西上の用意を爲せる事、追々行在に聞え、五月綸旨を結城宗廣に賜はり其軍務を奨励せらる。

〔北畠顯家京都に向ふ〕 八月十一日顯家愈、義良親王を奉じ、宗廣等を隨へて靈山を發し、野州に進軍し、飛使を馳せて行在に報じ、其使月を閲して達し、九月十一日九州の阿蘇大宮司惟時等に旨書を下し、上京を催促あり、其趣は諸國已に相競ふの間、京都の凶徒日に無勢と云ふ、仍て諸方の防戦に術を失ふの餘りに謀計を構へて、或は當山已に落ちたりとか、或は御和談など、種々の虚

説を披露する由更に疑をなすべからず、京都の微弱は時節の到来歟、急速に攻めらるべきの處に諸國運々の間延引するに、奥州は去月進發の飛脚去夜參れり北國も近日入洛すと云ふ、九州のみ不參ならば日本の忠功を空しく本意に背くならん、夜を日に繼ぎて、馳參るべしとなり。されど九州は近國蜂起すとて參洛せず、因て十一月宮三位中將宗治(五辻宮、又神田宮と)を大將に遣はして探題一色入道等を追討せしむ。北國勢も入洛すとは、洞院實世が吉野に參りたるを云ふならん、義貞は度々召されしも上り敢ずと神皇正統記に明文あり。

〔奥軍野州小山に戦ふ〕 奥州の軍は九月野州宇都宮に入りて本營を据えしに、北軍小山城に據りて進路を遮り、那須の福原に據りて後を牽制しければ、結城親朝に福原を攻めしめ、主力を以て小山に攻寄せたり、上杉憲顯上野にあり、其報を聞きて兵を率ひ馳來たりて小山を救ひ、攻戦月に亘りて進むを得ず。結城宗廣が十二月初め親朝に送りたる書翰に、來八日又小山退治すべく仰せらる、福原は枝葉か、小山が代官人まで對治すべく仰せられたれど、今は奥道も塞がりぬと存すれば福原對治は無益か、依て上道は何にともしてあくべしとあれば、後の牽制を打捨て、小山を破り進行したり。十三日北軍を利根川に破り、十六日武藏の安原に戦ふ、保曆間記に「武藏上野の守護人防ぎ戦へども凶徒大勢なれば引退く、鎌倉に尊氏子息(註)斯波陸奥守(長家)も有けり、是も小勢也ける程に引退けり、陸奥守は打死」とあり。

〔奥軍鎌倉打入〕 廿三日奥軍の鎌倉に打入(鶴岡社、務記録)、翌日小壺、飯島、杉本合戦(餘城大國魂社文書、元弘日記裏書)、斯波陸奥守、杉本に力戦し、翌日力盡きて自殺す(常樂記、鎌倉大日記)、(一)に家長は大勢に對して散々合戦し、三浦に引退き切腹す(御的)ともいふ、家長は尾張匠作(高經)の子(長子といへど次子か、陸奥の斯波郡をなし、尾張氏は廢す)大崎最上二氏の祖なり。

〔南朝公卿〕 先帝吉野潛幸より既に一周年、鎌倉府を收めて南軍の勢振ひ、延元二年は暮れぬ。時に南朝公卿の諸國に派出して軍を提督せる外に、行在に祇候するは近衛關白經忠を首とす、新葉集に依れば今年九月十三日夜當月の御宴に侍して題を探りて詠ぜしは、吉田前大臣定房、妙光寺内大臣家賢、中御門前大納言光任、三條前大納言實數、坊門左大辨清忠、六條右大辨季光、及び前大僧正信聰等なり、勘解由次官吉田光任は繪旨を奉行す。

〔赤坂青野が原の合戦〕 三年正月二日北畠顯家は鎌倉を發して海道を進み(鶴岡社、務記録)、七日は伊豆府三島明神に祈禱し、十二日橋本まで攻上る(瑞雲山、年録)、宗良親王の李花集に、春頃にや顯家卿などいざなひて吾妻より遙々上りてとは、此間の事ならん。廿二日には尾張の黒田宿に攻入れり(建武三年、以來記)、難太平記に康永(曆應)元年やらんに、奥勢とて北畠大納言入道の子息顯家卿、三十萬騎にて押して上洛せしに、桃井駿河守(直)宇津宮勢、三浦介以下爲三味方、自跡襲ひ上りしに、故入道殿(範國)は其時は遠江國三倉山に陣取りて、此御方の勢に馳加つて海道所々に合戦なりとあり、遠江あたりより桃

井今河等が支へしによりて廿日計は遅延したり。京都には東方の飛脚到來しければ、廿日に高師冬を遣はして海道に向ひ防がしむ(吉川)、奥軍は廿四日に美濃國阿志賀河(羽栗郡)を渡り赤坂に進む(白川大國境)、難太平記に自三河國、又吉良右兵衛督滿義朝臣、高刑部大輔(兼)、三河勢子など馳加つて、二千餘騎にて美濃國黒血(不破)に著けるに、當國の守護人士岐彈正少弼土岐山より打出て、青野が原にて揉合べしと申けるとは廿日比の事にて高師直不破の險を塞いで進路を截ち(吉川)、廿八日赤坂青野が原の合戦となれり。

〔足利直義京都警戒嚴重〕

青野原の戦は難太平記に明日の合戦一大事とて、鬮を取りて入替るべしとて鬮を取られしに、桃井宇津宮勢は一鬮故殿三浦介は二の鬮、吉良三河勢高刑部は三鬮也(中略)、稻垣、米倉、加々瓜、平賀杯云若者共、鬮はさる事なれ共、當手の中には少々一番勢の前驅をすべしとて、十一騎桃井より先に赤坂口あめ牛山に馳上りけるを、御方は敵と見えけるに、一番に上る蘆毛馬に乗つたる武者切落され、次の武者皆切落され、麓に轉びたる時、味方と見えければ、一番勢合戦始めけるに、桃井宇津宮勢打負けしかば、赤坂宿の南をくろ瀬河に退けり。故入道殿入替られて、敵山内といふ者以下を打取て、西の繩手口には母衣掛武者二騎を故殿射落し給ひし也、猶敵支えける間、くろ瀬川の堤の上に非人の家あるにおり居給ひけり。夜に入りて雨降りしかば、敵重ねてかゝらぬ時、黒血の味方に加はり給ふべしと人々申しけるを、只是にて明日御方を待つべしと

被仰ければ、米倉手負ながら云く、如此の嗚呼がましき大將をば焼殺すに如かずとて火を付けければ、力なく此明りにて黒血に被<sub>レ</sub>加けり。桃井申しけるは、戦の習互に退かざれば身を全うする事なし、先ずる敵には、水ばなに少し退いて、亦味方たて直してかゝるには敵も退く也、物あひにより勝利するを高名と云ひける、此事を後に故殿被<sub>レ</sub>仰しは、桃井は強からん敵には幾度も負軍せんずる人なり、人の天命は左様に故實によりて通る、事不可<sub>レ</sub>有先戦て力なく自ら力盡く時退くは習也と被<sub>レ</sub>仰し。さて土岐打出でしかば、黒血は京都より切塞きて(高師直の手)、海道は御方もみ合ひしかば、奥勢は青野の原の後伊勢路にかゝりて、奈良天王寺の合戦も有りし也とあり。此時直義は園城寺衆徒をして勢多橋を警固せしめ(園城寺)、奥軍の京都進入を嚴重に防禦せしめたり。

### 第五十七節 奥軍上洛、堺八幡合戦

奥軍伊勢伊賀より大和に入る——南黨南部に集中す——古來皇室に對する國民の觀念——顯家河内より敗れて京都に遷る——京都の動搖暫く熄まず——南朝西國北國の來援を促がす——北畠顯家の戦死——南北兩軍の男山力戦——男山の南軍糧食盡きて城營を去る——義貞戦死、弟義助逃る——義貞の不入望——諸國の小競合

〔奥軍伊勢伊賀より大和に入る〕

奥軍は青野が原に利を失ひ、晦日の夜伊勢に没落すと稱す、實は北軍の不破口を固く防禦したるにより、路を伊賀越に轉じたるにて、此間に又十四五日を経過せり。

二月初め幕府は陸奥前國司以下凶徒を下津赤坂にて討取ると宣布す、五日上杉憲藤、三浦高繼等上洛す奥軍に尾し來たれるなり。是日幕府は上杉左近將監(頼成)を遣はし大友氏の勢と共に南都を固む、近江は二日より佐々木(極京)道譽鈴鹿口を固む(小佐治)、鈴鹿の關一族は關、龜山、峯、國府、鹿伏苑及び神戸(河曲)等に分れ、伊勢平氏の強宗にして(勢州四)素より源氏幕府に快からず、往年笠置に參集したる伊勢伊賀の兵にもは加りたらん、去年近江の信樂蜂起して、大將佐々木(極京)秀綱と抗戦したれば、必ず奥軍を迎へて鹿伏苑口より伊賀に入らんとしたるべし。然るに奥軍の伊勢路進行に半月を費したるは關龜山あたりの處々に合戦ありたるなり(元弘日記裏書に、於伊勢國處々、有合戦とは一志郡のみに非ず)、安濃郡には工藤氏長野に居て關氏と山谷を接す、是は源氏譜第の家なれば路を要して相支へ、關氏等に牽制せられたるならん。斯くて奥軍は河曲安濃郡を通過して、十三日比は一志郡にかゝり、高師直、師泰、師冬等の大軍鈴鹿より追躡し來たり、翌日より河股口にて合戦を始め、雲津川より櫛田川まで大合戦二日に連なり、奥軍終に伊賀路を抄めて進み、宇陀郡より大和に打入れり。

〔南黨南都に集中す〕 大和にも南黨蜂起し去年添上郡に寄來たり、宇都宮常陸介、大友(次)二郎等防戦し、七月六日桃尾城を陥れしに(大友)、十二月に至り開住西阿等(開住は今の成重村なり、興福寺の給人六方衆徒の内なり)起りければ高師直は島津宗久、吉川經久等を率ゐて發向せり(島津吉)、されば開住等相應じて奥軍を迎へ廿一日には南都に向へり。幕府の南都警固軍(石橋和義、高師直、大友)辰市に發向し、辰時より合戦

を始め、南軍退きければ奈良に引還す、引違へて宇都宮公綱を先鋒として、三條殿より數萬の軍勢にて寄來たり三條口にて合戦せしに、武家方敗北して引退き、みな京都をさして打上る、南方の勢は南都に充滿して、追捕狼藉、前代末聞(興福寺略年代)の狀景なりき。是に於て幕府より高師直、師冬、今河範國、上杉重能、大友貞親等、廿四五日の頃より續々と大軍を繰込み(土佐數簡集、野上、岡)、廿八日師直は奈良坂を出で(岡本)、師冬は奈良坂の東山を出で(吉川)、上杉大友は西路法華寺前に打出で、手搦小路に打入る(野上岩)、今河は東大寺天開門に打入ければ(土佐數簡集、野上、岡)、顯家を始め打負け(嘉元記、興福寺略年代)、義良親王(宗良親王もなるべし)は吉野へ顯家等の軍は河内(東條)に入れり(元弘日記裏書)。

〔古來皇室に對する國民の觀念〕 奥軍の海道を攻上るには合戦打續き、赤坂、鈴鹿、雲津川などは數日の血戦なりしに、宗良親王、義良親王はやんごとなき御身にて如何にして座せしやと、薄氷を踏むの心地す。明治以來こそ諸親王大元帥の下に陸海軍の將校となり給ひたれ、是を以て昔を推想すれば事情の真相を失はんか、爰に明治以前に日本臣民の皇族を想望したる宗教的の信念を辯じおくは、あながち無要に非ざるべし。吉田兼好の徒然草に、御門の御位はいともかしこし竹の園の末葉まで人間の種ならぬぞといへり、昔は皇族方は神(日本にては神聖といふ)にして威嚴犯すべからず、若し失禮して顔を仰視すれば、神光に眩し失明するに至ると信じ、階級制の嚴格なる、諸國の大名に拜謁する資格ある者は希なりき、今の政體に變遷する過渡として、安政以來は破格にて諸大名に謁

見を賜はり、天盃を頂戴すること頻りに行はれければ、世に京都には龍の見世物大はやりと口ずさめり、不遜なる譬へに似たれど、其比までの臣民が、天顔を拜するは神を瀆すと思へる心を酌み取らんことを要す。故に法令に於て親王の令旨にて政權を左右せらるゝ事ある可きに非らざるに拘はらず、高倉宮より平家追討の令旨(其文東鑑に載す、法式に合はぬ文面なり)を東國に下されければ、源頼朝これを旗の上に結付けて軍勢を鼓舞したり、令旨さへ戰士の眼には光輝を放つ、まして親王の軍中に在す神威は錦旗よりも幾層の光輝射出したりしならん。義貞が尊良親王を大將として鎌倉に向ひたるも、顯家が兩親王を奉じて西上したるも、皆其威光の敵味方に耀きたるは錦旗以上なり、如何に荒くれ武士も神威には心昏む、其軍氣に影響したる力は至大なり、是國民の皇室に對する信念なることを想望せざるべからず。

〔顯家河内より敗れて京都に通る〕 顯家奥軍を率ゐて河内に入りて部署を定め、三月八日自身は天王寺に向ひ、古市河原の敵を破りて進む、幕府天王寺の守將細川顯氏かくと聞きて先づ發し、石川河原に逆奇して戦ひけれども、顯家これを破り、追躡して天王寺に押寄せければ、顯氏は踏みたまらず、京都をさして歸逃り(官務記、國魂)たり。和田正興(楠木黨なり、此時の軍配は東條に於てしたるなるは是時迄は帶刀)、は河原の兵を以て丹下城を攻む(和田)、太平記に春日顯信の八幡山に陣を取るといふも、亦是日なるべし。九日には顯氏等の敗軍京都に還り、京都以ての外の動亂にて恐怖極まりなし、直義は天王寺に向はんとて東寺に陣す、光明帝は上皇と共に内侍所を奉じ腰輿にて義直が三條坊門の邸に幸す(官務記、玉英、建武三年以來記)

〔京都の動搖暫く熄まず〕 是に於て幕府は執事高師直を大將となし、師冬、上杉重能、憲藤、今川範國、大友氏泰、島津道鑑等を遣はし、細川顯氏、武田信武と共に、大軍を以て八幡天王寺に進發し、十二日、信武は師冬及び大友島津等と八幡に押寄せ、十三日洞の嶺を攻めければ、南軍防戦し、遂に勝たずして引退く。師直の主力は天王寺を攻め、十四日八幡の軍も來り加はり、十五日大に天王寺に戦ふ、上杉の軍の渡邊に向ひ、一王子松原に驅入り(國魂、田代、池田、大友、吉川、薩摩諸文書) 憲藤及弟重行戦没す、憲藤は憲房の長子にて、去年關東執權となれり、其二子の朝房宗尙少し、郎等石川覺道擁して鎌倉に還る、是を上總國主犬懸氏の祖とす(鎌倉大草紙)、重行は能憲の父也(上杉系圖)。十六日、顯氏は師冬、範國、氏泰等と安倍野に陣し、南方遠江の兵と血戦し、刀刃相接するに至り、南軍遂に破れ、師直等天王寺に打入りて固守し(田代、大友、石川諸文書、土佐龜集)、南軍引退く(天王寺陥ぬる後、安倍野の戦となりたるべし)、明日幕府は顯家卿以下を京都の動搖しばし定まらず、新帝上皇は四月八日に至り還御あり(建武三年以來記)。

〔南朝、四國北國の來援を促がす〕 南朝よりは西國の兵に連々東上を促がし、廿二日阿蘇大宮司等へ、去比より奥軍南都天王寺等に度々合戦し、雌雄決せざれば早く參上せられよと消息を通じたり、

是は薩摩に向ひし中院義定なるべし。四月廿七日に又奥州の官軍上洛、近日合戦最中也、依度々雖被仰于今遲參、何様事歟、關三國中合戦、不依三三位中將參洛、遲速、相催一族並軍勢等、以夜繼日可馳參者との繪旨を下さる(阿蘇文書)、北國の新田義貞等へも同様なるべし。時に九州探題は筑肥の兵を催し、少貳頼尙と攻守に力を用ひ、日向守護島山直顯は土持宣榮等を催して肝付等を攻めんとす、大友島津等が京都にあるに拘はらず北軍尙強し、三月初め菊池武重、武藤資時(少貳の族)と共に筑後竹野郡石垣城に打て出づ、少貳の守護代高良山に陣し之を拒み却けしに、四月に武重又肥後國府に入り、宇都宮(和)隆房が城に據りて、少貳の守護代饗庭宣通を攻め、少貳頼尙往いて救ひたり(小代註、關文書)、義貞は尾張土岐等に前後を遮ぎられ、自國の合戦に暇なくて、皆召に應ずる能はず。

〔北畠顯家の戦死〕 繪旨に合戦最中とあれど、四月中は顯家顯信の軍何くに動きしや、詳かならず。播磨丹生等に在る金谷經氏の軍と覺えて、三月末より攝津に打入り、赤松範資が湊川の要害を攻め、北軍の後援は有馬の鐮射城に據りて交戦數月に亘れり(余田、島津文書)、河攝も處々に合戦ありたるべし。五月六日、顯家又東國の軍を率ゐて和泉の境浦に寄來たり、在家に火を放ちければ、細川顯氏、上杉重能及び大友氏の兵等天王寺より打向ひ防戦し、顯家は坂本郷及び觀音寺に城郭を構へて本營となして數々之を争ひ、十六日顯氏等は境浦の石津の宮に陣營を据ゑて對戦す。高師直は又師冬、今河範國、武田信武等を率ゐて之を援け、廿二日顯氏重能等境濱に於て大に顯家と戦ふ、信武は高

瀬濱に向ひ、大友の代出羽師宗は新田綿内の兵に當り太刀打に及び、南軍遂に破れて顯家戦死を遂ぐ(田代、大友、諸書、吉川諸文書、土佐書簡集)、神皇正統記に「五月和泉の國石津と云ふ所にての戦に、時や至らざりけん忠孝の道こゝにて極り侍りにき、昔の下にも埋もれぬものとは、たゞいたづらに名をのみぞ留めてし心うき世にも侍るかな」とあり、太平記に丹後の武藤政清首を取と云、當年廿一歳なり(年は公稱補任)、名和義高、義重、及び奥州の南部師行等奮戦して死す(尊卑分脈、八戸系圖)、此外にくはしき事は傳はらず。敗兵は觀音寺箕形城に引籠り、和泉の軍追至りて攻落し、城郭を焼拂ふ(日根文書)といふ。

〔南北兩軍の男山力戦〕 和田正興の軍は高安に在る北軍を攻め、是日其陣を焼拂ひしに、境浦の軍敗れて、北軍天王寺より寄來たりければ、邀撃して追返し萱振の民家を焼拂ふ(和田文書)、行在には顯家の敗報を得て、廿五日其從弟左近衛中將冷泉持定、及び家房、春日顯國等を遣はして八幡に發せしめしに、陸奥勢は國司の爵憤に報いんと、皆身命を棄て、奮戦し、難なく男山を乗取りてこれに據れり(中院一品記)、京都には敗聞を得て、又高師直師泰に上杉、細川、今河、仁木、武田、大友等の兵を總べて向はしむ、廿九日より宇治、木幡、赤井、大渡、山崎の諸口より並進む、八幡の南軍は兵を大渡の橋詰に備へ、且支へ且退き、晦日に京都八幡に至り、黄笠注衆を定めて攻城の用意をなす。六月一日、善法寺口及び山麓の放生川に於て、終日合戦し、其日京軍は洞の嶺に陣し、是より相對すること十餘日なりき。十八日に至り京都は數手に分れて總勢八幡を攻めたり、上杉重能、仁

木義長は橋本の民家を焼拂ひて放生川より男山に攻上る、黄笠注衆は山の南屏際びんがはに迫り、今河範圍、細川頼春は放生川の民家を焼拂ひ、細川顯氏、武田信武は、搦手の縮口に向ひ、城兵打出でたれど之を破りて追入る、大友の手は葛和路より一の城戸に迫り、終日攻むれども南軍力戦して屈せず(天野、白川、岡本、吉川、小早川)、寄手攻めあぐみ、月を終るまで陥るべき様もなかりけり(田代、大友、諸文書、土佐書簡集)。

〔男山の南軍糧食盡きて城營を去る〕

七月二日、京軍再び善法寺口、及び放生川より八幡に攻寄

せければ、城兵は城を出で、奮戦し、數日屈する色なし(岡本、三刀屋、吉川諸文書)、五日の夜、京軍竊に火を馬

場殿に縦ちければ、寶殿の巽角にうつり、當番の御殿司法眼重延、神體を懐いて護國寺に遷し、若

宮、若姫、武内の神體、神功皇后の玉冠みな焼ざるを得る、小神殿、經藏、二字爐(中院一品記、田中文書)、

城中の軍兵は更に退かずして合戦をつつけ、翌日も休まず、人みな師直等の行爲を憎めり(中院一品記)、

○保曆間記(宮方)、九日南軍の後援として河内の軍八田郷に進み來るを、北軍迎撃ちて之を破り、野

尻大隅以下七百餘人を討取る(路邊深、堀文書)、男山の糧食竭きて、十一日營を抜きて引去る(元弘日、記裏書)、寄手は

斯くと知らずして攻入りしに、人なきを見て怖畏の餘りに諸坊に放火して去る、聞くもの比怯ヒキヨクの進

退を誘る。男山八幡宮は草創より保延六年(崇徳)に焼け、爾後殆ど二百年にして此災あり、都鄙

愁嘆せざるなし、京都は輟朝五日、幕府より直義が領國相摸に課して社殿を再建し以て民心を安ん

ず。

義貞戦死弟義助逃る

太平記に脇屋右衛佐義助山門と成合て北國より上洛する由聞へ、將軍よ

り八幡をさし置いて京都へ歸り相待つべしと高師直へ下知せらる、師直是を聞いて或夜雨風の紛れ

に忍を八幡山に入れて神殿へ火を懸けたりとあれど、中院一品記に據れば其夜は晴天なり。又義助

は敦賀まで著し、越前勢遙に八幡の炎上を聞いて、いか様さま攻落されたりと實否を聞定めん爲に數日

逗留して日を送る、八幡の官軍は兵糧を社頭に積みて悉く焼失せしかばこらへ場なく六月廿七日夜

半は潜に退いて又河内へ歸りける、今四五日もこらへたらば、北國勢逗留もなく上り、京都は只一

戦に攻落すべかりしを聖運まだ至らざりけるや、相圖相違して敦賀八幡の官軍互に引歸りけるとあ

れど、義助が敦賀にて八幡炎上を風聞して逗留するも、八幡の軍が社頭に兵糧積みたるも、皆信ぜ

られず、越前には尾張高經、近江には京極道譽等、東北の兵を防げば、十一日落居までに何ぞ京師

を一戦に攻落すを得んや、足利方の勇將桃井直常、五月末より若狹守護となる(若狹守、國次第)、道譽に代り北

國勢を攻むるためなるべし、是時新田義貞、脇屋義助は、尙柚山城に據りたらん、諸書に少しも散

見せず、五月に將軍より土岐頼貞に越前兇徒誅伐を命ぜしことは萩藩閩閩録の文書にあり。武家年

代記に、閏七月二日源高經計義貞とあり、元弘日記裏書に今月(七)越前大將義貞死節とあり、是

を神皇正統記の「義貞もたびく召されしかども上り敢へず、させる事無て空しくなりぬ」とある

に参考すれば、土岐京極桃井等に路を塞がれ柚山城に籠居して高經に攻落され、義貞は戦死し、義

助は逃れたるべし。太平記に尾張高經足羽城に據て義貞が大軍にて上るを支へ、義貞燈明寺城に營し、平泉寺衆徒の藤島城攻圍軍を救はんとして城下に戦死し、弟義助は國府に歸るといふは事實ならん。

〔義貞の不入望〕 義貞は延元以來の大戦を激成し、爾後の作戦一も成功せず、先帝の北畠親房と吉野にて再興の運籌あるに及んで、義貞の痛く不入望にてありしとは親房平生の語氣に似ず、義貞北國に在てさせる事なくて空しくなりぬとの冷評にて推想せらる、蓋し義貞は立派なる武士なれど諸將の上に立ちて大局を運らする度量に乏しき人なりしなるべし。

〔諸國の小競合〕 八幡の落つる比に、和泉の草部郷（大島郡）に南北の交戦あり（日根郡）、横尾寺は依然と南軍の本營として和泉を争ひたり。又和田正興は橋本正茂等と共に丹下の北軍を松原城より追落し、八月高安の陣を焼拂へり（和田文書）、幕府は佐々木道譽に吉野を犯さしめんとしたれど果さず（栃木文書）、河泉は小戦にて月日を送る。攝播には幕府石塔某（義慶が）を遣はし、兵庫に陣して湊河城を救ひ、丹生寺の南軍福田莊に向ひければ、赤松則村三草山に向ひて支へ、六月石塔と會して生田に戦ふ、八幡の落つる後、更に仁木義長、上杉重能等赴援し、十月には丹生寺の軍と有馬に大合戦あり、北軍は唐崎城を攻圍し、是年を訖るまで勝負を決せず（余田、島津文書、薩摩舊記）。

### 第五十八節 吉野より四親王を陸奥遠江土佐九州

#### に分遣、後醍醐天皇崩御

親房顯信父子義貞親王を奉ず——京都に興仁立太子、尊氏征夷大將軍に任ず——京都即位の大嘗會を行ふ——義詮鎌倉を回收す——顯信伊勢より海路東下す——安房沖より常陸の内海に着船——宗貞親王、遠江國に赴き給ふ——頼貞親王、花園宮土佐に向ひ給ふ——三位中將宮九州に下り給ふ——菊地武重兄弟——薩隅日の形勢——常陸に於ける親房船の動靜——後醍醐天皇吉野行在所に崩御

〔親房顯信父子義貞親王を奉ず〕 神皇正統記に、「さてしも止むべきならずとて陸奥の御子（義貞親王）又東へ向はしめ給ふべき定めあり、左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎮守府將軍を兼ねて遣はさる、東國の官軍ことごとく彼の節度に從ふべき旨を仰せらる。親王は儲君に立たせ給ふべき旨申聞せ給ふ、道の程も忝けなかるべし、國にてはあらはさせ給へとなん申されし、異母の御兄も餘多ましましき、同母の御兄も前東宮恒良親王、成良親王ましくしにかく定まり給ひぬるも天命なれば忝けなし、七月の末つかた伊勢に越えさせ給ひて、神宮に事の由を啓して」とあり、保曆間記に「今度は祖父（顯信の父）宗玄ともに吉野へ殘勢を相具して、奥州へぞ下されけり」とある七月は後七月廿五日と元弘日記裏書にあるを正しとす。結城文書其廿五日の繪旨に、天下靜謐事、奉扶持宮、重舉義兵、急速可令討、尊氏直義以下黨類、坂東諸國軍勢賞罰等事、宣令討、成敗給上者、天氣



如し此、仍執啓如件と、陸奥三位中將にあてたり、宗玄は親房の法號なり、宗良親王、花園宮、牧宮を東西に遣はされ、各輔佐の公卿を任命ありしも同時の事なりしなるべし、諸書一向に書漏らしたれば、義良親王を例として推考すべし。太子躬良親王、及び成良親王は、太平記に幕府より毒を進めて四月に薨する由を記す、例の月日紊亂なり、爾後四ヶ月を経るに、親房が義良親王を奉ずる時まで猶在はすと記憶する謂はれなし、但し其薨御は今年にありしならん、太子は十七、成良は十四にて薨すと假定す。

〔京都に興仁立太子、尊氏征夷大將軍に任ず〕 京都には八月皇子益仁を親王となし、名を興仁と改め太子に立つ、尊氏は北畠顯家誅伐の功に因て正二位に叙し、征夷大將軍に補せられ、直義は新田義貞誅伐の功に因て従四位上に叙し、左兵衛督に任せらる(玉)建武以來征夷大將軍を停めしに、是に至り復し、常職は常に置かざれど、特に尊氏に命ず、他人は競望するを得ずとの事なり(後に豊が補するを得ざりし原由なり)、又直義を副將軍となす議ありけれど、建久以來其例なしとてやめり(三内)、尋いで曆應と改元あり(賀夏)。

〔京都即位の大嘗會を行ふ〕 即位の大嘗會を行はんと、院宣を下して大嘗會米を諸國に徴さる、幕府の執事高師直將軍の命を傳へ、其濟例は段別參升なれども、撫民の義を以て直錢參拾文を宛てたり(東寺百合文書)、一石一貫は最低價なり、十月廿八日、新帝三條河原の頓宮に幸して修禊あり、大嘗會

を行はる例の如し。朝廷の祭政、總ての諸式は京都の内裏に在きでは舉行せられぬこと、久しく成規となれる故に、北朝にては何も天下の事を舉行あれど、吉野は行宮に御旅行の姿なれば、公卿百官宮殿も備はらず、儀式は停廢し、只神宮を收めたるのみなれば、ひたすら京都回復を銳意に圖られたるを南朝最初の大綱要領とす。

〔義詮鎌倉を回收す〕 幕府の本據鎌倉には義詮を主となし、に、去年の末北畠顯家に打破られ義詮は三浦に潜匿したりしが、七月に鎌倉を回收し、十二日多勢の軍兵を供奉となして歸府し(鶴岡社務記録)關東また北軍の勢を得たり。

〔顯信伊勢より海路東下す〕 鎮守府將軍春日顯信は父北畠親房と共に義良親王を奉じて伊勢に下り、神皇正統記に「御船の艤ひし、九月の初め纜を解かれしに、十日餘りの事にや、上總の地近くより空の氣色おどろくしく、海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方に漂はれ侍りしに、いとゞ波風おびたゞしくなりて、餘多の船行方しらす侍りけるに、御子の御船は障なく伊勢の海につかせ給ふ、顯信朝臣は本より御船に侍らひけり」とあり。九月初とは二三日の事なるべし十日餘りとは九日より先發の舟、八艘安房に着して、打取られ(鶴岡社務記録)、親王は顯信と結城道忠が進めたる船に召して、十一日伊豆岬にて難風に逢ひて引還さる(元弘日記)。太平記には、「新田左兵衛義興、相摸次郎時行(中先代の亂に謀防照雲が推立たる北畠高時の次男なり、)、二人をば東八ヶ國を打平げて宮に力を添奉れとて武(延元の亂に移り、時行出て、宮方に參ると太平記に記す)、

藏相摸の間へぞ下されける、陸地は皆敵強くして通り難しとて、此勢皆伊勢の大湊に集て船を調へ風を待けるに、九月十二日の宵より風やみ雲收て海上殊に静りたりければ舟人纜を解いて、宮の御座船を中に立て、遠江の天龍灘を過ぐる時に、海風俄に吹荒れて逆浪忽に天を巻翻す」とあるに因て、世にこれを天龍灘の難風と稱すれど、場所も日も皆違へり、但し解纜の湊は度會の大湊なること疑ひなし、親王の還り着せたる處は、新葉に尾張國(知多)の篠島と見ゆ。太平記に、「結城上野入道(宗)が乗たる船惡風に放されて渺々たる海上に漂ふこと七日七夜なり、是も伊勢の安濃津(毛利本天正本に吹上湊)へぞ吹付られける、此處にて十餘日を経て後、猶奥州へ下らんと渡海の順風を待ける所に俄に重病を受て(中)、大藏權少輔も我後生を弔はんと思は、供佛施僧の作善をも致すべからず、更に稱名讀經の追責をも成すべからず、只朝敵の首を取て我墓の前に懸雙て見すべしと云置ける」とあり。宗廣の著せし處は吹上(即ち大湊)なり、其小子の僧となり月波といひしが、建立したりし吹上の光明禪寺にて病を療し、十一月廿一日に卒す(結城系圖に、九月三日とは誤り)、年七十三なり、月波これを寺塋に葬り、後に北畠顯家の逆修塔を建て、并せて吊らへり、寺に宗廣の遺物軍中日記を存す、光明寺殘編といふ是なり(光明寺墓誌、普應寺、由緒、布留屋草紙)、其墓は今の吹上町に在りて山田停車場に近し。

〔安房沖より常陸の内海に着船〕 安房沖の難風は九月比よりの事にて、神皇正統記に「同じ風のまざれに東國を指して常陸國なる内の海に著たる舟侍りき(自身の乗船)、方々に漂ひし中に、此二ツの舟

同じ風にて東西に吹分けらる、末の世にはめづらかなる例にぞ侍りき(中)、後に吉野に入らせまし、御目の前にて天位を繼がせ給ひしかば、いと思ひ召せられて尊くも侍るかな。又常陸はもとより心ざす方なれば、御志ある輩相計ひて義兵こはく成りぬ、奥州野州の守も次の年の春重ねて下向し」とあり。常陸の内海は霞浦なるべし、方々に漂著したる船の中に、關八郎左衛門尉が船は江の島に著して生捕られ、翌日三艘の船神奈川に著して打取らる(鶴岡社、野州の守は名を道世と云、顯信と共に伊勢に引戻したる中なるべし、義良親王の篠島へ行在より大僧正道意を遣はされて御尋あり(新纂)、體て伊勢に還り給ひつらん。十七日に鎌倉の沙汰にて、宮方の船にて漂著したる冷泉侍従以下廿二人を稻瀬川にて斬首し又神奈川にて廿人を斬首す、武藏相摸の武家方思ひくりに生捕りて斬る者續々絶す(鶴岡社、務記)、冷泉は北畠の一族なり。北畠親房は伊達行朝と共に味方の兵を催し、小田治久、關宗祐、及び下妻の眞壁等の一家馳來り、神宮寺城に兵を揚ぐ、十月五日佐竹義篤は小野崎次郎左衛門尉を遣はし、大掾、鹿島、宮崎、畑田の徒と來り攻む、城兵力戰して拒ぎたれども勝たず、阿波崎城に引籠りしに亦陥り、走つて小田原城を保つ(白河、結、城文書)。

〔宗良親王遠江國に赴き給ふ〕 宗良親王は尊良親王の御子守永王と共に遠江國に赴き、天龍灘にて難風に逢ひ、漂ふこと數日にて從船は散々に成り、辛うじて城輪港に著し(李花)、宗良親王は井伊城に入り、守永王は駿河の狩野貞長が城に入らせらる、是も同時の事なるべし、くわしくは傳は

らす。十月今川範國安部城を攻む(北朝)。

〔懷良親王花園宮土佐に向ひ給ふ〕 花園宮牧宮は、九月より四國に赴かせらる(元弘日)。是月十八日

阿蘇惟時への給旨に、朝敵追討事、四方官軍不<sub>レ</sub>一揆、或先驅而失<sub>レ</sub>其利(奥軍)、或城守而似<sub>レ</sub>怠慢(北朝)、就<sub>レ</sub>中九州士卒等、雖<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>功績、各爭<sub>レ</sub>雄而及<sub>レ</sub>參洛之遲引云云、依<sub>レ</sub>之凶徒猶不<sub>レ</sub>退<sub>レ</sub>帝都、涉<sub>レ</sub>旬月之條、國家之弊、庶民之憂、宸襟無聊、故爲<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>官軍、整<sub>レ</sub>軍陣、無<sub>レ</sub>品親王爲<sub>レ</sub>征西大將軍、所<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御下向、方々官軍、急速應<sub>レ</sub>催促、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>參洛、恩賞々罰事、併<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>委<sub>レ</sub>將軍御成敗、存<sub>レ</sub>其旨、殊可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>忠節、天氣如此、悉之以狀とあり、年を記さず、是まで延元元年のものとして認められたれど、爾後二年間の踪跡を更に尋ねべきなし、文面を熟看するに今年のものなるべし、即ち四國へ下向の兩宮の内牧宮にあたる。此兩手の出船は紀州熊野なるべし、讃岐へ著は、阿蘇文書十二月卅日の令旨に、已御下<sub>レ</sub>著讃州候、則可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御渡<sub>レ</sub>海與州候、且鎮西御船付以下之事忽<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>遣故實之仁於與州之由、征西將軍宮令旨所<sub>レ</sub>候也とあり、是も年を記せず。伊豫へ御渡海とは忽那島なり、忽那軍忠日記に見え、又四月二十八日に賜はりし令旨あり、傍註に延元四とあるにて征西宮の西國下向は略其跡を徵せらる、牧宮は征西宮の事にて懷良親王とは明史にて知れたり。花園宮は土佐に向ひ、大高坂城を救ひ合戦ありし文書(南路志)あり。

〔三位中將宮九州に下り給ふ〕

九州には三位中將宮宗治菊池に下り菊池の勢又振ひ、阿蘇領郡浦

峰起しければ、郡吏急を探題に告ぐ、八月探題より當麻家政上野秀村を遣はして之れを救はしめ

(北肥)、守護小貳頼尙は筑肥の兵を催して菊池武重を伐たんとす(小鹿島)、大友の族戸次頼時筑後星野

氏妙見城(生葉郡)を攻落して據りたるを菊池武敏押寄せて打走らす。十月探題一色道猷自將となりて

瀬高に陣し、佐竹氏義を菊池に差向けんとなす、菊池等の兵小清水山に寄來たり之を破りければ、道

猷退いて高良山に陣す(龍造寺文書)、小貳頼尙は三千の兵を以て肥後の甲佐城(上益城郡)に押寄す、阿蘇

惟澄手勢三千人を以て血戦して打退け殺傷無算なり、進んで郡浦を破り當麻を打取る(申狀)、道猷遂

に小俣道利を留め、高良の陣を撤して博多に引還り、十一月菊池八郎(正)進んで筑後に入り、佐竹

氏義あはて、逃還る、是に於て星野黒木草野の徒は小俣道利の陣に迫れり。肥前の諸侯恩賞地を望

み得ず、怨みて南軍に附もの益多し(北肥)。四年四月、阿蘇惟時は惟澄と共に南郷に攻入りければ、坂

梨宗喜急を探題に告ぐ、探題より仁木義長の郎黨立田七郎を差向しに、南郷城陥あり、七郎は生捕

となり、惟時等は險を踰え日向に入りて野尻を抜き、高知尾(白杵郡)、より間道を取て、小國郷古子

(阿蘇の北谷)の襲ひ取る、大友、玖珠、日田諸族の兵數百來たり攻めたれど惟澄逆戦して破り、野津宮内

卿房、多武木枯杉等を打取れり(申狀)。

〔菊池武重兄弟〕 菊池武重は兄弟數人あり、去年以來武重は肥後に、武敏は筑後に軍を指揮し、

武茂(木野野馬守といふ)内に在りて政務に當り、九州南軍の中心たりしに、此後武重武敏の事著れず、

興國二三年までに卒したるべし。其師僧大智の手書に歡喜殿(重武)豊後より退れしに惠良殿(母春)所々の難所を切塞ぎて、飛鳥ならでは人の透るべき様も候はずと聞し召され候て、此寺(廣福)を深く御頼み候て、大般若經を轉讀有し時(中略)、菊池殿を始め諸大名の手よりも破らで、追間殿打破つて透られ候とある、是は小國攻の時か、若しくは其後の難戦なるべし、惠良氏は武重の母より、父武時の叔父迫間十郎正門の女といふ、阿蘇(真)惟澄に縁あるか。興國三年に季弟武士菊池を相續し、程なく又弟乙阿迦に譲る、是を武光とす、兄武茂は軍國の政を佐く、隠れたる英傑なり。

〔薩隅日の形勢〕

薩隅日は、三條侍従を迎へてより南軍の勢振ひ幕府日向守護島山直顯、土持

〔向〕(大)彌渡(大)の徒を催して肝付兼重を伐ちしに、平山式部少輔大和田城を繕めて肝付に應じければ九月直顯これを圍み日向に令す、敵軍を宿する者謀叛を以て處分すと、國富莊命に従はざりければ、土持宣榮に令して督促せしめ、猶從はぬ者は其家を焼拂へといへど、宣榮答へず。大和田城守禦する八ヶ月まで屈せず、四年四月力盡きて營を抜き去る(薩記)、肝付兼重高城にあり其勢甚だ強し、幕府より直顯の子義顯を遣はし、大友の族志賀宗雄等の兵を増して之を圍む、兼重亦拒守する數月屈せず、八月に至り直顯兵を分ちて大隅の財部城(附於)を攻陥めければ、高城孤立して甚だ危し(征四)肥前人江田家定吾死して敵を誑かさんとて、詐つて兼重と名乗り自殺す、木前肥後家定が名ある勇士にて敵の知らんを恐れ、又家定と名乗りて自殺す、其隙に兼重笠野に走り。高城遂に陥る

れり(薩記)。薩摩には四月三條泰季、大隅忠國、村田如嚴等を遣はし、給黎院に入りて島津(和)實

忠が上籠網屋を取り、六月如嚴等澁谷經重と祁答院を徇へて、溫田城(伊佐)に據る、在國司、牛屎、山門、莫禰の徒來り救ひ勝たずして敗走す。是に於て谷山隆信、鯨島家藤等大舉して川内(高城)に打入る、酒匂久景碓山城にあり、島津氏其報を聞きて式部氏の宅を燒きて應援をなせど、相良、和泉、牛屎、菱刈の徒南軍に應じて碓山を圍み、城兵拒守する數日、寄手の銳甚だしく城殆ど危し、適鳴鐘あり新田八幡宮より出で南軍に落ちければ城中これを聞いて神の我軍を助くるとて、氣を鼓して奮戦しければ、敵遂に勝たずして退き、去りて蒨田城を攻めしに、比志島椎原等が來たり援けしに因て勝たずして入來院(薩摩)に走る、碓山城兵出で、之を追撃す、南軍は淵上城に據りて殊死して戦ひ、殺傷頗る多く、數日拒守したれども、七月三日力盡き、城を委ねて走れり(薩記)。

〔常陸に於ける親房卿の動靜〕

常陸には北畠親房小田城にある數月、味方の兵漸く集まりければ

結城親朝に下野陸奥を徇へしめ、又小山朝氏を招けども、朝氏觀望して決せず、三月宇都宮公綱の弟綱世(兵庫助初め)北軍に應ず、親房將を遣はして下野に入り、宇都宮鴉山を攻め、連戦皆勝ち、綱世父子を打取れり。是に於て中郡を圖らんとす、親朝等恩賞地を望めども軍事多端にして、且其望む所の小山が關所は未だ處分し難く、春日顯時の兼領及び冷泉家房の所領は殊功ある者を待つ、因て此二を擇ましめ、故國司顯家の小女鞠養を託す(結城)、大亂既に五年に連なり、諸豪族費途に苦し

み、懸賞の地を要請すれども、軍事に忙はしく審處する暇なく、處分する所は其競望に満たず、故を以て、南北の何れに拘はらず漸く厭倦の情を生じ、兵氣や、沮むに至りたり。是より親房は小田、關の間に往來して關東奥羽を經略し、親朝は宗廣の嫡にして隨一の心膂たり、此後親房より與へたる文書甚だ多し、後人これを採集し、綴つて一篇の文となし、關城書と名づけて世に傳ふ、憑空の談にはあらざれど亦大に事實を誤まれば信用しがたし。

〔後醍醐天皇吉野行在所に崩御〕

後醍醐天皇は吉野の行在に四年を送らせられ、元弘以來文武の名臣大抵難に殉へて死亡し、去年吉田内大臣定房、右大辨坊門清忠打つゞき身まかりければ、帝は思食つゞけて、「事問ん人さへ稀になりけり我世の末の程ぞ知らるゝ」と遊ばされぬ（新業集）、此歌にて末期の御有様を想望せらる。諸皇子も今は残り少く、去年京都回復の大舉起きて東西へ下向ありしに、義良親王は吹戻され、三月の末伊勢より還り皇太子に立てられ（新業集）、又繪旨を遠江井伊城の宗良親王に下し、濱松莊（妙音堂領）を左兵衛督某（親王の輔佐なるべし）に賜はる等の御處分あり（集古文書）、神皇正統記に「八月の十日あまり六日にや秋霧に侵されさせ給ひて崩ましまし〜ぬとぞ聞えし、寢るが中なる夢の世、今に始めぬ習ひと知りながらかす〜目の前なる心地して、老の涙もかきあへねば、筆の跡さへ滞ほりぬ（中略）、前の夜より親王をば左大臣（近衛經忠）の第へ徙し奉られて、三種の神器をも傳へ申さる、後の號をば仰のまゝにて後醍醐の天皇と申す、天下を治め給ふ事廿一年五十二歳おは

しましき」とあり。五條氏文書に、自去頃依有御惱事、御讓國于陸奥親王了、不違日來之軍忠可達、詔旨、縱雖有不慮御事、深被憑思、食候上者、令勇官軍等、殊可廻朝敵追討之籌策、於當山者云要害、云祇候輩、更不可有子細、存其旨、可令下知軍勢等給者、天氣如此、仍執達如件。八月十五日 右中將實躬 謹上 勘解由次官殿 とあり。勘解由次官は明經家清原良枝が二子なり、兄宗尚は早く卒し其後を船橋家とす、頼元は日野俊基に代て大外記となり、亦昇殿を聽され信任せられしが、南狩の後に行在に參り、其子良氏と共に征西宮に附添へられて伊豫にあり、此繪旨は征西宮に遣はされたる御遺言なり。土佐にある花園宮、遠江にある宗良親王、駿河にある守永王、及び常陸の北畠親房にも、同じ遺詔を賜はりたるべし。頼元の子孫は五條家と稱し、南北朝の末には征西宮を筑後國矢部に奉じ、爾後其まゝに居住し、室町江戸兩府を經るまで公家として敬遇せられ、今に後山征西宮の墓掌となりて存在す、珍らしき名家なり。

## 第四編 南盛北衰時代

### 第八章 後村上帝興國の亂

#### 第五十九節 南朝後村上天皇立ち興國と改元

##### 東西の南軍競ひ、京都天龍寺草創

義良親王吉野に戻り給ふ——義良親王皇太子受禪、即ち後村上天皇——諸國戰亂の大勢——京都及び伊勢——鎌倉及び常陸——越前の形勢——三備の形勢——四國の形勢——石見の形勢——遠江信濃の形勢——關東合戦の概略——九州の形勢——先帝の御高徳、天龍寺創營——寺社の紛擾

〔義良親王吉野に戻り給ふ〕 神皇正統記に「舊都には戊寅の歲（三年）の冬改元して曆應とぞいひける、吉野の宮には本の延元の號なれば國々思ひくゝの號なり（中略）功もなく徳もなき盜人世に起りて四歳餘りがほど宸襟を惱まし、御世を過させ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなんや」とあり。續正統記に「抑此記は北畠准后親房卿（當期までは准后）南朝の寵臣として錄出せり、後村上天皇諱は義良、第九十六代第五十世云云、是は南朝僞主の御事にて、當朝日嗣には加奉らず、而今此御宇（光明）をぞ治天再興の主とは申奉らるべき」とあり。南北朝の公卿が各其仕へ奉る君を尊みて書著はせる詞

は、即ち兩朝の味方をなす公武の面々が當時の心を寫し出せるものと見るべし。

〔義良親王皇太子受禪、即ち後村上天皇なり〕 延元四年八月十五日、吉野にて皇太子受禪あり、翌

日先帝崩じ、やがて京都に聞へ上げ皇文殿の議には遷主の例によらんとせしに、尊氏が意見にて五日輟朝し、邊密を令し光明帝は外祖の喪に錫紵を服し、固關使（大葬に際し三關を固むる使）を發せらる、關白一條經通吉野にて後醍醐院の號を奉ると聞て帝の盛徳にかなへり（玉英師）と言へり。宗良親王は遠江にて訃音を得し折節、山々の木葉紅ひなりしかば、紅葉に和歌を添へて四條中納言に送り、哀傷をのべらる。吉野は神宮の道開けたれば、新帝より奉幣使を發し、十月三日三神器を拜して即位あり（新集）十一歳になり給ふ、是を後村上天皇とす、明年興國と改元あり。時に先帝の舊臣多く死亡し、或は外に出で、行宮に在りて輔佐の人々は、左大臣經忠以下四條隆資、洞院實世等にして、隆資専ら軍國の事に當れり。五條文書に、隆資が五條頼元に送りたる、四月二十八日付の薄葉小紙の消息あり、其文に無爲御下著、返々目出候、此御使不所持注進之間、無正體候、其界事重可令注進給上候諸方得利之由其間候其界事相構急速一途可令致沙汰給上候、謹言とあり、定めて延元四年のものにて、伊豫の征西宮より使者を立てしに路にて注進狀を奪はれ、身を以て免れ行在に達し、其使に此答書を持たせて歸したるなり。無正體とは散々なる次第との意なり、諸方得利之由とは、去月南朝より諸國へ手配りの後は南軍又競へり、保曆間記に「同三年春東國に御敵残りけりれば、越後

守高階師泰は遠江國の凶徒を責め、三河守師冬は下總常陸兩國の凶徒を責め、年を重ねて合戦ありて、皆凶徒或は討れ、扱東國は静りけり」とあり(二年は二年の誤り)。是は三四月比より幕府の手配りにて諸國の合戦盛んなる際に後村上帝の御世となれり、隆資が行在の參謀をなしたること、諸文書に多く徴あり。

〔諸國戰亂の大勢〕

是時戰亂の大勢は、東國には大和に開住西阿の徒起り仁木頼章南都を警固し、越前は脇屋義助猶強く、尾張高經、吉見頼隆これに向ひ、伊勢は北畠顯能國司となりて高師秋(土佐守)これに向ひ、遠江は宗良親王を奉じて高師泰と對陣し、常陸は北畠顯房小田城に在て高師冬を防ぎ、陸奥には春日顯信赴任し石塔義房と相拒めり。西國には金谷經氏赤松圓心と播磨の間に戦ひ、伊豫には征西宮滯坐あり、土佐には新田綿打等牧宮を奉じて細川定禪と戦ひ、石見には日野邦光國司となりて上野頼兼と戦ふ、九州には菊池阿蘇等一色少貳と相攻め、奥三國は三條泰季島津島山と相戦へる是を大綱として處々に兵火紛起したり。

〔京都及び伊勢〕

京都は尊氏兄弟幕府を開いて守護したれば康安を保ちて舊物を全うし、諸事儀式の如く舉行ありと雖も、伊勢神宮の道塞がりたるを以て高師秋これを防がんと、南朝の守護愛洲太郎左衛門を神山城に圍みしに、九月十一日城兵打て出て、師秋を立利繩手に破る(潮田文書)。内宮は元亨造營の後廿年改造の期定まらんとす、廿七日北朝仗議を行ひ、神山の木は路塞がり伐採するを得

ず、洞院實夏常例に拘はらず他國の材を用ゐんといふ、日野資朝利百ならざれば法を變せず、刀十ならざれば器を易へず、今凶徒退かすして幣使を發せざるは官家の肅信未孚にあらず、明年を待たん徒に袖を定むるも無益なれば、修政撫民以て神に事へ掃蕩の策を先んずべしとて、議竟に寢む(中院記)、爾後伊勢を取る能はず。

〔鎌倉及び常陸〕

高師冬、東に向ひ、四月六日鎌倉に入りて兵を集む(矢部別)、常總の北兵頻に小城を攻むと雖も、北畠親房撃ちて之を破り、下野守道世も亦至り、結城親朝と往復して經略をなし、小山朝氏は親房の勸誘を受けれども、結城の宗家にして親朝が下に立つを欲せず、因て道世まづ小山を伐たんと謀り、七月兵を長福城に出す。親房益常陸の兵を集めて師冬が襲來に備ふる際に吉野の凶聞至り、九月廿八日天皇御讓國ありて陸奥宮運に乗給ふ、又鎌倉凶徒襲來の風聞あり、此より攻めんと思へど諸城の聞き難きために猶豫する處に、彼自身に來たるは靜謐の機を速にするなり、軍忠を勵むべしと諸將に申送れり(結城文書)。十月師冬鎌倉を發し(鶴岡社務記)、武藏の村岡驛に兵を集め下總に向ひて結城山河西明寺を攻め廿三日鬼怒川に至る、中御門中將實寬駒館より兵を遣はして折立渡に逆撃し勝たず、師冬進んで駒館を攻圍す、城兵拒戦し(矢部別)年を越ゆ。

〔越前の形勢〕

越前足羽莊は一條家領にて、代官朝倉廣景北の莊黒丸に居る、脇屋義助之を攻落して本營となし(朝倉系圖)、由良越前守光氏西方寺城(坂井郡)を守る(得江文書)、幕府守護尾張高經に若狹

守護を兼ねしめ(若狭守)、加賀能登の守護と共に義助を伐たしむ、四月高經鳥羽より西方寺城を攻む、廣澤和義京都より來會す、光氏中島城兵と合して木田に戦ひ利あらず、中島城陥る。九月高經淺宇津を攻む、光氏赴援し又利あらず、落野寺を焼拂はる、十二月光氏南江寺を攻めければ、高經來たり救ひ、進んで二岡城に迫れり。翌年(興國)吉見賴隆(三郎)加賀能登の兵を將ひ、高經と合して、筋田城(今立)を攻め、城兵と相槻渡に相逢ひ力戦して之を走らす。七月、光氏本田城に攻寄するを春日社前に防ぎ退く、尋いで畑時能湊城(三國)より金津上野を取りければ、木田より寄來たり、八月一日二城を取返し、北るを追つて蓮華宿を焼拂ひ、三國湊に向ひて千手寺城を陥れ、黒丸に押寄せて藤島内丸岡に對城を構ふ、義助打出で逆寄せしたれど勝たず、城に據つて拒守す。九月高經兵を引いて丹生郡に向ひ府中を取る、義助平葺に陣して之を争ふ、大鹽妙法寺、松鼻諸城固守す、廿二日寄手大鹽を夜討して追落しければ餘城は敵中に包まれ皆落失せ、義助も營を抜いて退けり(太平記に、七月義助足羽を攻む高經勝たざるを知り加賀に走るとは、事實相反す)。十月高經賴隆また府中より急に畑城を攻め、時能防戦八晝夜に及びしも、力竭きて廿七日降參す、乃ち城廓を焼平げ、兵を遣はし絲崎城を攻降せり(天野得江文書)當時越前の戦狀は一二の文書ありて概略を知るを得れど、他は零細の斷簡にて微跡甚だ闕し。金谷兵庫助經氏は丹生寺に營し兵を湊川に出し、幕府將を遣はし防禦せることを前に述べおきたれ共、三丹の戦狀亦微すべきなし。

〔三備の形勢〕

播磨口は丹生寺より赤松の兵を志武禮に破りしかば、赤松則祐寄來たり、楯谷に戦ひて利あらず、山田に屯して、四年は暮れ(薩藩)、翌春圓心神東寺の柏尾谷に屯し對持する百餘日、六月進で柏尾城を攻めければ、多田藏人城に嬰守す、尋いて赤松兵を引て經氏が鳥渡、石柱、本迫三城を攻め亦拒守す(四行)と見えたり。三備も決して無事に非ざれど微すべきなし。

〔四國の形勢〕

四國には花園宮も、牧宮も、共に伊豫へ渡海し給ひしならん、忽那軍中日記に、延元四年七月七日、一安藝國波多見合戦、一周防國尾代島、大將中院殿、一備後國鞆合戦とあり、大將中院は、又中院内大臣法眼御房と書けり、北島親房の弟冷泉右衛門督持房(元弘元、七、五出家)なるべく、征西軍の大將にて、三戦は其航路を開くためなりしならん、明年十月安藝の武田四郎直信伊豫の久津名島に渡りて戦ひし事(吉川)見ゆ。花園宮に輔佐の公卿は一向に微すべきなし、十二月細川定禪(本書は權律師とあり)吉良佐竹の徒と大高坂城を攻めければ、新田綿打入道花園宮を奉し、金澤左將監(名)土佐守(名)近藤、和合、有井、河間、佐河、慶賀野、及び大野中村名主莊官等と數千人潮江山に陣して之を救へること(南路志に引)僅に見ゆ。

〔石見の形勢〕

石見には、新田義氏(左馬)吉見賴基(八)等國司日野邦光(實朝の子、佐渡にて父の)を佐け、國人高津、郡野、三隅周布、福谷、豊田諸族これに應じて、上野賴兼と争ふ、八月豊田小山の大戦あり、直義より熊谷直經を使者とし石見安藝の國務を監督せしむ(吉川文書)といふ。征西宮



の伊豫に滯留も航海の路塞がりたる故と知らる。

## 〔遠江信濃の形勢〕

遠江は宗良親王の、新葉集、李花集、其外に少々微跡を發見すれど、是も輔佐の公卿大將は詳ならず。高師泰が向ひしより、守護今河範國、駿河守護仁木義長、相共に戦ひたらんも、四年中は見所なし、元年春より井伊城に押寄せ、高義胤等奮戦すれど、城堅固にして落ちず、八月義長夜討して城を焼き、大平城遂に陥ると云ふ（瑞瑞山年録、諸書、紙圖、執行日記裏書、輪岡社務記録）、大平城は井伊城（井伊介の居城）の事なるべし。三河の足助重春使を遣はして親王を迎へけれど評議決せず、翌月宇津山を越て駿河（狩野氏の所）に住給へり（新葉集）、駿遠の山路は信濃に通ふ、是年六月諏訪大祝頼繼北條時行と共に大徳王寺城（伊那郡ならん）に起り、小笠原貞宗發向して攻む（守矢筆記）、香坂の徒も亦征東府に應じたりしならん。

## 〔關東合戦の概略〕

常陸には北畠親房小田城より兵を配りて高師冬の軍を伐たしむ、敵勢浸衰へて増城の色なく、猶兵を駒城に屯す、諸城みな壘を構へて拒守し、糧食頗る豊かなり。先帝の喪後或人官位昇進の次第を聞きしとて、親房筆を執りて職原抄二卷を書し之に授く、奥書に出家より十年を移し、旅中文書を蓄へず、荒忽と蒙益（不明）の如し、庚辰二月の末に終るとあり（本書）、蓋し謙辭なり、新帝の始め、行宮に朝典に委しき者少く、公の博識なるを以て四條隆資等の請求にて著はしたるならんと云ふ。神皇正統記も亦小田城にての作にて、追々主上御學問の爲めに筆せしなるべし。

し。四月廣橋經泰をして海道の事を計畫せしめ、結城親朝に、當城は去年より八ヶ月警固なくして防禦に勞し、諸軍各城守するに因て餘力なく掃蕩の功延引せり、今に及んで兵を那須に出さば、凶徒必ず周章退かん、さなくば海道を開き瓜野に向ふも上計ならん、田村輩の申立つる所あれば、經泰と熟計せよと申送れり。尋いで鎮守府將軍顯信白河城に就任しければ、陸奥響應して、澁江に屯し松島を攻めんと謀る、七月石堂義房其報を聞きて相馬親胤に命じて之を撃たしむ（結城、相馬文書）、師冬は駒城を抜くを得ず、衆心倦みて稍々に引去る、師冬兵氣を勵まさんと、五月數將を留置きて、自身小田城を攻めしに勝たずして引去り、俄に駒城を攻めければ、城中不意を撃たれて擾亂し、死する者卅餘人、中御門實寛生捕らる、城兵力戦して遂に之を追出す、明日敵は豊田郡に入り火を縱つて侵略し、又明日飯沼を焼いて逃歸る、親房兵を遣はして追撃せしむ。八月幕府師冬を鎌倉執事となし、又駒城を攻めんと兵を催し、十一月に至り復寄來たり、諸城の應ずるもの多し、北畠准后軍を分つて討攘し、向ふ所摧破し、相合して駒城を救うて奮戦す、更に結城親朝（此時修理權大）をして那須鹽冶を攻略して敵を困めしむ（結城文書）、是關東合戦の概略なり。

## 〔九州の形勢〕

九州は菊池阿蘇等の舉動姑く絶ゆ、菊池武敏は猶筑後に在りしなるべし。是より先延元二年の冬、新田禪師、大友直世（式部）等豊前宇佐より筑前の嘉麻郡に打入り、探題佐竹藏人を遣はして桑野原に戦ひし事あり（西行雜錄）、元年三月、新田禪師、深江種長（原田一族）、深江、片山（怡土郡の肥前界）

を焼いて、一貫山に據りたるを、少貳の手にて攻陥(重富中)られたり(村文書)、豊筑にも新田族より軍事を督したれど爾後の微跡を没す。祇園執行日記の裏にある一色道猷が此具陳の狀あり、其大意に、鎮西料所の地は土荒れ民散じ、残す所甘町に過ぎず、瀬高莊(筑後山門郡)を并せて部下に配分し、是も名計りにて皆罷屈し、敵其情を知りて襲撃を謀る、道猷の忠功により恩賞として狭少の地五ヶ所を賜はりたるも、豊前天雨田莊の外は悉く違背せり、因て參洛を企つること九度なれど、是非なく上裁を背き難により、便宜の料所を得て士卒を救ひたし、瀬高料所は已に知行したるに、又引付の奉書にて本主常陸前司冬綱に還付せしむ、然らば道猷に段歩の料所なし、實に難澁至極なり。又分國は建武五年少貳頼尙下國の時、筑前豊前肥後を彼の分國とし、其餘の諸國は道猷に催促せしめられたれど、筑後は多く凶徒となり常に濫妨を防ぎ、因て力他國に及ばず、肥前豊後みな野心を生じ、大友が守護代さへ催促に應せず、日隅薩は遠遠なる上に高山島津の奉行なれば、催促するに由なし、速に近國を選まれたし(宇都宮文書に、去年宇都宮(佐田)大和守(を豊前守護となす、是を望むに似たり)又元弘殘破の時聖福寺直指庵に寄宿し、今に城いて徒るを得ず、朝暮に警虞なし、留住に決したる上は在所を定められたし其他土地訴訟等十八條の申請なり、以て九州の困難なる事情を徴すべし。建武式目追加(建武六年七月)に、守護を補する本意は治國安民の爲なり、有徳を任じ無益を改むべき處に、或は勳功賞に募り、或は譜第と稱し、寺社本所領を押妨げ、地頭職を管領す、甚だ然るべからず、近年は引付の奉書を叙用せず、請文に及ばずして

旬月を徒涉し、催促を累はし、愁鬱の輩勝げて計るべからず、仍て違背の科に就て沙汰あるべし、寺社本所及び武家所領等は、事書の旨を守り遵行し、土貢等は先納せしめ、悉く糾し返すべしとあり。又今年四月に、諸國守護并に武家御家人等が吏務職に補し本所領を知行せんと望むは式目に停止せられたるに、近年禁に背き競望す、自今其聞へある輩は罪科に處すべし。寺社并に本所領を近年武家被官輩押領し、剩さへ守護使節等に對し合戦狼籍に及ぶと、別して嚴重の沙汰あるべし。元弘に恩賞を懸けて諸國の兵を催されてより、戦亂已に十年に連なり、公武互に味方を競争したる末にて、今は苦情の蝟生すべき時期なり、戦には宏費の伴ふものなれば、固より必然の事なり。結城文書を採綴し、親朝が父宗廣の死後に其忠節を繼がして賞地を貪求すと謗るもの多し、足利氏が鎮西の方面を托する一色道猷が戦費に斯く窮するを見て、戦争の繼續は必ず此に陥るの情理を悟るべし。

九州は此間に傳ふる事絶えたれど、豊後山中より肥前松浦に接するまで南黨の脈絡を通ずるを以て決して無事ならざるを知る。又南境の山險は、建久年中に工藤の族相良氏蓮華王院領肥後球磨山の地頭となり、同族日向の伊東氏と此邊の山嶺を取廣め、其裔相良長氏の三子、頼廣、朝氏、祐長、みな南軍に屬し、八代の名和氏、薩摩の澁谷と相應せり、少貳頼尙は肥後の南を徇へ、頼廣の子定頼を招ぎて、祐長及び多良木の徒を撃ちて其後を牽制せしむ(相良家譜)、薩摩には守護島津道鑑嫡子宗

久に澁谷相良の徒を平佐城に攻めしむ、正月宗久死しければ、二子師久を碓山城におき、薩摩守護を襲ひ、三子氏久を鹿兒島城におき大隅守護を襲はしむ、是より島津氏は兩守護に分かる。三條泰季の軍大に振ふ、道鑑直義の御教書を乞ひ、又在京の兵を呼返し、八月市來時家を降し、進んで伊集院を攻む、日向の肝付兼重再び高山城に起り、鹿兒島に赴き、中村秀純を助けて東福寺城に據り、矢上高純は催馬樂城に據り、聲勢相援く、道鑑弟佐多師忠に東福寺を攻め、樺山資久北郷資忠に催馬樂を攻めしむ、兩城險に據りて禦戦し年を踰えて熄まず。

〔先帝の御高德、天龍寺創營〕 南朝の斯くまで強きは、先帝非常の盛徳に因て公卿僧侶に渴仰せられ、尊氏始め武人まで心酔したることを確に事實に示す所なれば、今は其御無念を濟すとの感情に衝激せられ、愈兵火は熾んになりたり。時に僧疎石(夢窓國師)の信依は京師を傾く、或夜の夢に先帝の

比丘となり輦に乗りて龜山殿に入給ふとみしに、月餘にて崩せり(夢窓國師年譜)、是に於て龜山に建寺の議動き、十月五日院宣を疎石に下して禪刹を創め(續寺文書纂)、尊氏これを造營して先帝の冥福を追ふ(夢窓國師年譜)、百日忌辰には千僧を集め、曼陀羅供を等持院(三條坊門第)に修め名僧みな會せり(師守記)、斯て尊氏

直義は東大寺の例を追ひ、南禪寺の規に遵ひて、造寺の經畫甚だ盛んなり、先づ行事所を構へ、明年(曆應三年)造營始を行ふ、錦囊に沙を盛り、疎石先づ鍬を把りて地を掘る三下にて一囊を覆へし、尊氏兄弟亦覆へし、僧無極、古先、執事高師直、攝津親秀等、雙々に覆し、諸僧及び細川和氏大高重成

等草土を搬して式を畢り、名けて曆應寺といふ(天龍記年考異)、亦以て帝徳の上下緇俗に入るの深きを見るべし。

〔寺社の紛擾〕

高師直が石清水宮を焼きしより漸く宗教心に恟悻を生じ、尋いで又開住西阿等大和を擾して興福寺僧徒の憤怒を激し、大亂久しく寺領に遠亂多く、訴訟漸く滋起すれど文殿數々事に遭ひて停訟し、益諸寺の不平を醸せり。興福寺は春日社の造營を迫れども裁下なしとて、神木を金堂に移す、北朝因て正月の儀を略し、六月に至り楠葉關を造營料に充て、神木は一旦歸座せり(師守記、國太曆應南行雜錄)、佐佐木氏が近江の領地は叡山と犬牙し、素より相快からず、京極道譽功を負み、子秀

綱は文殿に與る(師守記)、十月六日白河を過ぎて妙法院の坊人と詬争し、怒りて翌夜衆を率ゐて妙法院を襲ひ之を焼いて殺傷掠奪し去れり、幕府大に驚き爲に停訟す(中院二品記)、叡山憤怒し、道譽父子を捕へて山門に致さんことを訴ふ(山門訴狀)、幕府これを流に處せしに、道譽父子は戒愼の狀なく遊行するが如し、叡山益怒り神輿を振て京師に入らんと謀る、十二月十三日北朝符を刑部省に下し、秀綱を除名禪位して左京職に致し、陸奥に流し、道譽を出羽に流し、國司護送する法の如し(中院二品記)、事漸く鎮まるを得たり。興福寺類に凶徒を打退けんことを迫れども幕府師を動かさず、僧徒これを緩怠なりとして、春日神木を木津に遷す、幕府細川顯氏を促がせど、顯氏八幡に軍を駐めて進まず、僧徒益怒り十四日神木を宇治に入れければ、藤原公卿みな回避して出仕せず、僧徒更に入京せんとす、

十七日幕府兵を遣はして拒却せんとす、光嚴上皇侍從油小路隆隆を遣はして之を止めて僧徒を諭さるれど聽かず、十九日酉刻に神木を六條殿に昇入れたり(中院一品記)。上皇遽に中院通冬、高階雅仲のみを従へ持明院に入て庭に出御す、積雪猶存したれば、席をしいて座し給ふ、右府長通馳至り、白晝に神木入京は前代未聞なり、神木の安座せぬ間は宮に入らせらる可らずとて、北面して馳往いて様子を見せしむ、夜になりて雪頻りに降來りければ、上皇齋の下に避給ひ窮屈に堪へず、冠を著て禁裏に往かんと思せども其例なく、公卿殊の外に周章狼狽にて(中院一品記)ありけり。戰亂久しく續き南都北嶺の盛んなるも漸く疲弊し、かゝる騷擾に移り行きぬ。

### 第六十節 大和越前の南軍敗れ、北畠親房

#### 關城を保つ、天龍寺船の起り

大和の南軍敗る——越前の南軍敗る——鹽治判官高貞討死の事——太平記所說高師直の事——薩摩——常陸——三越——大和——石見——鎮西——越前の南軍全滅す——常陸出羽の形勢——天龍寺船の事

〔大和の南軍敗る〕 興國二年辛巳正月吉野行宮の事は傳はらず。北朝曆應四年春日神木滯座に因て藤原氏の公卿悉く謹慎して朝參せず、元日節會以下に出御なく、又十四日に前關白二條師忠薨じ停訴などにて、十九日に至り上皇の文殿に雜訴始めあり(師守記中)、大和の開住西阿甚だ強盛にして、

細川顯氏進みかねければ、更に近江の佐佐木鏡貞氏に命じて之を援けしめ(梶木文書)、顯氏を督促し、

二月の末漸く奈良を發向し、高市郡の安部山より西阿が城に向はんとす、西阿は兵を城上郡に出し、河合城に據りて之を支ふ、三月十五日日顯氏自ら軍を督して其東柵を打破り、壕壑に迫りて烈しく攻めけれど、城兵の拒戦中々強く、夜に入るも休まず戦ひければ、寄手かなはずして引退きけり(土佐畫簡殘編、天野文書)

〔越前の南軍敗る〕 越前には吉見頼隆南條郡に打入り、鯖波、脇本、大鹽三城を攻めしに、脇屋方

二峯城より兵を出して、八王子城を襲ふと聞いて、長井土田二將を遣はして之を救はしむ、正月晦日二峰の軍瓜生を焼拂ひて進み來たり八王子に戦ひしに、俄に援兵の來たるに逢ひて敗北し、又退いて二峯に引籠る。二月脇屋の軍進んで帆山(足羽郡)に屯し、壘を築いて吉見の軍に迫りしに六日長井土田等逆戦し、南軍利を失ひ、夜に入り壘を抜いて引退く、南方の主將中院右中將(名)自ら軍を督し、書を移して頼隆に屬する加賀人得江頼員等を招けども應せず(得江文書)、此戰を太平記に、「尾張守、黒丸の城を落されぬと聞へければ、京都以ての外に周章して高上野介師治は大手の大将として加能越中の勢を率し加賀の國を経て宮の腰より向はる、土岐彈正少弼頼遠は搦手の大将として美濃尾張の勢を率し穴間郡上を経て大野郡へ向はる、佐々木三郎判官氏頼は江州の勢を率して木目嶽を打越て敦賀の津より向はる、鹽治判官高貞は船路の大将として出雲伯耆の勢を率して兵船三百艘を

調へて三方の寄手に相近かんとする、下國の用意最中高貞忽に武藏守師直が爲に討たれにける」とあり、用意最中といへば未遂の事なれど、太平記に記する當時越前の戦は總て古文書と合はず。

〔鹽冶判官高貞討死の事〕 佐々木(鹽)高貞が討たれし事は太平記に高師直が艶聞を描寫し、竟に元祿に赤穂浪士復讐の事を假託して忠臣藏の演本を作るに至りたれど、素より小説様の敷衍にて事實とは信じがたけれど、亦全く痕跡なき事にも非ず、餘り世の耳目に上れる談なれば少しく此に詳述を費すべし。此事を確信すべき舊記に傳へたるは、是年三年廿四日、鹽冶高貞京都より逃歸り、師直直義に告げて桃井直常をして追はしむ、諸將變を聞いてみな直義の邸に馳集り、高貞は播磨國影山宿(丹波路の追分、京より卅四五里)に到り、追手既に及びければ自殺せり、廿九日京師に其事聞へて皆人高貞を憫みたりと師守記(鶴岡社務記録)に見ゆ。高貞は元出雲守護にて、先帝隱岐遷幸以來の勳功により優遇を蒙り、大夫判官に任じ、難訴決斷所にも列し、雲隱守護を襲ひしに、源氏譜代の家なれば建武の變に武家方となり、諸大名中に其名の聞へたる人なるが、逃歸りたる原因は詳ならず。當時南北兩黨共に疲倦して心變りする者多ければ、石見の形勢を推し、又太平記に伯耆守護山名時氏を山陰道の追手(影山に出たれば、山陽山陰と手を分けたるに非ず)とあるなどに考へ合すれば、執事師直が處分に不平にて逃歸り、南朝に應ぜんとしたるものと推料せられざるにも非ず。

〔太平記所說高師直が事〕 太平記に綴りたる人情小説様の艶聞を摘録すれば、高貞の妻は先帝よ

り早田宮(宮中將、宗治)の妹弘徽殿の西臺といふを賜はりしに、其容姿の絶美なるを以て、師直人を以て言ひくどけと少しも言寄るべき言葉なし、吉田兼好といふ能書の通世者と呼ばれて言を盡して返事を待つ處に歸りて御文をば取乍ら見す庭に捨られたるを懐に入れて參りぬと語りければ、師直大に氣を損じ、物の用に立たぬ者は手書なり、今日よりは兼好法師是へ寄すべからずと忿りける處に、藥師寺公義用ありて出てたり、師直傍へ招いて、爰に文をやれ共取ても見ぬつれなき女房の有をば如何すべきと打ち笑ひければ、公義今一度御文を遣はされて御覽候へとて、代て書きけるが言は無くて「返すさへ手や觸けんと思ふにぞ我文ながら打も置かれず」とした、め押返して媒持行たるに、女房歌を見顔打赤め立てけるを、御返書はと申ければ、重きか上の小夜衣と云捨て、内へ入りぬ、使歸て語るに、師直嬉しけに藥師寺を呼寄せて、此女房の返事は衣小袖を送れとにやと問ひければ、公義いや是新古今の十戒の歌に「さなきだに重が上の小夜衣我妻ならぬ襦を重ねそ」と云歌の心を釋しければ、師直嗚呼御邊は弓箭の道のみならず、歌道さへ達者の人なりけりとして、太刀一振取出して引かれけれ(此後師直が西臺の湯屋に忍びて、出浴の裸體を見る猥褻の一段あり)、師直今は戀の病に臥沈み、すべき様ありとて、鹽冶陰謀の企有る由を讒を回らし、將軍左兵衛督に申しけるとあり。此の公義が元可能法師集に、或人たび／＼文を遣しけれども空しくもとの文のみ返し侍りける女のもとへ又文をやるとて歌よめと申侍りしに、もとの前書にて返すさへの歌あるを以て、前の文をば其比有名なる兼好に託し、歌の返事を能因が

邪淫戒の歌に取付て、文想を演出したるなり、固より公義が歌は假設の題にて事實にあらじ、園太曆貞治五年に師直が狩衣の事を兼好に問ひしこと見ゆ、兼好は盛名の士にて、師直より輕易に取扱はるゝ人格に非ず。但し師直の淫醜は其比の評判となり、同じ歌小説の吉野拾遺にも吉野行幸にある辨内侍日野氏を師直が人を遣はして住吉へ偷み取らんとして楠正行路にて奪返したる談あり。此比は京都無事にて、武家輩が驕縦不檢束にして、酒色に耽り人を凌轢すること共多かりし中に、執事高師直兄弟の最も横暴なりしは事實なり、是も同じ三月の事なり、高時茂(大夫)高橋成時(美濃守)源行康(右馬)嵯峨の大念佛詣して、歸りに一條大宮の白拍子が家に酒宴し、師直が一族大平何某と口論し、其席にて何某高橋成時を斬殺したり。又五月住吉社に五體不具の死體を棄てありしかば、院宣を以て清戒を修められ、當月に至り陰陽頭阿陪良宣に乾廊御卜を行はしめたれば、良宣トひて、徴に主口舌兵革不<sub>レ</sub>在三月一則在八月一と奏せりと、並に師守記に見ゆ、月末に至り高貞の横死は口舌の徴應に似たり。彼是を考へ合すれば、當時師直の淫縱は頗る人の指彈に上りたるなかに、高貞は彼高橋成時が如き口論の末に俄に下國したるなどの事情もありしならん、京人が其死を憫むとあれば冤枉に死したることを推知せらる。

〔薩摩〕 薩摩には肝付兼重東福寺城に據て佐多師忠と相持し四月に至り、師忠衆を盡して急に迫り、城遂に陥り、兼重尾頸(濱)を保ち中村秀純と兵を合せて進攻したれ共利なく、日を踰えて又

陥り、兼重秀純皆逃がれ、島津道鑑子氏久に東福寺を守らしめ、閏月師忠又樺山西郷と合して催馬樂城を攻む、城兵拒戦する十餘日にて陥り、矢上忠純逃れ、鹿兒島は漸く島津氏の手に收められた、南都の南軍猶盛んなり。山田忠能和田城を修めて禦備をなす、父道慶京師にあり、奈良軍の興るに會して歸るを得ず、修驗僧に託し書を忠能に寄せて、京師幸に無事なれば秋には歸るべし、伊作氏と申合せ守備を怠らずして待てと申送りけれども、亦歸るを得ざりき(薩摩舊記)。

〔常陸〕 常陸には南軍甚だ強く、鎌倉の人心恐怖する甚だし、或夜相驚き、本馬澁谷の徒葭澤より襲來すとて遽て、警備しけれど、訛傳なりと聞きて常に復したり(鶴岡社)、北畠准后は親王を奉じて重きを託せんと欲し、准后の妹の腹大塔宮は先帝の猶子として親王となり縁姻あれば、吉野に奏請し、是夏小田城に迎へ入る(阿蘇文書、○李花集に興良親王の駿河守野介が許、に在すを訪とあれば、是時彼地より迎入たる歟)、年甫て九歳、即ち興良親王なり(保曆)、高師冬は瓜連城に屯營し、別府、大掾(常陸大掾なり)等を屬して小田城を攻めんと謀る(別府)、結城親朝那珂郡人大塚成員等を招誘して南軍に應せしむ、親房其報を得て軍旗を授けて守禦をなさしめ、春日顯時をして軍を將る應援をなし、親朝も亦師を出し、五月戦期を定めて三路より進討せんとす(結城)、武藏三郎(北條赤)鎌倉を襲はんと謀り、十日武藏の守護は覺つて之を捕へ明日兵を遣し其黨の府中に屯聚して事を舉げんとするを悉く捕へたり(鶴岡社)、師冬兵を引いて小田城の本營を衝かんと大掾高幹等をして志筑城を攻めて援路を絶たしむ、十三日高幹小田の族と志筑に戦ふ

〔稅所〕、明日師冬穗莊(新治郡)に進入す(結城)、小田城は筑波の險を負ふ、師冬は寶篋峯に據りて其背を撃つ(別府)、兵尙少くして進撃するを得ず。親房其情を偵知し、坂東の安危は此戰にありと、親朝等に來援を促がす、廿三日師冬兵を益して進撃し、終日決戦し千餘人を殺傷したれど、遂に挫敗して退き、險を扼して守り、城兵挑戰すれども出でず、小田城の兵氣甚だ振ふ。陸奥介春日顯信は府中に入らんとして石堂義房に禦がれ瀧口公勝を遣はし兵を白河に乞ふ、親房これを聞きて親朝が稽緩して機會を誤らんを恐れ、書を與へて常陸の戰狀を告げ、又宇都宮の兵を催促す、使者頻に往復すれども猶豫未だ至らず(結城)。

〔三越〕 三越は宗良親王是春駿河の狩野城(手越にあり)より、越後に赴き、寺泊に在りて軍を督し(李花集〇信濃の南軍起りて踏を開きたる也)、上杉憲顯の兵と戦ふ、北軍頻りに勝ち數城を陥れ、首を斬る三百、餘衆潰散して降參する者多し、六月七日越後の捷報鎌倉に至る(鶴岡社務記録)。越前には中院中將二峯城を本營として軍を督す、閏四月吉見賴隆大鹽脇本を攻め、民家を焼きて進み來れるを、城兵險に據りて山麓に拒み、賴隆進むを得ず、五月城中より兵を出し八王寺城を攻めて其背を撃ちけれど、得江頼員等瓜生城より赴援して打退く、六月廿五日、吉見の軍急に鯖波柚山二城を攻む、城兵拒戦勝たず其夜竟に陥り、敵は進んで大瀧城を攻め、亦數日にして陥る(得江)。瓜生保が柚山に據りしより五年にして没落し終る所を知らず。以上は得江文書の戰狀に據るのみなれば、脇屋と尾張高經の戰狀は知

るべからず、太平記吉野拾遺の記する所は信じがたければ略す。

〔大和〕 大和は、細川顯氏開住西阿を河合城に攻めて兩月に及び、却て西阿に拒撃せられて惱み、大和の南軍石原田に據りて河合城を援く、閏月七日顯氏兵を遣はし往いて攻め、生捕二士を京師に送り斬首して六條河原に肆す(天野)、是月西阿が兵勢稍衰へ其數城落つ(鶴岡社務記録)、六月廿九日顯氏夜に乗じて開地井の竹城(開地井は即ち開住今の成重なり)を攻め、南垣を踰えて入る、城兵力拒して之を追出す、敵高櫓を焼き、七月二日急に開地城に迫り、太刀撃に及び、捕獲する所多し、西阿は夜に紛ざれ圍を潰して戸賀間に走り、三日開地城を陥れり。顯氏の兵進んで戸賀間の兵と東尾に戦ひ、渡邊實等安房、鷄(今の)赤尾三城を拔き、生捕を京師に送り、斬りて六條河原に梟す(天野文書、土佐)、西阿兵を起して吉野の南屏となる此に四年なり、開住を陥る後は終る所を知らず、此時討死したるか、其子を良圓と云ふ。大和既に定まり、八月十九日春日神木歸座す、關白經通以下藤原氏公卿の扈從甚だ盛んなり(武家年)、尋いで光明帝より興福寺に維摩會を舉行せり(讀史)、僧徒漸く安す。伊勢内宮の造期迫れども道路猶塞がる、直義京極道譽をして伊勢を伐たしむ、亦これを果さず(傷木)。

〔石見〕 石見の南軍甚だ競ふ、直義安藝の武田信武に上野頼兼を援けしむ、信武進んで奥原に軍す、八月四日南軍宇津木多和に據りて敵陣を視下す、信武衆を勵まし奮戦して之を奪取り、遂に河上城を降す(吉川、小)、七日頼兼福屋城を攻む、城兵三和田川を阻てとして勝たず、頼兼城下に推寄せ

信武も亦河上城より來たり、兵を合せて圍めども城兵防戦し歳を竟る(吉川文書、蘇瀧問津)。

〔鎮西〕 鎮西南軍も亦競ふ、阿蘇大宮司惟時遠く常陸の小田城と聲息を通ず(結城阿、蘇文書)、探題一色道

猷肥前の兵を催して筑後を撃たんとす(深堀、文書)、征西軍の宇都宮義綱(四郎左衛門)往いて守禦し(蒲池系圖、蘇瀧問津)。

〔蒲池系圖、蘇瀧問津〕、道猷範氏進むを得ず。坂梨宗喜は阿蘇孫熊丸を大宮司に奉じて、南郷城に據ること六年

なり、是に於て一族市下道惠も亦宗喜に附く、八月阿蘇惟澄南郷を攻め、弟惟賢(三郎)と共に豊後の

援兵を逆撃し、劍を裏み馬を替えて血戦し、遂に南郷を陥れ、孫熊道惠等六十餘人を斬る、宗喜

孫熊の弟乙房を立つ(阿蘇、文書)、是月薩摩の島津道鑑薩隅の兵を守護所に集めて將となり南郷に向ひ、

伊集院忠國が一字治城(日置郡)を攻陥る、忠國平城を保つ、道鑑進んで阿多郡に入り、鮫島別府を

伐つ(薩瀧、舊記)。

〔越前の南軍全滅す〕 九月廿三日越前の脇屋義助が妙法寺城松鼻平葺城陥る(得江、文書)、義助美濃

に走り、加賀大沼郡山岸光義等の援を得て根尾谷に城いて據りけれど(諸家系、圖纂)、土岐頼遠來たり攻め、

亦守を得ずして尾張の波津崎に走り(知多郡千秋、氏の城と云)、遂に伊勢より行在に詣る、帝召見して其勢を賞し

位一階を進めらると太平記に見ゆ(九月十八日とあれ、ど、文書と合はず)、是より越前南軍なし。

〔常陸出羽の形勢〕 北畠親房高師冬の兵集まらざるに乘じ數々兵を出して挑戦すれども、師冬肯

て出でず稽留して之を困めんとす(結城、文書)、北軍叛く者多し、七月北條氏の遺族越後政繼武藏守護よ

り捕へられ(職記、職記)、武藏人吉見頼武は南軍に降る、親房急戦を利すれど、國の神祭に會し兵集まらざ

り八日春日顯時兵を將ゐて敵背を撃ち、小田、關、下妻の兵本營を守る、師冬遂に營を玉取に移す、

顯時往いて攻め若森に戰ふ(結城、別府、集古文書)、是より先き參議堀川具信は出羽權守白河爲興と共に出羽を

經略せしに、師冬が再舉より相馬親胤等國界に屯し南軍を禦ぎ常奥の往來絶ゆる三月に及ぶ、具信爲

興河内城を嬰守し、結城親朝物を餽れば師冬の軍に奪はれて疲困せしに、八月に至り敵兵俄に引去

り、出羽の消息を常陸に通ずるを得たり。顯時は師冬の玉取に對峙して月を踰え、結城氏の兵未だ

至らず、小田城の兵稍疲倦して敵勢稍張る、九月長沼の族まづ叛き、城中に貳心を抱くもの多し、

親房頻に白河の援軍を促がせども、石堂義房に牽制せられて來援する能はず。師冬和議を唱へて小

田治久を誑惑し、城中の人心ます／＼固からず、親房奥軍と約し内外相應じて賊を破らんと謀りし

に、石堂義房兵を三道に出して之を阻て、十一月相馬親胤に岩城、岩崎、標葉、菊多の兵を語らひて

來たり救はしむ、因て奥軍遂に至らず、小田治久師冬に降り、十日顯時は興良親王を奉じて大寶城

に走り、親房は關城に走り、伊達行朝は伊佐城を守り、眞壁妙超は、眞壁城を守る(結城、關城は西

に毛野川を帶び、大寶城は蠶食川を帶び、湖水を挾んで相對し、伊佐城は北にあり、下妻城は南に

あり、顯時更に中郡西明寺兩城を修めて西北を綴聯す、是まで諸城に攜貳の者相間りて互に疑懼せ

しに、此敗にて向背定まり、却て安心するを得たり(結城、院文書)、十八日志筑の族も亦大掾の軍に降る



(文書) 小田治久師冬が玉取の陣に到れば、持明院殿踐祚後の官位を停めて宮内權少輔に復し、本領十分一を給して、餘の領地吏務守職は悉く收め、而して出兵を催促せられ、案に相違の冷遇なり、南軍聞いて憫笑し志氣彌固し。十二月師冬治久等を將る三軍を作つて玉取を發し、八日關大寶を攻む、高(戸七)師親は大寶の南山に陣し、一軍は北山に陣し、師冬は關城の大手に向ひ援兵の路を絶つ、是夜顯時一條中將(實行)等雙ひ撃ちて大に之を破り、殺傷數を知らず、師冬逃がれて伊佐より古河に走らんとせしに、太平氏の兵至るに逢ひて引還し極樂寺の僧惠琳を使として關城に至り、親房に和睦を勧め、四保越前守をして陸奥の諸將に勧誘して軍情を誑惑し、又大寶城を攻めんと謀る、親房之を覺り、使を馳す、八日の戦は近古未曾有の快戦なり、師冬が和を勸むるは其意知るべし、彼が兵は其實幾もなし、今に於て急に討掃の功を示すべしと警告し(結城文書)、斯くて是年は暮れたり。

〔天龍寺船の事〕 京師には曆應寺の造營方に盛んなり、是夏尊氏夢に金龍を其上に見る、以て上皇に聞し、上皇宣命して名を天龍寺と更たむ(要記)。弘安以來は元使通ぜず、惟商船の往來するのみなりしに、元の翠岩徑山の二寺焼けて東福寺へ材木貨財を募縁し來たるに會し、因て亦天龍寺造營の募縁をなさんとす、直義これを善隣の好機會となし、元に通ぜんと請ふ、朝廷其議を經法兩道に下す、博士各異議あり、中原有範固く執て害なしといふ、僧疎石も亦これを勧めければ遂に其説に従ひて制可せられ、十二月十五日直義命を天龍寺に傳へ、造營要脚のため船二艘を仕立て、僧至本

を遣はし、貿易の利損に拘はらず錢五千貫を進めしむ、號して天龍寺船といひ、明年秋を以て解纜せしむ(善隣國書記)、是より年々一艘を遣り、元の交通復た始まる、明年は元の順宗至正元年なり。

### 第六十一節 薩摩に征西府を置く、京都武人暴行

京都幕府の小康——臨屋義助伊豫に戦死す——石見の形勢——征西將軍宮の御西下——常陸の形勢——京都の神人僧徒訴を起す——薩摩の形勢——豐筑肥の形勢——常陸南軍兵糧缺乏、陸奥又不穩——京都の擾亂——伊勢神宮の路始めて通ず——京都擾亂の武人擧げらる

〔京都幕府の小康〕 興國三年は京都改元ありて康永元年となる。正月は京都無事にて諸儀式も行はれたれど疫病流行して人みな先帝の祟りとて恐怖せり、月末に直義瘴寒にかゝり、寺社に馬を獻じて禱祈し(武家年代裏書)、醫師少輔入道覺性力を藥治に盡す、軍興以來直義政務の主權を委ねられ、高師直執事となりて専ら軍國の事に當り、威權に募り益驕縦なり、是月師直急病にて絶入りければ、諸大名争ひ往いて其邸に伺候し、軍兵馳違ひ、鼓聲は京都に滿ちたり(中院一品記)、二月に入り直義の病少し快氣につきければ、師直諸國の守護地頭御家人に觸れ、皆三條の第に趨附し(薩摩舊記)、朝廷には釋奠の宴穩座を停め、鎌倉も亦鶴岡の藥師供を止めしに、數日を経て直義の病癒え世間平常に復せり(中院一品記)、京都に幕府を開いてより今は七年を經過し、少康を保つを得て武家の威光は此の如き光景と成れり。三月七日光嚴上皇西芳寺に行幸あり、尊氏及び勸修寺經顯、日野資明等の公卿皆參

集し、上皇僧疎石の衣鉢を受けて弟子の禮を執り給へり(中院一品記)、先帝の時より疎石が帝王公卿諸將の信依を受け、其名望の一世を傾くる此の如し。二十日勘解由小路(佛師)失火し、法勝寺に移り、金堂講堂九重塔みな灰燼す、僧徒丈六の本尊を奉じて逃れ、白河帝安置の大日釋迦像みな焼け、火は粟田口花山院莊を焼拂ひ、山科に至りて熄む(中院一品記)、當寺は白河帝の勅願にて尊崇他に異なり(萬一記、○第一) 文殿幕府ために雜訴を停む(中院一品記)。

〔脇屋義助伊豫に戦死す〕 去年の關東鎮西の外南軍多く利勢なく、宗良親王越後の軍も利なかりしにや、是春は越中の名子浦に在す(李花)、越前利を失ひし後は中院中將等も越中に集りしか。脇屋が伊豫に赴きし事はたゞ太平記に記せり、年月等覺束なけれども其大略は脇屋刑部卿義助は曆應三年四月一日勅命を蒙りて、四國西國の大將を承て下向と聞へ、相隨ふ兵多しといへども越前美濃の合戦に打負けし時、吉野へ馳來たる兵五百に足らざりけれども、四國中國に心を通ずる官軍多かりしかば、急ぐべしとて打立ちて、紀伊路に懸り高野山に詣て、千里の濱を打過ぎ田邊宿にて渡海の船を汰へ、熊野の兵船三百餘艘を仕立て淡路の武島へ送る、此處には安間、志知、小笠原の一族方にて、船を調へ備前の兒島へ送る、此には佐々木(浦)信胤去年より宮方に成りて、廿三日伊豫の今張浦(今)に送る、大館氏明(相馬)伊豫守護に成りて、去年春より居住し、四條有資(隆資)國司にて去年より在國せらる、土居得能の徒讃岐の敵を支へ、西は土佐の畑を境して居たりければ、彌勢を得

て威を振ひしに、五月四日國府にて義助俄に病を受けて、僅七日過ぎて墓なく成るとあり。豫章記に「此比細川頼春は阿波讃岐土佐の事は給る、伊豫國に望を掛け内訴を申さるれども、更に公方様御許容も無かりければ、下國の時に事を左右に寄せて被取懸、通朝(河野通盛の子、後遠江守)弱年より在國にて公庭疎遠なりければ、可申披様もなく、只合戦を被憑なり、康永元年頼春大勢にて石鐵山麓大保木天河寺に陣を被取けるが、或時周敷郡千丈原に打出で、河野一族十七人十死一生の日を取て合戦し、一人不殘討死したり、然れども河野一族多かりける間北條吉岡邊まで度々相戦利を失はざる間、暫くは相支えたるに、京都は南方蜂起の間、頼春被召上、其後南方共に京都の事をのみ馳走の間、國事は被差捨計也」とあり。兩書共に疎漏の節多けれども、義助が伊豫に下りて死したるは是年なるべし、其比伊豫の事は此外に徴すべきなし。

〔石見の形勢〕 石見には、二月上野頼兼、武田信武、共に福屋より小石城に押寄す、新田義氏、周布左近將監(兼茂)等を率ゐて救ひしも利なく、十七日城將出でて降り、井村兼雄も(三隅の族)亦降り頼兼信武兵を周布城に移し、進んで三隅城を攻め、大多和、鳥屋尾、矢原三城に向城を築いて争戦し月を踰え、三月十七日鳥屋尾を夜討しければ、鳥屋尾の守將高津、波多野、河越、徳屋の徒守る能はず降参す、因て、井尻某に之を守らせ聽て引還れり。初め三隅信性の起る時田村盛泰來原郷を失ひて上野頼兼に應じ信性に抗せり、去年頼兼が三隅を攻むるとき壘を其邑に築き扼守せり、六月

南軍の來原に出でたるを盛泰逆戦し勝たず、退いて其壘を保ち、是より相持する十餘年決せず(吉川、小早川文)と云ふ。

〔征西將軍宮の御西下〕 征西將軍宮の伊豫を發向せられたりしは此春なるべし、忽那軍忠日記に、

一征西將軍宮當島渡御、供御、并御手人々兵糧事、一同宮御服調進事、一同宮鎮西御下向御出立、並路次御供以下事、一同御手十二人、衣裳兵糧沙汰事三ヶ年、一勘解由次官父子鎮西御渡海事、一中院内大臣法眼御房渡海、一大將四條中將殿宇和莊御迎事兩度(略)と見え、三ヶ年とは延元四年より去年迄の數なれば、鎮西下向の出立は是春に當る、勘解由次官は五條頼元(第七章第五節、中院は冷泉持房(第五十節)、並に宮の輔佐なれば同時の出立なるべし、四條中將は國司有資なるべし、宇和莊御迎は征西宮御出立と別事ならん、或は宇和莊まで宮と俱に往きたるを忽那が兵を以て迎へたるか。阿蘇文書到來興國三、五、二十六と端書ある五月八日の狀に、征西將軍宮今月一日著御薩州津、御渡海無異、殊以目出度候とあるは、伊豫よりの御渡海なるべし。征西宮の西下は、太平記に少し浮きたる文句あるのみにて、是事は是までの大疑團にて、九州には世良親王とさへ謬傳せし程なり、菊池武朝申狀に、興國以後者武光奉成故大王入御、最初於八代城自退治一色入道道猷父子之後とあるを以て、最初に菊池へ入御と信せられたり、されど、菊池は當時武士が代にて、是年八月弟乙阿迦丸養嗣となりしが、武光に當れば興國は全く記憶の誤りにて正平と改むべきなり。三條泰季の

薩摩に下りしより、阿多平氏一族首に之に應じ川邊、指宿、知覽、喜入、穎娃、谷山、別府の徒な其門葉にて、南郡は略南風に向へり、谷山氏は千々輪城に據り、最も富強と稱す、是に於て徳本に征西宮の行營を造りて迎入れ(薩摩書記、山田聖榮白)記、薩日隔地理考、是に於て諸方翕然として應じ、谷山の軍勢日に盛んに、書を肥後に移し、阿蘇惟時、惟澄等に島津氏を背撃せしむ(阿蘇文書)、島津道鑑は六月十五日を期して兵を白羽(谷山郡)に會し谷山を伐たんとす(薩摩舊記)、谷山の軍まづ發し、七日鹿兒島郡に入りて新福寺の外城を焼き、兵を縦つて之を破り、九日牛下に進み太刀撃して殺傷する所多し、道鑑期に及んで自ら將となりて來たり、十九日谷山の軍と戦ひ大に敗駟し、二子師久、氏久、皆傷つき負傷勝て敷ふべからず、兵を集めて引退きしに、伊集院忠國復征西府に應じて追躡し(阿蘇文書)、薩摩の南軍大に振へり。

〔常陸の形勢〕 常陸には高師冬關大寶兩城を攻圍するといへども軍勢甚だ寡弱なり、北畠准后結城親朝に兵を出し、伊佐西明寺と相應じて之を擾亂せしめんと、使僧路に相望めども親朝稽緩して出でず(蘇城文書)、世に傳ふる親房の關城書は、二月廿五日付にて、此時關大寶等六城の狀景を叙述して親朝を慰勉したる文なり、後人の結城文書を以て構成したるものならん。石堂義房は陸奥府に據り、國司春日顯信之を回復するを得ず、義房三迫の險を扼して、陸奥諸族を催せども、是も亦觀望し至らず、國司の軍因て義房を撃ち義房力を盡して抗掉し(飯野文書)、是を以て奥軍も亦出づるを得ず。關大

寶城中漸く困弊せり、三月二十四日准后親朝に書を贈り、子の一身は天に付し、先帝に殉ずる覺悟なれど、當城陥れば天下の事恐くは復濟し難からん、聖德太子の識文に今年は正に開運に當る、凶徒の滅亡は衆庶の知る所なり亦何ぞ疑はんと勸勉したり。時に親朝は國司顯信と共に兵を合せ、四月一日石堂義房を三迫に破り、義房遂に逃走し、多田入道(多田木工助 貞綱ならん) 欺を送りければ、之を常陸に報じ、將に師を整へて來援せんと告ぐ、五月五日使者關城に至り城中大に喜べり。是時幕府は諸國の疲倦に乘じ、百方詭計を廻らして誘惑を務む、僧淨覺なる者承勅と稱し來たりて處分をなす、北畠准后これを聞いて、親朝が使に付して、東國の事は一切御委任にて降勅なきは先帝の命なるに、遽に勅裁のあるべきなし、誤り信する勿れと申送れり、親朝は尊氏が勸降の直書を得たれど返答せざりしに又も書を贈りて苟も心を翻へし宮方を攻むるに於ては、領地官職改動なかるべしとの勸誘書を見てより、親朝稍異心を動かしたり(結城 文書)。

〔京都の神人僧徒訴を起す〕 京師は小康を保つ七年に及び、寺社邸第の修造興りや、舊觀に復すと雖も、神人僧徒訴を起し、武士驕縱にして又疾疫流行等にて人心安からず、神木歸座に因て五月二日春日社奉幣使を發して僧徒を慰藉せられ、皇太子の痘瘡平癒の爲、朝官に課して一萬四千基の石塔を河合河原に建て(師守 記)、僧疎石は高師直に勤めて眞如寺(仁和寺の城内)を建てしに、師直が父師重の喪に遭ひて、其寺に追薦を營む(常樂記、祇園執行 日記 夢窓年譜)、河内交野八幡宮五座の神人守護細川顯氏と評論し、

神輿を祠壇に擁し、京都毎度駭きける處に、八日直義の第に火あり、武士救ひて打滅ぼしたれど人心猶皇々たり(師守 記)、花園法皇は萩原殿(仁和寺の附近)に世事を厭ひ給ひ、年始に持明院へ御幸有のみ、十七日光明帝萩原殿に御幸あり(中院一 品記)、政務は例に依て上皇の文殿に於て聽給ひ、前大納言勸修寺經顯執權となり、權中納言日野資明執事となり、其他の傳奏は油小路隆蔭、平宗經、大藏卿高階雅仲、前參議坊城經季等なり、外記押小路師茂、及び師利、師治、大判事中原明成、史小槻匡遠、判官中原章有、佐渡秀清、高倉章世等寄人たり。直義が幕府の政をなす、一に先代鎌倉の故事に遵ふ、師茂が累世官の文書を掌り故事に諳練するを以て、二階堂道本(伯耆守 行周)をして宣下の禮法を問はしむ、師茂長井廣秀(大膳權 大夫)に因て委しく之を言ふ、直義之を上杉朝定に授く、其後も薦任の事あれば、師茂に舊記を問ひて後に決せり(師守 記)、幕府は朝法の下に政權を委ねられ、朝の典故に達せざれば何事も行ふを得ず、故に長井攝津間注所諸家の外に、足利氏の腹心を托する高、上杉の徒もみな元公家なるを以て政事を左右し、足利一門と雖も、其下風に立ちたるは、朝廷の尊嚴を畏るゝによりてなり。

〔薩摩の形勢〕 薩摩には鳥津道鑑谷山より敗還し、千臺(高城 郡)に屯營し、令を薩隅に傳へ、近者四國宮と號して當國南郡に落下り、令旨を回すとて兵を催せども至る者少し(薩摩 舊記)、谷山には伊集院の應ぜしより、原田光富等咸く馳集まり其勢益盛んなりければ、鳥津久實、家久、滿家院厚智兩城

を棄て、逃れ、日置莊石垣城風を望んで潰え、矢上中村二氏鹿兒島に復せり、南郡には北軍なし。七月征西府は薩摩山より千臺を攻めんと謀る、東郷在國司の徒みな背撃を約す、因て使を阿蘇惟時に馳けて、八代(中院義定)と申合せ、舟手より和泉山門水俣諸城を焼いて其背を潰さしめ、八州の安危を一戦に決せんとす(阿蘇文書)。道鑑は僅に杉、篠原、權執印、及、彌後諸氏の兵を得て、九月四日伊集院に入りて自在原に戦ひ、六日谷山の佐々野木原に向ふ、征西府の兵逆撃して勝たず、明日大に谷山に戦ふ(薩摩舊記)、矢上忠純催馬樂城より來たり撃ちて篠原國道を斬り、道鑑の軍孤立す、適ま姪忠氏山北の兵を催して來援す、谷山祐玄牛下の險を扼し波平の路絶え、祐玄膂力無隻にて衆みな震怖す、忠氏兵を青屋松林に伏せ、只一騎祐玄の陣に至り島津忠氏罷通るといひければ、祐玄大音にて待ていかで只通るを得んと、跳り出で徒手にて組付きしに、忠氏組伏せて首を斬りければ、伏兵出で、血戦し、波平に至り道鑑と俱に兵を引いて還る(山田聖榮自記)、十三日伊集院に入り、平城を攻めたれども勝つあははず(薩摩舊記)。

〔豊筑肥の形勢〕 征西府の初めに當り豊筑肥の事は傳はらず、七月に探題一色道猷筑後肥前を征伐せんと兵を徵すれど應ずるもの少く、翌月幕府の御教書を得て催促したる跡あり(領遺寺、深堀文書)、薩摩の波動筑肥の境に及びたるなり。此比、菊池武重が家は弟武士相續したり、肥後の廣福寺(玉名郡)に八月七日の起請文あり、假令武士勝れたる議を申すとも、對馬殿、林原殿、島崎殿、須屋殿の一統なく

ば、我議を捨てらるべく候の文あり、對馬殿は兄木野武茂にて家事を總攝したる人なり。又同弟乙阿迦丸の起請文に、繼武重武士家之間、於文武二道一仰三正□天命の文あり、武士の嗣に定まりたと判せらる、武光の幼名なるべし、武重は剃髮して歡喜と號し、興國三年八月二日東福寺に於て死すとの傳あり、されば、死後の誓約なるにや、谷山より阿蘇大宮司に後撃の令あれど出兵の跡を見ず、此比は懸賞軍功の末に恩賞の沙汰となり、限りある土地は希望の半をも充たす能はず、南北共に不平の人多く、幕府より離間の策行はれ、阿蘇氏の躊躇は關東の結城と一轍なり。吉野に於て去年來恩賞を議せられ是年六月惟時に阿蘇南郷兩村を賜はり、甲佐健軍郡浦三社領及び薩摩守護は元の如く、惟澄に肥後の隈牟田莊(大友氏奉調所)守富莊を賜はれり。然るに惟時は猶一條家領の阿蘇にある者を得んと望めど、執政家領は收公せざるの古例なるを以て否まれ、又二子戦死の賞地を望み、因て遠く常陸の北畠准後に請託し、使者の往復九十餘日に及び再往押返したり(阿蘇文書)、かゝる事情にて出兵遷延したるなり。

〔常陸南軍兵糧缺乏、陸奥又不穩〕 常陸には高師冬關大寶を攻圍すれども兵不足にて數々接戦に月日を送り、城中も亦奥軍を待てども至らず、八月比は資糧稍乏しく、僧宣宗をして白河に之を請求せしむ(結城文書)、陸奥は津輕岩楯の曾我貞光幕府に附て南部政長を攻め、北部より急を國司に告ぐ、因て春日顯信森某は遣はして政長を援けしめ(八戸系圖)、關城の益迫るを以て結城親朝の兵を促がせ

ども、親習は宗家小山氏に歸順を勧めて相共に功を立んとて、交渉に月日を延引せり。十月に至り關城中の兵食共に乏しく、關宗祐の經營甚だ苦む、北畠准后親朝に小山政光が兩兄を捨て頼朝を助けたる故事を引いて、小山援くべからざるとも自ら重任に當るは弓箭の面目なりと勸勉すれども、親朝猶豫し決せず、十一月金二千疋、子顯朝より金十五兩を餽りて關氏の費給を助く、城中に其半を達するのみ、准后七因附託其人を得れば絹纒も届けど、商旅に託すれば或は全く達せず、城中窮困し瑣細の事まで報道を煩はす諒察せられよと申送れり。敵軍も亦疲れ、京都の擾亂を聞きて内顧の憂を抱き士氣沮喪し(結城文書)因て對峙して年を越えたり。

〔京都の擾亂〕 京都の擾亂とは高師直の驕溢に因て黨派の軋轢を生じたる故なりとは、後の成行にて推測せらる、其表面に發露したる事を擧ぐれば、六月比まで人心猶靜まらざる折柄に、判官中原章藤(章有の子)前内藏助大中臣盛親と娼妓を争ひ刺違へて死し梅尾の僧房へ火を縦ちて焼き、上皇の六條殿より歸路に大判事中原明成父子上皇に逢ひ車より下らず、牛飼に咎められても猶下らず過去りければ、聞くもの皇威の凌夷を懼慄せり、七月六日の夜は羣盜徒黨を結び、長井廣秀が北野詣の留守に其邸に押寄せんとしたれと遂げず(師守記)、九月六日上皇持明院の八講を畢りて還幸に、五條樋口東洞院を通行は夜に入りしに、武士二三騎蹕を犯し、牛飼に呵せられ弓を彎て射たり、其矢は御車に中り、武士は其まゝ馬に策打て走去れり、西園寺大納言(公重)車より下り馬に上りて護衛し還宮あ

り(武家年代記裏書、鶴岡社務記、棟神皇正統記)、此二三騎は太平記に土岐彈正少弼頼遠、二階堂下野判官行春、今比叡の馬場にて笠懸を射て芝居の酒に時を移し、夜更で歸りけるが、樋口東洞院の辻にて御幸に參合ける、召次走散じて下候へと匂る、行春は馬より飛下て傍に畏まる、頼遠は此比時を得て心の任に行跡しければ、馬を懸居て、洛中に頼遠を下すべき者はいかなる者ぞと匂りければ、前驅の御隨身院の御幸と呼ぱりければ頼遠醉狂の氣や萌しけん、嗚々と打笑ひ、何院と云ふか、犬と云ふか、犬ならば射て落さんと御車を真中に取籠て、追物射にこそ射たりけりとあり、少しは敷衍あらんも、彼中原明成の事に相較ぶれば、武人の放縱なる是程の酒醜はしも仕つらん、幕府は惶懼し、三七日の政務を停めたり(武家年代記)。

〔伊勢神宮の路始めて通ず〕 京都は少康に慣れて武人驕暴を振まひ、大倭も略靜まり、今は伊勢神宮の路塞がるのみなれば、造營の期も迫り、去年より師を増して之を開かんと、田丸城を攻むる既に數年なり。八月吉野より伊勢の諸將に勅し、益城壘を修築して京軍の侵撃に備へしむ(中院一品記)。京都には祭典の久しく闕くるを以て、銳意、これを恢復せんと、仁木義長(右馬權助)を遣はし(中院一品記、師守記、鶴岡社務記)、久原右馬允等を促し(南狩遺文)、力を費せて田丸城を攻めければ、城兵支えず二十八日遂に陥あり(宮闈宣記)、數城みな守りを棄て、神宮は義長に攻取らる、是に於て九月十一日、京都には權大納言中院通冬を奉行とし例幣使を發し(中院一品記、鶴岡社務記)、十二月十一日神今食を行はる(關太)、光明帝立

ちてより神宮始めて通せり。熊野には豪族鶴殿莊司等競ふて南軍に應じ軍忠を立つ(紀伊壇風土)、其水師は海路より土佐花園宮の軍に助勢し、九月綿打金澤の兩將進んで津野新城岡本諸城(備前)を攻め、北軍苦戦し、堅田某等戦歿す(南後)、伊勢以西海岸は南軍勢を得たり。

〔京都擾亂の武人罪せらる〕 直義嚴に土岐二階堂の罪を治せんとす、行春は事の子細を糾明し死を宥して讃岐に流さる、頼遠は美濃に逃歸り兵を擧げんと謀る、直義頼遠が兄頼清の子頼康以下に御教書を與へければ、頼遠が事行はれず(太平)、十一月廿九日又上洛す、京都周章し幕府の兵嚴重に警固しければ、翌朝頼遠は嵯峨に赴いて夢窓國師に憑依る、幕府勢これを圍み、鼓噪の聲は坊陌に充滿して終日騒ぎ(中院)、遂に頼遠を捕へて侍所に引渡し、兵士は皇宮を護衛し、終夜徹せず、十二月二日頼遠を六角壬生にて斬罪に處す(武家年代記、鶴岡、社務記録、常樂記)、頼遠軍功を待みて強暴最も甚だしく、公卿の莊園美濃にある者は悉く押領して己が有となし因て公家より目を側だて、怨まれたりしに、誅せらるゝと聞きて皆快と稱す。太平記に此比京都の秩序壞れたる滑稽を叙して曰く頃日の習俗華洛變じて戎國と成りぬれば、皆院國王と云ふことも知らざりけるにや、頼遠斬られたると聞きて、抑院にだに馬より下らんには、將軍には土を這ふべきかと欺きける、されば可笑事共多かりける、爰に雲客にて破れたる簾より見れば年四十餘也が眉作り鐵漿付て、立烏帽子被たる人の、轅秃たる車を打共行ぬ疲牛に懸て北野の方へ通りける、武士共時を得たる人、太逞馬に思々の鞍置

き、色々の小袖ぬぎ下て、楓の枝手毎に折挿、早歌交りの雑談し、二三十騎内野の芝生を歩ませたり、主人と覺しき馬上の客此車を見付てすはや社(コト)、件の院といふ曲者よ、いざ下らんと一度に颯と馬より下、頭を地につけて畏りける、車に乗りたる雲客は又是を見て、若是は土岐が一族にてや有らんと違騒ぎ、車より飛下りける程に、軸に當て立烏帽子を打落し髻放成、片手には髻を執らへ、片手には笏を取直し騎馬の客の前に跪きける、其日は聖廟の縁日にて、參詣の貴賤是を見て路頭の禮は弘安の格式に定め置かれたり、雲客武士に對せば車より下髻を放つとはなき物をとて笑はぬ者は無かりけりとあり。

### 第六十二節 東西の南軍競ひ、幕府離間を行ひ、常陸關城陥る

越中伊勢方面の南軍——九州の南軍——伊豫備後の南軍——幕府常陸南軍の離間を策す——幕府違令不運地の式目を加ふ——北畠氏の計畫水泡に歸す——鎮西の南北兩軍の對峙——常陸の關城陥る——  
神人僧徒の歌訴益沸起す——但馬の南軍

〔越中伊勢方面の南軍〕 京都には去年の暮(廿三)、尊氏直義の母上杉三位禪尼薨じ、兄弟共に喪を以て解官し、院の文殿卅日の停訴中にて正月の諸節會に樂を徹し、萬事慎まれたり(公卿補任、宣統記、關太曆、師賢記、愚記)。禪尼の甥上杉憲顯は越後に在て方に南軍と戦ひ、宗良親王は猶越中の名古浦に在す、二十七日

直義より憲顯の子兵庫助直將を越後に遣はして慰問し、且其軍事を助けしめ(上杉)、尊氏遂に權大納言を辭せり(公卿補任)、伊勢は神宮の路纒に通ずれど、南軍五城に據りて抵抗し、仁木義長これを攻めて勝つ能はず(南府遺文)、内宮造營、併せて遷宮の議は兵亂によりて行はれず(愚管記)。

〔九州の南軍〕 征西府を薩摩谷山に起せしより、薩摩山以南は略南軍となり、在國司道超國司城に據りて之に應ず、城は千臺川を帶び櫟野山を負ひ、北西の澁谷相良等と相綴り、島津氏の勢益盛まり、太平權執印等を語らひ、酒匂久景道超を伐ちて漸利ありければ、權執印は阿多郡に入りて池邊城を守り、滿家院の族は伊集院の高橋城を守り、其他山南に在て島津に付くものは伊作二階堂數氏に過ぎず、幕府頻に利を澁谷知覺の徒に啗はしめて離間の策を講ず(薩摩舊記阿蘇文書)、探題一色道猷は筑後に向ふ、兵乏しく將軍の御教書にて肥筑の兵を督促すれど至るもの少く、猶稽緩して發するを得ず(歷世文書、龍造寺文書)、二月大友の一族備前介宗頼、志賀頼房等と阿蘇菊池の間に兵を出す、菊池氏之を鞍獄(郡志)に防ぎて利なく、廿七日宗頼菊池城に押寄す(志賀文書)。四月征西府より中院侍從を遣はして筑後の軍を督せしむ、菊池(野大)武茂これを奉じて竹井城に打出でければ、道猷已を得ず進發し、急に肥前に援を促がす(龍造寺文書)、是に於て菊池武士は大友の兵を拒み、武光(豐田十郎といふ)は少貳の兵を益城に拒み、阿蘇氏の兵は出でず(惟澄申狀征西宮譜)。薩摩山北の諸族に征西府に付くもの多かりければ、中納言中院義定、勘解由次官五條頼元と共に肥後を征するの策を講じ、令旨を阿蘇惟澄に傳へ、權に守富莊

(合志)を兵食料に充て應援を促がす、適々尊氏阿蘇惟時に書を與へ、八代莊道前郷を以て降を誘くに會し、惟時異心を生じ、よつて惟澄も猶豫す(阿蘇文書)、中院義定は肥後の八代あたりに駐營したりしなるべし。

〔伊豫備後の南軍〕 去年大館氏明の伊豫に敗れて備後に走るや、目崎坂主(兼田郡)廣澤五郎これを迎へ、城を修めて兵を起す、四月幕府の守護國人三吉覺辨等を催ふして、其後門に對壘を城いてこれを攻む、城兵拒戦する三旬餘、殺傷する所多し、遂に力竭き出でて降る(福山志料)、氏明走り、遂に終る所を知らず、初め笠置の變に宮人源氏の女伊勢に走り北畠氏に依りしに、氏明これを迎へて子義冬を生めり、吉野行宮に給事し、後北畠顯能に仕へ伊賀の關岡城主となる(關岡家始末)。

〔幕府常陸南軍の離間を策す〕 常陸諸城は高師冬の軍を拒み、年を踰えて撓まず、師冬の軍益衰ふ(集古文書)。鎮守府の軍も亦強し、石堂義房陸奥の兵を督促すれども應ずる者少し、因て幕府の御教書を請ひて徵發し、子義元(左馬助)を遣はし三月二日を限り白河諸城を攻めんと嚴促すれども猶至る者少し(相馬文書)。諸國の南軍競起り、京畿動搖し、幕府内外の憂に堪へず、百方離間の策を廻らして其勢を撓めんと欲す、書を結城親朝に與へ、若し一族を催して奥州勢を助け、軍忠を致さば、建武二年にかゝるは悉く故の如くなるべしと勸誘し(結城文書)、又義房に意を授けて伊達の族を招誘せしむ(伊達世次考)。春日顯時大寶城を出でて關郷に屯し、高師冬が微弱なるを知り、兵を縱つて之を伐ち殺獲甚



だ多し、四月二日結城直朝(七郎左衛門尉、下總の宗子也)佐竹の族と共に拒戦して大に敗れ、残り少く打取られ、直朝は負傷して營に還り死す、年十九なり。五日顯時進んで伊佐城下に屯し、野伏を出して敵の糧運を絶つ、師冬の兵争へども勝たず、城中其微弱にして與みし易きを知り、對馬入道を結城親朝に遣はし其情狀を告げ、惟兵三百を假さば彼を滅さんこと掌を運らすが如しといへど(結城文書、武家雲集)、親朝遲疑して決せず。

〔幕府違令不遵地の式目を加ふ〕 諸國の土地を争ふもの幕府の裁令に遵はず、幕府因て違令不遵地の式目を加へて曰く、或は裁許され、或は奉書をなさるゝ後、子細を申すと雖も、其理なきに因て、許容せられざる輩、尙以て下地を押領して煩ひをなすと云ふ、然る族は違背の咎に處せらるゝ上に、總別について永く訴訟を受理せざるべし(建武式目)。時に小早川備後前司父子、伊豫の弓削島人等と徒黨を結びて、全島の領家職を抑へ、又播磨の寺田太郎等、矢野莊重勝名を抑へ、並に東寺より訴へられ、幕府下知して還さしむれども叙用せず、又難掌光信に訴へられ、守護細川頼春、赤松圓心に命じ、急に遵行の實否、及び濫妨顛末の狀を取りて起請文を具へて言上せしむ(京寺文書)。是月又武家被管輩の本所領を知行せしむる式目を加へ、度々の嚴制に背き、或は請所と稱し、或は約諾をなすと稱して、自由押領をなす聞へあり、向後は堅く停止し、來六月中に本所に避渡さしめ、尙は違背する者は式目に任せて罪科に處す(建武式目)。

〔北畠氏の計畫水泡に歸す〕 高師冬の軍大に疲困し、關大寶兩城も亦糧盡きたり、伊達行朝伊佐の糧を分つて關城に餉り、支へて月を越ゆるを得たり、田村宗季金千疋を大寶城に餉るも達せず、春日顯時僧を頼みて調辨せしむ。小田親郷(初名朝氏)素より兩端を持す、結城親朝勸めて事を俱にせんとなす、故を以て因循不斷にて月日を送れり、大塔若宮親郷の言を信じ、出でて其城に赴き、親郷これを奉じながら遂に事を擧げず、北畠准后密に吉野に奏して別に親王の下向を請ふ、五月一日、某親王(後に宇津宮といふ)關城に入る、准后これを秘し、明日使を白河に遣はし密に親朝に告げて、前親王は危殆なれども其方さへ決行せられなば無事なるを得ん、當城には新親王を迎へたれば、懸て四方より之を仰ぐべしと。親朝の使者は行違ひ十餘日を経て關城に達し、諸族申合せて來援せんとする由を報す、六日に准后の答に、小山の舉動は人々疑信相半ばす、京都より頻に親王を別人に送らんことを促す由なり、早く事を擧げられなば決心せん、若し緩急ならば事に及ばざるべし、親王の輕躁にて此禍を招き給へるは深く惜むに足らざれど、若し他族の手に渡りて一命を失給ふに至らば、家門の恥を遺さるゝを恨む、天下の成敗は略定まれり、是まで協力して今に至り後悔を貽さんとす、家門の興衰こゝに迫れり、能々熟計あれ。伊達田村石河等はみな兵を用意して期日を待つが如し、今速決せざれば復機會は無かるべし、賊徒は微弱甚だし、輒ち攻れば輒ち破る、結城七郎の討死より遂巡退縮し、近頃は信濃諸國の動搖によりて、引還る者多く、餘す兵は七百計り、諸處の小砦を守る

ものを驅集むるも僅に千に充つべき歟、塹を埋めて進めば我より填草を奪はれ、地に穴を掘て入らば全軍悉く押し殺さる、因て手を空くして策なく、柵を兩重に造りて來たり迫れど輒ち我より破壊せらる、若し援兵少しく至らば忽ち潰亂して走らん、然るに猶遅延せらるゝに因て、城中の食盡き伊佐の糧にて一月を支へしに、大寶も亦窮乏を告ぐ、かゝる弱敵を追拂ふを得ずして、自ら飢餓に陥るは實に痛恨の甚だしき、よくよく考量あれ。那須地方へは兩度書狀を遣はし、又平氏の輩を招ぎたり、宜しく相談あるべし、安達西根本宮の諸壘みな攻落されたりと傳ふ、事實ならば誰々が此功を立てたるやを報知せらるべし。吉野の使者と稱し僧淨光といふ者來たる聞えは怪しき事なり、在朝の諸卿にかゝる者は嘗て知らざる所なり、必ず敵の詐謀にて味方を狐惑するならん、若し奥州に至るならば宜しく拒斥せらるべし(結城)と言はしむ。二十五日親朝より砂金七兩を關城に餽り來る、これを大寶に分ち六月二日更に使を白河に遣はし、敵益憊れ、而して城中糧乏しく救援の機切迫す、唯末子朝胤(讚岐守)を遣はし、伊佐附近の兵を收拾しても大功を立つべし、此一揮の勞を惜みて人の困難を坐視するは惜むべきの甚だしき由を説かしむれど、親朝は石堂義房より尊氏が權詐の書を得たるに欺かれ、兩端を懷き、北畠氏の使去りて數日の後、誓書を義房に贈りて降參の誠を表しければ、北畠氏の計畫は全く水泡に歸しぬ(結城)。

〔鎮西の南北兩軍の對峙〕 鎮西には探題一色道猷肥前の兵を得て、五月進んで筑後の竹井城を攻

む、城兵拒戦甚だ強し(藤原家譜)、かゝる處に阿蘇惟時幕府に利動せられて北軍に應じければ、阿蘇惟澄變を聞いて、部下の兵を發して矢部城(上益城郡)に押寄せ、惟時が兵守りを棄て、走る、惟澄進んで田口城を攻め對壘を作りて迫り、豊田十郎(菊地)と兵を合せ打て託摩郡の豪族川尻託摩等の援兵を破り猶進んで甲佐、立早を陥れ、民族を焼拂ひ、壘を構へて據守す、少貳の族對馬豊前太郎、大友の族野津三郎藏人、兵數百を以て來たり攻めければ、惟澄血戦し、一族郎黨の負傷する者多し、少貳頼尙又饗庭宣道西郷兵庫允を遣はし、筑前豊前の兵を以て砥用に侵入したれど、惟澄馳向ひ、力戦して打退く、惟時も亦一色大友の兵を合せて荳野を侵したれど、惟澄に拒まれて引還り(惟澄)、肥後の北軍利勢を得ず。一色道猷は更に筑後守護に國人を督發して竹井城を攻めしむ、城兵力拒する五旬に及び、遂に力盡きて七月二日、中院侍從、菊池武茂等、夜の風雨にまぎれて荳津城(竹井)に走りしを、道猷追至り又これを陥れ(荒木、龍造寺)、纔に志を得たり。薩摩の島津道鑑はや、勢力を復し、九月子師久を遣はし矢上高純の催馬樂城(鹿兒島郡)を攻め、權執印俊正等に東福寺城を攻めて道路を絶たしむ、城兵拒戦し月を踰え、十二月二日催馬樂城陥る(備前)、征西府は日向の敵來襲する報を得て、阿蘇惟澄に事若し實ならば其の背を撃ちて牽制せしむ(阿蘇)。石見には上野頼兼尙三隅氏と相持し、土佐には細川定禪花園宮の軍と相持し、西國の南軍多く利勢に屬すれど、委しき事は傳はらず。

〔常陸の關城陥る〕 常陸の關城糧盡き僅に數日を支ゆ、北畠准后結城親朝が異心あるを知り七月三日書を贈り、是まで忠節を専らにし、乃父衰老の身を以て熱誠懇篤を盡し、遂に逆旅に斃しを思へば涙は胸に滿つ、たとひ吾を棄つるとも忠節を全くするは至孝に非ずや、是にて永訣をなす、猶三思せられよ、京都近頃の事情は潰頽を極め、直義師直不和にして既に内亂を生じ、滅亡遠からざるに、孤を守りて命を棄つるは遺恨なる由を痛切に申送れり、程なく吉野より上總守護職の允許至り、其命を傳へたれど既に事に及ばざりき。親朝降を納れければ石堂義房より兵を發し軍功を立てんことを督促せられ、其所職領地を預りたるまゝ延滞して還與せず、惟、元の如く修理權大夫となすを特遇となすのみなりければ親朝大に失望せり（結城文書）。九月高師冬關城に迫り、船を湖に泛べて黒子に綴り、大寶の往來を絶つ（集古文書）、親房既に死を決す、往年著はせる神皇正統記を校訂し、補ひて興國に至り、これを吉野に獻じ（古本神皇正統記）、猶守禦する兩月なるも外援至らず（別府、稅所文書）、十二月十一十二日兩城相繼いで陥り（相馬文書）、關宗祐、下妻政泰等討死す（岩城家譜、關城書考）、某親王は陸奥の春日顯信の許に走り（結城文書）、親房は吉野に逃歸る（阿蘇文書）、師冬兵を伊佐に移し、伊達行朝は出降る（別府、稅所文書）、關氏は藤原秀郷の裔にて、關を世襲し、宗祐に三子あり終る所を知らず（關城書考）、下妻氏は小山の族なり（尊卑分限）、常陸諸城破れ、其殘徒多く陸奥に逃入る、石堂義房諸郡の關門を固めしめ、若し徵發に應ぜぬ者は捕致し、延遷する者は違亂に科す（相馬文書）と分す、是より南黨は陸奥國司に集り、某親王を奉じて北軍を拒めり。

〔神人僧徒の嗽訴益沸起す〕 戰亂久しきに亘り、諸國の領地は舊故に仍ると雖も、豪族恩賞を要し、事故に託して所務を濟せず、幕府の裁令多くは具文にして行はれず、故を以て神人僧徒の嗽訴益沸起すれども、京師は小康に慣れ、公卿諸將徒に驕縱に流れ、年を追ふて内亂の兆を滋くせり。延曆寺より近江淺井國衛を訴ふるも決せず、六月日吉神輿を西塔の釋迦堂に擁す（紙圖傳、行日記）、興福寺僧徒も亦事を憤りて春日神木を宇治の平等院に遷しければ京師の恟擾一方ならず、七月神木は歸座したれど（武家年代記）、猶叡山の炬火は京を照し、神輿を昇ぎ來たと流言す、幕府兵を集めて備へをなし、武士悉く直義の第に集まること數度に及び、京師の周章は魔障に似たり（紙圖傳、行日記）、八月には交野八幡宮の神人闘争し、因て石清水の放生會を停む（續抄史）。上皇は叡山のために物情恟悞するを以て、十月に院誼を下して理訴に決せらると雖も、猶地頭と諍ひければ、天台三門跡旨を諭し、理非を論せず必ず新補本補を改替すと約し、漸く神輿を還すことを得たり。幕府恩賞奉行を置きしに諸員相請託して奸をなす漸く甚だし、治部兵衛大夫某の姦曲發覺し、直義其出仕を停めて領地を取上げ、遂に重科に處す（紙圖傳、行日記）、幕府の政益頽れ、東西の捷報は益頽波を揚げたり。天龍寺の造管宏莊を極め、立柱式には尊氏直義儀衛を盛にして臨み、上皇は待臣を遣はされ、是に至り法堂、山門、寮舎、廊廡みな成りければ、十二月上皇親ら上梁文を製して賜はり其上に掲げしむ（續本朝通鑑）、伊勢内宮の正遷宮も延引

の末廿八日に行はる(愚管)。

南北朝時代史 第四編 南盛北衰時代 第八章 後村 第六十三節 南軍 上皇與國の亂 利を失ひ京都懈怠

五六六

〔但馬の南軍〕

但馬は新田義宗兵を開山城に擧げ、守護山名時氏往いて攻め、太田、八木、三宅、田結諸族を降せしに、十二月に荻野源太(太平記に荻野忠朝足利氏に懇めて高)南軍に應じて、國人動搖し、(紙圖執)近畿の山陰亦穩かならず、斯くて是年は暮れにけり。

### 第六十三節 南軍利を失ひ、京都懈怠

朝事の弛廢——鎌倉公方の起り——越後但馬備前の南軍不利——陸奥九州の南軍不利——僧徒の嘯訴  
類出、朝事の曠廢——越中の南軍平げらる——足利氏の増長——寺社の紛争

〔朝事の弛廢〕

興國五年(北朝康永三年)此比は感冒の咳病流行し、是年正月は寒氣殊に強く、上皇咳病に罹り御療養のため食あるべしとて政務を帝に委ね、院中の事は執權勸修寺經顯に沙汰せしめ、何事も行はれず。光明帝の立ちしより軍國の事は幕府に任せられ、尊氏兄弟因て鎌倉の故事を襲用し、公武交渉の事は外記に諮問し、舊例故式と稱して世に矜式し、威望のみ隆盛になり、上皇文殿は唯其成案に従ふのみ(師守)。越訴、雜訴、庭中の式日も停止がちにて出仕する者希なり。二月に上皇の咳病痊えて、十六日政事を行はれたり。洞院公賢は先帝に信任せられ、治體に練達し、名望世に重し、弟公敏、公泰(冷泉と)、子實世、實夏並に肺腑を託し、機密に與り、南狩の後公泰、

實世は吉野に祇候し公賢、實夏は京都の邸に居りしに、宰輔に其人乏しく、政務は多く公賢に問ひて決せしが、去年四月起して左大臣に任せらる。朝事解弛して擧がらず、名家輩にて執柄家の子息と抗論するに至り、政治さへ延遷して月を踰え、翌日雜訴の沙汰あるとて、公賢に必ず參仕すべしと申來たれど、有名無實なりとて病と稱し、意を決して辭表を上る、上皇許さず、廿七日文殿の雜訴に、公賢先づ入りて事を奏し、後に執權經顯別當資明傳奏平宗經等皆參仕し、久振に議事ありて黄昏に及び散じたり。花園法皇吉田定房を敬重ありしに、定房は吉野に薨じ、京師に繼嗣を定めざりしを、是に至り相續の沙汰ありけれど、猶子の弟資房は先朝に廢しおかれ、少子守房は未だ材資定まらざれば成長を待つべしとて姑く事浸みたり(圖太)、京都の諸事草創に同じく時變化したるも先朝の改革をば物狂はしき沙汰となし、務めて舊章に遵由せらるれど(後愚)、武人跋扈して何れも潦倒に成り行けり。師守記に是年正月前坊を前關白近衛基嗣の邸に徙さると見ゆ、先朝の廢太子は恒良成良兩宮あり、太平記に延元三年四月共に幕府の毒殺に逢ふとあるは、金崎にて捕はれたる恒良太子のみなるべし。

〔鎌倉公方の起り〕

高師冬は常陸に打勝ち、二月軍を武藏府に還して將士の功を録し(別府)、鎌倉に還り、閏月二日發して歸洛せり(鶴岡社)、鎌倉には尊氏の嫡子壽王(年十)首服して義詮と名乗り、正五位下左馬頭に任ず、是より足利氏初仕の資格となす(足利官)、世に侍從殿(鶴岡社)といふ、鎌倉公

南北朝時代史 第四編 南盛北衰時代 第八章 後村 第六十三節 南軍 上皇與國の亂 利を失ひ京都懈怠

五六七